

第16日目(3月16日)

議長(阿部久夫君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、副市長から公務のため午前欠席、病院事業管理者から公務のため欠席の届出が出ておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算の審議を続行いたします。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長 それでは8款土木費についてご説明を申し上げます。ページ数については174、175ページをお開き願いたいと思います。2項道路橋りょう費の1目道路橋りょう総務費でございます。前年対比104万円ほどの減になっておりまして、968万円ほどの計上でございます。説明欄の丸、道路橋りょう一般経費でございます。前年比96万円ほどの増となって123万円ほどの計上とありますが、これにつきましては、明細に書いてあります謝礼から看板制作等委託料、これまでは今年の秋に共有開始を予定しております八海橋の開通式典の費用として計上させていただきました。

2番目の丸、道路台帳整備事業800万円でございます。前年比200万円ほどの減ということでございます。これは道路台帳整備の委託ということで、新規の認定、改良部分修正等、交付税算定調書の作成等の業務でございます。

176、177ページをお願いします。2目道路橋りょう維持管理費1億7,654万円ほどでございます。前年対比378万円ほどの減となっております。説明欄の丸の道路橋りょう維持管理一般経費1,044万円ほどでございますが、前年より168万円ほどの減となっております。その中の主なものにつきましては、下から3番目の長寿命化修繕計画策定委託料600万円、これは国の交付金を充てまして、今年度327橋の修繕計画を策定しまして、これで全601橋の計画を完了するものでございます。

次の丸、道路橋りょう維持補修事業費1億5,410万円ほどでございますが、前年比210万円ほどの減となっております。

中ほどの道路補修業務委託料2,500万円につきましては道路補修の年間委託、あと安全柵の脱着だとか道路除草等でございます。三つ下の道路橋りょう修繕工事費でございます。1億270万円でございますが、前年対比1,887万円ほどの増となっております。これにつきましては国の交付金による大規模舗装修繕4路線、それと市道の一般修繕工事でございます。一番下の地元施工道路整備補助金、これにつきましては前年比500万円ほど減額し、1,500万円の計上をいたしております。要望のあります集落の消雪施設整備等を予定しているところでございます。今現在予定しているのは泉盛寺区、八色原区、大崎区、一村尾区の消雪井戸及び道路整備等でございます。

次の丸の交通安全公費金事業費1,200万円でございますが、前年と同額でございます。これは交通安全特別交付金を財源を元にし、ガードレール、カーブミラー、区画線等の安全施設の新設や修繕を行うものでございます。

次に3目道路橋りょう除雪事業費10億4,715万円ほどでございますが、前年対比7,725万円ほどの減でございます。これは消雪の新設改良事業等による減額が主なものでございます。説明欄の2番目の機械除雪費6億3,417万円ほどでございますが、前年比405万円ほどの増額となっております。下の除雪車修繕料3,000万円につきましては、ロータリー等の市有の41台の定期整備、修繕料で前年比400万円の増額となっております。下段の除雪等業務委託料につきましては平年雪の対応額、10メートル程度の累積降雪を見まして、前年度と同額の6億円を計上いたしました。

次のページ178、179ページをお願いいたします。丸の消融雪事業費1億2,137万円ほどでございますが、これにつきましては市道等の773本の井戸と電気料関係の計上でございます。

次の丸、消融雪施設維持管理事業費は交付金事業の消雪パイプリフレッシュ事業を含めた消融雪施設の工事費を中心に前年対比332万円ほどの減でございます、1億7,790万円の計上でございます。下の消雪パイプ修繕料につきましては、小規模修繕の対応としまして150万円ほど増の650万円を計上しました。三つ下の消融雪施設修繕工事費7,000万円は前年度より500万円ほど増となっております。井戸の洗浄やポンプ、パイプ、ノズル等の修繕でございます。次の消融雪施設工事費1億円でございますが、前年比1,000万円ほどの減でございます。これは交付金事業の消雪パイプのリフレッシュ事業で8路線ほど予定をしておるところでございます。

次の消融雪施設新設改良事業費2,820万円でございます。前年比6,760万円ほどの減でございます。減額の要因につきましては交付金雪寒事業で行いました関山姥島線雪崩予防柵が完了したというものでございます。

次の除雪機械整備事業費8,000万円でございます。前年比1,600万円ほど減でございます。これは各地区に配備の大型ロータリー2.6メートル級2台と2.2メートル級1台、この3台を更新する予定であります。

次に4目道路橋りょう新設改良費、これにつきましては市単独事業及び交付金事業等、それと地方特定道路整備事業を含めまして、前年度1億5,746万円ほど増額の6億7,780万円の計上でございます。備考欄の道路新設改良事業費、これは前年より1億5,446万円ほど増額になっておりまして、6億6,780万円を計上しました。測量設計等委託料5,271万円、市道改良工事費3億3,559万円、土地購入費4,660万円、次のページの物件補償費2億1,560万円でございますが、これは交付金事業12路線、市単独事業13路線、地方特定事業1路線を事業予定としております。交付金による主な新規事業につきましては、塩沢地区の中学校前道路及び上神字滝谷線の滝谷橋の歩道整備、それと大和地区の名木沢浦佐線の橋りょう整備に着手したいというものでございます。

前のページ、179ページに戻っていただきまして、中ほどの平手川橋建設事業委託料がございませう。これは十二沢川改修関連で市道市役所通り線の平手川橋の拡幅を含めまして実施設計費委託料1,400万円でございます。

180、181ページをお願いしたいと思います。備考欄の丸の街路新設改良事業費交付金、これにつきましては測量設計委託料1,000万円は西泉田地内の国道291号から17号線に接続します消防の庁舎がございませうが、そこに接続する街路の竹俣泉田線ということの用地測量と物件調査を行う予定としております。

次に3項河川費1目河川総務費、前年対比57万円ほど減の1,557万円の計上でございます。丸の河川管理費でございますが、前年より60万円ほど減の1,513万1,000円の計上であります。主なものとしまして、中ほどに記載がありません一級河川草刈業務委託料、これは例年のとおり県からの委託事業でございますが、魚野川等の約40河川、61万平方メートルの草刈を予定して前年と同額の1,281万円を計上いたしております。二つ下の河川修繕工事費90万円でございますが、前年対比60万円の減、これは準用河川の土砂しゅんせつ工事を予定しております。

4項都市計画費1目都市計画総務費でございます。前年対比1,310万円ほどの減ということで、106万円の計上をいたしました。この大幅な要因につきましては、都市計画の用途及び計画街路の見直しのための基礎調査が終了したということで、今年度見直し案をほかの計画との調整を図りまして、関係機関との協議に入りたいというふうに考えておるところでございます。

次の182、183ページをお願いします。都市計画事業費、2目の都市計画事業費でございます。前年対比6,086万円ほどの増で14億4,957万円ほどの計上でございます。昨年度で市道の上村上野線の街路事業が完了しましたが、今年度は下水道特別会計の繰出金の増額が要因ということで増額になっております。説明欄の丸、景観計画策定事業費150万円でございますが、これは県の地域振興戦略事業費補助によりまして、地域コミュニティの活性化を目指し、居住と人口交流増加に向けまして、石打地区の景観形成協定等の計画策定を行ってきたいというふうに考えています。今までに実施しました毘沙門通りやつむぎ通り、それとともに市の景観計画策定時には景観団体として登録したいというふうに考えているところでございます。

次の公共下水道事業対策費14億4,807万円ほどでございますが、前年比1億8,066万円ほどの増でございます。これは下水道特別会計への繰出金でございます。

次に3目都市計画施設費3,849万円ほどでございます。前年対比396万円ほどの増でございます。丸の浦佐駅前広場管理費401万8,000円ほどでございますが、前年対比24万円ほどの減でございます。主なものでは修繕料80万円、これは駅前広場の縁石等の修繕を考えておるところでございます。ほかについてはほぼ前年並みの経費を計上しております。

次の六日町駅自由通路・シンボル施設管理費1,899万4,000円でございますが、前年対比105万円ほどの増額になっております。

184、185ページ。これの中ほどの施設修繕工事費160万円の計上をしておりますが、これは西口、駅の駐車場舗装修繕を予定しているところでございます。

次の魚沼丘陵駅前広場管理費43万6,000円。これにつきましてはほぼ前年同額の経費を計上しております。

次の流雪溝管理運営費1,504万5,000円でございます。前年より312万1,000円ほどの増額となっております。主なものとしまして一番下の調査委託料165万円でございます。今現在、3年ごとに新規取得する暫定水利権となっておりますが、今回この調査の中で安定水利権の取得の可否について調査をしたいということで、その金額を計上しております。

186、187ページをお願いします。上から5行目でございます。下水道接続工事費160万円でございますが、これは取水ポンプ場の下水道への接続工事を予定しております。

次に4目公園費でございます。前年比1,618万円ほど減の2,543万8,000円の計上でございます。これは大原運動公園整備にかかる用地の購入、物件補償等が終了したということで減額となったものでございます。説明欄の児童公園管理費770万4,000円でございます。前年対比26万5,000円ほどの増額となっておりますが、これにつきましては、緑地を含めた24か所の管理費でございます。ほぼ前年並みでございますが、二つ下の修繕料135万円でございます。これは浦佐上島児童公園の木製遊具修繕等でございます。ほかにつきましては経常的な修繕でございます。

次の河川公園管理費でございます。前年比110万8,000円の増となって846万7,000円の計上でございます。

次のページ、188、189ページ。一番上の下水道接続工事145万円、これにつきましては登川河川公園の下水道を接続するというものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度同額となっております。

次の銭淵公園管理費714万1,000円でございます。前年比146万6,000円の増ということで、その中で施設管理委託料の中に水字形池という池がございますが、その泥上げ及び、下の方の施設修繕工事では駐車場の舗装修繕90万円ほどで予定をしております。

次のむかしや管理費32万4,000円及び塩沢交流広場管理費180万2,000円につきましては、ほぼ前年と同額を計上しております。

190、191ページをお願いします。5目まちづくり交付金事業費、前年対比115万円ほどの増額となっております。415万円ほどの計上でございます。これにつきましては兼続地区が最終年度となりましたので、事後評価を行うということから報償費、費用弁償等を計上しましたし、図面作成委託料100万円につきましては観光マップ等の作成、そして観光看板新設工事費300万円につきましては、総合案内板を設置する予定としております。

次の5項住宅費1目住環境整備事業費でございます。前年比184万円ほどの減で9,963

万円でございます。説明欄の丸の2番目でございます。市営住宅管理費でございますが、老朽化等の政策空き家20戸を含む354戸と県営76戸の管理費でございます。前年比187万円ほどの増で1,971万5,000円でございます。主なものにつきましては192、193ページをお願いしたいと思います。上の方から5番目の住宅改修工事費600万円でございます。これにつきましては宮住宅の井戸の取水口の入替え、泉盛寺団地の駐車場の造成、上町住宅竹棟の消防設備の改修等を予定しております。

次の市有住宅管理費でございますが、45戸の管理費でございます。前年比1,054万円ほどの減ということで224万3,000円の計上でございます。これは東泉田住宅の下水道接続工事とかアンテナの改修工事が完了したということで通常の管理費等を計上したものでございます。

次の住生活基本計画策定事業費300万円でございます。これにつきましては新規事業でございます。近年の少子高齢化と人口減少社会を迎えまして、公営住宅のニーズを把握するとともに老朽化している施設の現況調査を実施しまして、今後の基本方針を定めていきたいというところでございます。24年度から2か年の事業でございます。初年度は住宅の長寿命化に関する基本方針を定めまして、25年度には公営住宅の建て替え方針や長寿命化のための維持管理計画を策定したいとしておるところでございます。

次の木造住宅耐震診断事業費、これは前年比224万円ほどの減で、226万5,000円を計上しておるところでございます。これにつきましては利用実績によりまして30戸を予定しておるところでございます。今まで平成18年からこの事業に取り組んで、23年度までに85件の診断を行ったというところでございます。

次の克雪住宅推進事業費でございます。前年比623万円ほどの増で1,880万円の計上でございます。

下の宅地内消雪設備補助金、これにつきましては前年度よりも843万円ほどの増の1,000万円の計上をしております。この事業につきましては平成6年度より地下水の採取に関する条例の施行に合わせまして、地盤沈下区域内の地下水を使用しない消雪設備の普及を促進する事業ということで進めておりましたが、地下水の使用が制限されております地盤沈下区域内につきましては、中心市街地でもありまして住宅の流出や空洞化が懸念されるということから、地盤沈下の進行に対する抑制を図るということで、要綱を改正しまして制度を拡充したものでございます。ちなみに制度につきましては補助対象工事費を105万円から150万円に。補助金の額を補助対象工事費の15パーセントから3分の1にしまして、限度額を15万7,000円から50万円とするものでございます。次の克雪すまいづくり支援事業補助金でございます。前年度220万円ほどの減で880万円の計上で20件ほど見込んでおるところでございます。

次の木造住宅耐震改修支援事業費でございます。前年同額の325万円ほど計上しております。耐震診断を行った住宅につきまして耐震改修費用の3分の1程度の限度額65万円ほどを補助するものでございまして、5件分を見込んでおるところでございます。

次の個人住宅リフォーム事業でございます。前年度同額の5,000万円を計上しました。これにつきましては平成22年度に緊急経済対策として補正予算で取り組んだ事業を継続していくものでございまして、前年度同様に補助率は対象事業費の20パーセント、限度額10万円を補助するものです。新年度の実施にあたりまして、広く制度を利用させていただきよう、対象者については過去にこの補助金を受けたことのない者として、要綱を一部変更して実施したいと考えておるところでございます。

次の194、195ページをお願いします。第6項の国土調査事業費1目国土調査事業費でございます。この国土調査事業につきましては平成19年度から本格的にスタートした事業でございます。24年度につきましては調査の区域、計画区域を作業手順の工程から第4計画区の青木地区については認証取得に向けまして図面の作成や地積の算定をします。第5計画区の野田地区につきましては図根多角測量、細部測量、一筆測量を実施します。全体事業費としまして前年比157万7,000円ほどの増額をいたしまして、4,061万9,000円を計上し、進めてまいりたいと考えております。以上、土木費の説明を終わらせていただきます。

議長 土木費に対する質疑を行います。

松原良道君 まずページ190、住環境設備の事業ですけれども、ここに住宅入居委員手当があります。市長、あれですか、私は常々この住宅入居の選考については担当課が受付を受けると。条件はほとんど甲乙付けがたいのです。私が六日町時代そういう入居の担当をしたときに、果たしてこんなに甲乙付けがたいものを我々第三者が決めていいのかという疑問がありました。できれば私はこれはそういったものでなくて、担当課がきちんと精査して、そして担当課も1人でなくてせめて2人くらいで精査をして、そして選考基準に入った方は、もうくじにするべきだと私は常々思っているのですが、本人が引くくじが一番平等性にかなうと思っていますので、これを一つ考えていただきたいということ。

もう1点は193ページの住宅リフォーム事業。今年で3年目になりますが、井口市政の中では久々のヒット事業でありますけれども、非常に住民の皆さんは歓迎しています。ただ、私がちょっと疑問に思うのは、この2年やってみて事業の申し込みの期限を1か月とかそういうふうに区切ってしまうものですから、なかなかその後いろいろな問題が出て柔軟な対応ができないというのが非常に私は不備があると思っています。

例を言えば、今年の豪雨水害、六日町の市街地ではあれだけの床上床下浸水があって、行政はそうした皆さんにかなりの見舞金を出しているのです。ところがあの時期に、特に山間部にありますけれども私どもの地域でも私ができるだけでは1件か2件、五十沢、城内でも多分そんな感じだと思いますがその内容は、やはり山の斜面の下に住居があるもので水が出た。いわゆる平基礎といいまして昔で言えば60センチの基礎、そこへ20センチ、40センチの風窓がある。そういうところから汚水が入って、土砂は入っていないけれども汚水が入ってそこへ泥がたまると。これは放っておけば必ず床が朽ちてだめになるわけですから、そうした何件かの皆さんが豪雨水害のときに、その工事もう事前にもうしてしまったと。そういう手当がある、ないは別にして、もうこれは大変だからということで畳をはいで、業者を頼んで、床を

はいで泥を出して、また床を張って収めたという皆さんに、全然そうした救いの手がなかったのです。

そういうことを見ると、やはりこの事業はすばらしい事業ですけれども、申込期限を1か月で切るのでなくて、その中の10件やそのくらい20件分くらいの該当金額をちょっと先送りして、そういった状態が発生したときにまた弾力的にそれを活用するべきだと私は思っています。このことは私ばかりでなくてほかの議員、特に9番議員がぜひということで合同で私が質問したわけですが、ひとつよろしくをお願いします。

市長 この住宅の選考委員会、状況が一目瞭然といいですか、もうだめなものはだめ。ただ、同じような状況の人がやはり何人か出るので、その選考という形を取らせていただいているわけですけれども。これは我々でわからない部分に民生員の皆さん方からここに入っているわけですけれども、最終的にくじでいいかどうか。そうなりますと、本当にくじで良ければこれが一番いいわけです。その辺はこれからまた住宅の選考委員長さんとも話をしながら、確かに決めづらいのを決めろというのも非常に酷ではあります。私も委員になったことがあるのですけれども。その辺はもう一度よく相談をしながらさせていただきます。

住宅リフォームにつきまして、今災害的な部分ということが強くありましたので、それはまた別個の、結局リフォームと言っても畳をはいで、今おっしゃったように、泥を出してまた張るということで、本来のリフォームとはちょっと違う部分がありますので、そういう災害要件については確かに、床上になればいわゆる見舞金が出るけれども床下は出ないという制度の不備もあります。そして高床の皆さんなどは特にまたそうでしたが、下にいろいろ置いたものも全部だめになった、だけれども床上でないから何も出ないという、そういう制度の不備もありますので、これはまた国・県の制度の改正としてどうしてもという場合は、では市で単独にどこまでどうするか、これはリフォームとはちょっと別個に分けて考えますが。

その締切りはどうなっているのか。ちょっとそれでは建設部長の方で答弁します。

建設部長 締切りについては議員言われるように1か月を締めております。それで基本的には1か月の中で、予算が5,000万円と限られているということで期限を付けてやっております。その中で多いときは抽選ということになっておりますが、今までの2年間については補正を対応していただきまして、全員が対象になっているということでございます。

そういうことで当初予算が5,000万円と限られているので、いったん期限を切らないとどの程度まで上がってくるのかわからないと、そういうことで1か月ということで期限を切らせていただいています。今までは2,000万円だとか3,000万円を補正していただいたので、申し込みした方については基準が合えば全部確定していったということでございますのでご理解願いたいと思います。以上でございます。

松原良道君 その住宅入居の件、市長も多分私と同じ経験はしていると思うのです。そして漏れた方が自分はどうして漏れたのかという基準がないのです。私は六日町時代にある人に頼られました。頼まれてもどうしようもないのです。そこへ私の感情が入っても選考委員がいるわけですから。それを見て、では本当にどちらが 私の場合は母子家庭の世帯です。ど

ちらがかわいそうなんてわかりませんよ、所得もどちらもないのだから。そういうものを我々第三者が感情で選ぶべきなものか。それであれば本人が納得する、公団住宅の入居と同じでくじ引が私は一番いいと思いますよ。条件のあっていないのを入れてあれば別ですけども、担当課が条件を満たして上げてくるわけですから、これはぜひやはり一番の平等性、そして漏れた方が一番納得するのは本人のくじ引が私は一番だと思います。くじ引を余りに軽視しますけれども、これはくじに外れれば本人が一番納得するのですよ。だから、これは必ず一考いただきたいと思っています。

それと今の住宅リフォームの件。私が今このリフォーム事業にかずけたかったのは、終わったことですけども、昨年7月豪雨にそういうことで自分で身銭を出して緊急対応した高齢者の皆さんに、救いの手を差し延べたいがためにここでかずけて。最後の3番目の質問は、これを昨年のそうした人に遡ってやはり出してもらいたいくらいなのですよ、私は。市長、今笑っていますけれども、だから別にこれは新たに、別に本当に設けてくれればいいのですけれども、今の部長の答弁であれば、やはり金額や事業費がわからないから1か月にしてしまう。そこへ行って最高50万円でしょう。100万円取っておけば、10件分出るのですよ。何でそんなことができないの。

だから、そういうやり方は今言ったように、皆さんがやっていることは市民のためにいいことをしようと思っているのですけれども、本当に市民のためにいいことになっているかということなのです。そんな100万円くらい後送りにしてもいい。足りないときは補正を組むのでしょう。補正を組むのが嫌だからもう1か月でぱっとしてしまう。そういう本来のあれではないでしょう。そういう状況がその後に発生する可能性が十分に今あるわけですから、これはやはり今市長が言ったように、一つの別の予算で組むのだと市長が明言したらそれでいいのですけれども、そうでなければちょっとこのリフォームの中で私は考えておくべきだと思いますがどうですか。

市長 住宅委員会の方は先ほど触れましたように、我々がそれでいいからでは止めたということにはなりませんので、選考委員長あるいは副委員長の皆さんと、いや、本当にそうだと、そうならばそれで。くじは確かに公平です。私もくじをやったことがありますけれども公平なのです。間違いなく、そういうことです。ですので相談をします。

このリフォームは結局ですね、今、松原議員がおっしゃっていることは、いわゆるリフォーム事業として想定をしている部分ではないものですから。ですので、100万円をとっておけ、50万円をとっておけ、これとはちょっとやはり議論を切り離していただいて、一般的なるリフォームにこれを当てるわけです。災害時のそういうことは今回の豪雨で私も非常に まあ本当に1センチのラインで、天国と地獄みたいな部分が出ますから、我々のこういう住まいの特性とかそういうことも考えてやるとすればやはり別個の事業で、まあ通年起きるわけでもないですけども災害対策費とか何かでやはり盛っておくべきだろうと思います。それはそちらでまたちょっと検討はします。ただ、やるということはまだ明言できません。明言できませんが、検討はさせていただこうと。



それからやはり1回は区切ってみないと、では本当に補正で対応しなければならないのか、いや、この程度で何とかなるのかというのは。ですので一応の区切りは設けさせていただくということで、それはまあご理解いただきたいと思います。別個にお考えいただくように、ひとつよろしくをお願いします。

松原良道君　ではその今、そういったリフォームでなくて別個の考えで市長が予算化することをぜひ期待しておきます。そしてやはり今の住宅入居の件は、どうしても今市長が言ったように、今の組織の中のトップもいますので、それは十分わかりますけれども、ぜひその一考をお願いして終わります。

鈴木一君　2点お伺いします。181ページの都市計画審議委員会の委員の報酬の関連でちょっと質問したいのですけれども、怖い質問の後はやさしく私は行きたいと思います。世界的にも、日本を見ても、医師、弁護士、建築士というのは地位的にも相当高いものがあります。「先生」と呼ばれるのはこの3士以外にはないのだろうと思いますけれども、私は30年ほど前から先生と呼ばれていますが、市議員になってから先生と呼ばれることに何の違和感もありませんでした。

それで、委員の構成をちょっと、私も前に都市計画審議委員会にありましたけれども、どうも見ると素人の集団ではないか。用途地域も全くわかっていない。計画街路はどんなものが、では第1種低層住居専用地域がどういうものか、そういうものがわからない人が都市計画審議委員になっているのだろうと私は思いますけれども。結局やはり建築士は全てを網羅していると思うのですが、こういう人たちからの助言も必要ではないかという気がしてなりません、その辺の意見をお聞かせください。

それと193ページ、リフォーム事業。これは26番の先輩議員とかぶりますけれども、この事業の経済効果ということで市長は何億円、何十億円という見積り全体をトータルすれば、その経済効果何億円というのは出てくるだろうと思いますが、この制度がなくてもせざるを得ないリフォームというのが多分あると思うのです。だから、この制度があるからやるという事業、これが経済効果ではないかと私は思っている、ある程度申請書なりに、細かい話ですけども、この制度があるからやるのだ、なくてもやるのだというようなそういう項目を設けていけば、この制度のやはり効果がわかっていくのではないかというような気がしますけれども、いかがでしょうか。

市長　前段の方はまずは専門的に部長の方から答弁しますが、後段の方ですね。結果としてこれだけの事業費になったということで十何倍という、そういう経済効果を出しているわけですが、議員おっしゃるようにこれがあるからやる人と、なくてもする人を分けると言われても、これはなかなか。申請書に、補助金がなくてもします、補助金があるからします。ではそれをずっと足していって、枠を超えたときに、では補助金がなくてもするという人はそちらへ外せという話にもなりかねませんので、それはちょっとやはり公平性に欠けるという思いがします。

本当の経済効果と言われれば、それはそうかもわかりませんが、やはりそれを誘発す

る部分というのが相当強かったという思いではありません。ただ、本当に今おっしゃったように、全部ではあったからやったのかと言われればそれもわかりません。わかりませんが、なかなか例えばでは取っても、ほとんどがあるからするということで書くと思います。内心は別にしてもですね。ですから、難しい問題だなと思っていますので、これはなかなか今すぐそういうことに踏み切るかと言われれば、ちょっと否定的な見解であります。

建設部長 都市計画審議委員の構成の関係でございますけれども、都市計画審議会の条例がございまして、委員については17名以内ということで、市長が任命するというようになっております。その中で学識経験者のあるもの、それと本市の議会議員、それと関係行政機関若しくは新潟県の職員、南魚沼市の住民という構成になっておりますが、今現在、学識経験者が6名、議会議員の方で6名、そして新潟県及び関係行政機関ということで5名ということで17名になっております。議員言われるとおり、建築士の専門知識がある方についての参加もあってもいいのかなというふうな考えがございまして。今の任期が25年の1月末の任期になっておりますので、その任期の改選のときにその辺を含めてちょっと検討してみたいなというふうにご考えております。よろしく申し上げます。

鈴木 一君 ぜひともお願いしたいし、宅建業界等もある程度その用途に関しては、売買に関してはいろいろな考えもあるでしょう。また、そういう方もやはり広く求めていくことが必要かなと私は思います。都市計画審議員を前期2年させてもらって1回か2回会議がありましたけれども、結局見れば素人の方が多い。各界は代表をして出てきておられるのだらうと思っておりますけれども、ある程度その用途地域がどういうものが、用途図の見方くらいはやはり勉強会で教えておくべきではないだらうかと思う。それと25年度から用途の見直しがあるということですので、ぜひともその機会に宅建なり建築士会なりの人選をお願いしたいと思っております。

それと、リフォーム事業で仕分けをすることでどうこうという話ではなくて、こちらがあつてやったというのがどれくらい、それがなくてもやるというのがどれくらい、それで経済効果という判断をするだけの話で、深い意味でそう言っているわけではない。その辺はやはり申請書なりに、これがあつてやるのだと、これがなくてもやるのだと。そういう仕分けをしておけば、ではこれがあるから何億円の経済効果があつたというふうにご考えるべきではないかとは私は思うのですが、どうですか。

市長 厳密な意味でこのことが呼び水になって工事をしたということが、本当の意味での経済効果だと思います。これはあつてもなくてもやるというのは、それはそのままですから。ただ、仕分けが、終わった後に抽出的に聞いてみてというくらいのことはあれですけれども、申請の段階からあつてもやります、なければやりませんということはちょっと何か、まだ私がここへすとんと落ちません。ちょっと抵抗感がありますが、これはまた申請に来ていただくその建築を請け負う方たちですね、そういうことの皆さんにまたちょっと話を聞きながら、いやいや、そういうことでやってみればいいではないかということであれば、これは別にやれないことでもありませんので、またちょっと専門的な相談をさせていただこうと思っています。

建設部長 都市計画審議会の関係ですけれども、議員言われたとおり、私もちょっとこの改選の時期に、できれば宅建だとか建築士の中のでありますので、学識経験者のあるという、その中からちょっと検討させていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

改選時だとかそういうときについては、また勉強会だとかはさせていただきたいというふうに思います。

関 昭夫君 土木費が適当かどうかはちょっとわかりませんが、ここで全体の中で聞かせていただきたいのですが。21番議員の一般質問のやりとりを聞いていてちょっと感じたことがあったので聞かせていただきたい。自然災害の危険地帯と公共投資の分ですが、市長の答弁では警戒区域は情報発信をして準備をするというような意味だという話なのですが、実際にはもっといろいろな危険な地帯がいっぱいある。土砂災害警戒区域が設定されるということはその上に危険渓流があるとか、そういう部分だと思っています。

そういう中でこういう指定を例えばして、解除になるにはどのくらいまでいけばなるのか。いろいろな防災用の例えば整備を、公共投資をしても多分なかなかそういう指定というのは解除にならないのだろう。危ない場所というのは当然それを指定したり、いろいろなことをすることによって防災の工事をやるのだと思いますよね。防災の工事をやったからといって絶対安全だということには多分ならないので、いつになってもそれが解除ができない。とんでもない大規模なことをやれば別だと思えますけれども、見直し時期でいっても少々のことではそういうことにはいかないと思うのです。

その危険地帯で考えると、土砂災害ばかりではなくて、洪水等、浸水、ハザードマップを見ればいろいろなものが載っていますよね。そういう部分も含めて、ではこういうものに載ってしまうと、公共投資としてどういうふうに考えていけばいいのか。こんなものは無視して何でもOKなのか。あるいは、いや、そうではなくて、やはりそれを軽減することを優先にしていきながらやらざるを得ないのか。そういう部分をどういうふうに捉えているのか、まずそこからお聞かせをいただきたいのですけれども。

市長 この件は前にも申し上げましたが、警戒区域といういわゆるイエローゾーンは災害の恐れがある。それから特別警戒区域、レッドゾーンであります。これは建築物の損壊が生じ、住民に著しい被害が生じる恐れがある区域となっています。ですので、特別警戒区域というのはそういう恐れがありますから、例えば砂防をやるとか、あるいは川であれば結局そこに堤防を築くとか。ただ、川の場合はご承知のように確率年を採用して、雨量を採用してやるわけです。ですからそれ以上のものが来れば、これはまたわからないということです。

今、私どもの大原運動公園部分については法改正のときに火山河道閉塞、これに起因する土石流、地滑り等という部分が加わって、飯土山が昔火山であったと。こういうことの中でいつ起きるかわかりませんが、その火山的な部分が出たときに灰と一緒に雨が降ればですね、土石流となって、まあ火砕流ですか。流れてくる恐れがあると。だけれども、そういうことについての警戒をさせていただきたいという区域であります。ですから、これは例えばこういう

区域が指定されますと、今議員おっしゃったように、まあ飯土山でも全部崩してしまえばそれはわかりません。川も今の豪雨を受けて100年確立をもう300年、500年に上げようということをやっていますね。そうなりますと、それに対応する河川整備がなされてしまえば外れるかどうかというのは私はわかりませんが、これはやはり私は外れないと思います。

特別警戒区域は別です。特別警戒区域は本当にそういう恐れがある。建物も壊される、住民にも大変な被害がでる。そのために何をすべきかということをするわけですが、このイエローゾーンについては、そのために何をやるべきかということは確かないわけです。ですので、まあこれは万劫未代そういう区域で行くのではないか。ただ、また見直し等があって、もう100年も200年も大丈夫だからそういうところはいいや、とかそういうことが出れば別ですが、それはちょっと私はわかりませんが。建設部長の方で何かそういうことについてもっとこうだということがあったら答弁していただきたいし、なかったら手を挙げないでください。

建設部長 市長の言われるとおり、今の法的な中では警戒区域の解除というのではないということですし、特別警戒区域については市長が言ったよう、に例えば堰堤を作ったりすれば特別は抜けて警戒区域というふうに下がるということになっています。今のイエローゾーンが白くなるというのは今の法の中ではないというように考えています。

関 昭夫君 なぜこんなことを改めて聞いているかということ、実は21番議員の質問のときに配っていただいたこれを見ながら、質問の部分のところも見ていたのですが、一番上の浦佐地区を見たら、この地図では市街地の中まで土石流、危険渓流という部分でラインが入っている。おいおい、大原運動公園は上の方にそのラインがあるだけで下は何ですか、警戒区域だけれども、浦佐の中は危険渓流がもうそのものが市街地の中にあるのにと。警戒区域で何かができないなどという話になれば、浦佐は住めないところではないかというくらいにちょっと疑問に感じました。

市で発行しているハザードマップを見たら、市街地には直接はかかっていないのであれですが、当然そういうものがある。市街地のところはこの何ですか、警戒区域にも設定する。たまたまハザードマップを見ていたら、その中は浸水 洪水ハザードマップなので浸水の部分もある。あるいはスキー場の部分などは土砂崩れというか、地滑りのところも入っている。それらの区域が全て市の公共施設や何かも皆絡まっている。浦佐の中はまちづくりや何か一生懸命これから投資も考えたりいろいろしている部分が、何もできない地域になってしまうのかなと、一瞬不安に思いましたので、改めてこんなことを聞いているわけです。

ただ、南魚沼市内にはそういう部分がたくさんありますし、国道なども幹線国道あるいは高速道路も全てそういうところにひっかかっている部分があるわけですね。なので、もし最初に言ったみたいな話になるとすれば、何を優先して事業していかななくてはならないか。例えば箱物を作るのだったら、その前に全てのそういう防災の工事をしなければ何もできなくなるのかなと、それで、かと言って、防災の工事をしたからと言って、今の話でいけば外れないということになる。いつまで経っても何もできないみたいな話になってしまうのかなと、思ってち

よっと聞かせていただいたわけですが、話を聞けば防災工事をしたからといって外れる部分でもない。今指定されている部分がすぐそういう災害が発生するという意味ではないということであれば少し安心しましたし、また、いろいろな施設整備というか公共投資もしていただかなければいけない部分がたくさんあるわけです。そういう部分では安心をしましたが、改めてこういうハザードマップとかそういうものを作って示している部分というのは逆に、もし災害があったときには、その人命をとということを最大限に優先して避難や何かのために活用するという意味だというふうに捉えていいのでしょうか。

市長 度々申し上げておりますように、いわゆるイエローゾーンという部分について何の制限もございません。そして、定めてあるのは、市町村、地域防災計画への記載をなさいと。その中で警戒避難態勢を確立してください。災害情報の収集、伝達、予防警報の発令、伝達とこういうことであります。これがイエローゾーンであります。

レッドゾーンというのは、もうそこへ建築物を公共でやろうとしますと、県の建築審査会で審議されてほとんどが確かだめになると思います。ですから、それだけ大きな違いがありますし、私が前にもちょっと申し上げましたが、例えばここで土石流的なものがある程度発生したとしても、私は公共施設がその防波堤になるということは大事なことだと思うのです。下流にその部分がいけないわけですから。公共施設が壊れても住民の皆さん方の命や財産が守れると、これが最高ですから。今の板倉などを見ましても、例えばですよ、例えば今の地滑りの届いているあたりに学校だとかそういう頑強な建物があったとすれば、あの土砂はそこで止まりますよ。ですから、そういうふうに考えていただいて、警戒区域だからもう何かが制限されるかとかそういうことは一切ありませんので、私もそのことをずっと申し上げてきております。

ですから、議員のおっしゃったとおり、このことについて全く心配はしていない。ただ警戒体制の確立だけはきちんとして、防災計画の中にそのことはきちんとして搭載しておきますと、そういうことであります。

樋口和人君 まず177ページで機械除雪のところの除雪等業務委託料というのがあるわけですが、これは4～5年前かな、1回お話したことがあります。業務を各旧町単位といいますか、地区ごとの例えば大和、塩沢の業者さんで作る組合みたいなのですかね。六日町では四つの地区に分かれているということで、これは効率等々を考えたときに、もうそろっとこれが市内全域の業者さんで作ってのところで割り振りとか、あるいは路線とかということにしていった方がやはり効率的ではないかということで、これも4～5年前にお話をさせていただいたり、質問をさせていただいたことがあったと思うのですが、そのとき何とかその方向でいきたいと。それで、せめてこの六日町地区については四つに分かれているのを一つくらいにということのを徐々にということでお話あったのですが、その後その辺はどういうふうに進んでいるのかをちょっと1点お聞かせ願いたい。

それから181ページの、179からのその道路の新設改良というところで物件補償ということで、これは多分この市役所通り線ですかね、ここから大神宮様の方を曲がって例のその非常に家混みのところへこれから道路新設で入っていくというようなところも入っていると思う

のですが、これも本当に何十年前からの懸案の事項だということで、やっとかなり具体的に進んできたのかなというところです。この辺が今多分地域の皆さんに説明等々を行っていると思うのですが、その辺でどんな感触なのか。あるいはどの辺くらいを目処にこれが進んでいこうとしているのか。その辺をちょっとお聞かせをお願いしたいと思います。

建設部長 除雪の関係でございますけれども、議員言われたとおり南魚沼市の企業体の皆さんに任せているのですが、塩沢地区は1本化になっていきますし、大和地区も1本化ということでございます。そして六日町地区については今年度から六日町地区が1本、それと大巻、城内、五十沢3地区が1本化になりました。今この六日町市街地だけが1本化になっていないということでございますので、それについては早めに業者の皆さんにもお願いをしているのですが、まず1本化をしていただきたいということでしております。最終的には南魚沼市が1本化になれば一番いいかなというふうな考え方をしていますので、また六日町地区については今後とも検討していきたいというふうに思っております。ではあと次の物件補償については都市計画課長の方から答弁申し上げます。

都市計画課長 旭町上町線の改良の件でありますけれども、地元の皆さん方の方に法線等についてはお示しをさせていただいて、おおむねというか了解をいただいた中で、いわゆる用地測量ということで今年度はいろいろ境界の立会い等をさせていただきまして、これから物件、調査等に入らせてもらった中で用地それから物件の方の補償ということで、ある程度それがまとまった段階で改良の方に入っていくという段取りになっております。以上です。

樋口和人君 各々、先ほど言ったように、この除雪については合併当時から懸案になっていた所が徐々に進んでいるということですので、ぜひこれからまたそういった方向で進めていただいております。

それから、旭町上町線でしょうか、これについても本当にあそこら辺が家混みで緊急の場合の車も入らないというところで、もう長年のところだったのがやっと形になってきていただいたということです。また、十分地元の方々とのよく相談したりなどしながら少しでも早めに進めていただくということでお願いします。

建設部長 除雪の企業体についてはやっとなあ今年度ですけれども、六日町地区が四つから二つになったということでございますので、これからは1本化に向けて進めていきたいというふうに思っております。

また旭町上町線につきましては議員言われるとおり家混みでなかなか大変なところでございますので、皆さんの用地の理解をいただきながら早めに進めていきたいというふうに思っています。

中沢俊一君 純粹にわからないことがありますので2点聞かせてください。183ページの公共下水道事業対策繰出金のわけですが、これの具体的な下水道事業の種類を教えてください。

それから185ページになりますが、一番下の調査委託料だと思います。流雪溝の水利権の交渉ですね。交渉先の反応、手応えですね。どの程度の量を交渉していくつもりなのか。また、

これに対しての対価というのはいるのか、いらぬのか。以上、2点です。

水道事業管理者 183ページの下水道の関係ですが、事業の種類ということでしょうか。浄化槽というふうに入っている方が旧大和町の辻又と後山の浄化槽の部分であります。それから下の方の公共というものについては、塩沢、六日町それから大和地域の特環の下水道、それから公共下水道事業という内容になっております。以上です。

建設部長 この調査委託料につきましては先ほどご説明申し上げましたように、今現在3年に1回の暫定水利権ということになっております。それを暫定ではなくて恒久的な水利権を取得ができないかということで、これから調査をさせていただいて県との話の中で反応がどうなのか、手応えがどうなのかというふうにこの調査の中でしていきたいということで、調査費を上げたということでございます。

当然暫定でなくなって恒久になれば、対価については永久的にこの水利権が取得できるということで考えておりますし、できれば私どもの量については今、駅の西側が量が不足だということですので、そこに入られるような、今にしますと大体倍近くになるのですけれども、その辺までが取れるのか、取れないのか。もうちょっとその半分なら大丈夫だよというその辺を含めて調査をさせて、協議をしていきたいということでございます。以上でございます。

中沢俊一君 何でこんな繰出金のことを183ページで聞くかと言いますと、まあ都市計画税はいやだよという市民の方が多いわけですが、こういう都市計画事業費の中から出ていると、何だ自分が払っている都市計画税は、とんでもないところの下水道事業にこんなに出ているではないかというふうにやはり取られがちなのですよ。なものですから、どこからこういう項目で出すのか私は適当かはわかりませんが、ちょっとやはりその辺の市民の理解が得られるような科目から拠出した方がいいのではないかなということが私の感想でした。

185ページの今の水利権の件です。もう3年も4年も前にちょっとめどがつきそうだったようなこの議会での担当課の答弁があったものですから、本当に私は期待をしていたのです。今、聞いてみれば、何だまた振出しに戻って暫定水量の交渉辺りからの探りかというふうに聞こえたものですから、ちょっとおい、これは力を入れて、市長の方から特段の力を入れてもらって、強力で交渉してもらわなければならないのではないかなというふうに感じたわけです。市長、その辺いかがでしょうかね。

市長 前段の部分については、歳入の方で都市計画税が今年7,000万円くらいあります。そのうち、用途を今までの下水道等都市計画事業に使った債務の返還に幾らとかどうだかと全部ここに書いてあるのです。それはご覧になったと思います。それで、今の、今の公共下水道部分というのはおっしゃるように、特環も含めておりますので、当然ですけれども市街地ばかりではありません。しかし、まあまあそれはこのうち市街地分が幾らだとか、それならそれで出せます。出せますが、わざわざ科目を分けて出すということまでにはどうも至らないという気がしますけれども、まあ技術的にどうなのか、そういう方が良ければそれはそれなりということができればそれはそうします。

水利権については私が何年か前に調査費を計上したいと。調査費なんていうことを計上しな

ければ　そういうことができないのかということ私をちょっと疑問符で投げかけたのです。いわゆる技術屋でしたから、当然どれだけの水が必要だとかそういうことはわかるわけですから、それで交渉できないのかと。ここでちょっと1～2年遅れました。ただ、それをもしやっていたとして今、解決したという意味ではありませんけれども。そこでいろいろ検討しましたが、なかなかやはりそれはもっともっと専門的な部分がきちんと出てこない、水利権取得というのは難しい。ただ、暫定が今年で切れるのか、来年で切れるのか。暫定水利権というのは・・・今年か。切れるときにはやはりやらなければならないという。

それですから1～2年確かに遅れたことは遅れています。それは私の責任です、ということでご理解いただきたい。私が予算のとき落としました。このくらいのことは技術屋ならやってくれやということだったん落としました。それが何年か前ですね。よくわかりませんが、そういう記憶があります。そのことによって遅れたとすればそれは私の責任だということでご理解いただきたい。

中沢俊一君　補足で質疑させてもらいます。繰り出しのそれはただ市民の方から見れば、私の事業が辻又あたりに使われているとすれば、やはり都市計画税として本来の使い方ではないのではないかという誤解があるものですから、その辺が説明できればそれでいいですよ。そういうことです。それで、今の水利権の件ですが、繰り返しになりますけれども、いつまでもこうしておいてほしくないということです。本当に強力に進めてほしいということです。その点だけです。

市長　強力に進めようと思って、今こういう予算計上をしましたので、またご支援をよろしく願いいたします。

佐藤　剛君　すみません。1点だけ。除雪・消雪パイプの関係の件名ですが、179ページが主になると思うのですが。路線によっては非常に機械除雪がこの町はきれいになっているところがありますし、消パイでなければやはりだめだということもあります。ただ、消パイのところは今年みたいな豪雪になりますと幅員が狭くなったりして大変な状況もあるわけです。消パイ、ここの中段にあります消雪融雪工事費及びその上の修繕工事費が1億7,000万円両方であがっているのですけれども、私はその消雪パイプ路線がどういう形で伸びていくのかというか、そういうどういう計画性を持ってやっているのかということころをちょっと聞いてみたいというふうに思うのです。

というのは、何かやはり機械除雪と消雪パイプの、特に機械除雪の動きが例えば非効率的というかね、一部分だけちょこっと行って、それで遠くにまた行って除雪するみたいなところもかなりあるようですけれども、そこら辺の消雪施設の計画的な布設というか、そこら辺はどうなっているのかちょっと参考までに聞いてみたい。

建設部長　まず機械除雪と消雪パイプということですが、市の方の考え方は基本的には機械除雪を進めていきたいということが一番の基本でございます。しかし、住宅が連担していて、排雪場所がないということについては、やむなく消雪パイプをしていかなければなかなかできないかなというふうな考え方もございます。先ほど議員が言われた除雪機械の効



率化もごさいます。ほんのあと100メートルここを終わればこの地区は行かなくても済むという所。そういうものを踏まえて考えておりますけれども、基本的には機械が入って除雪できるところについては機械除雪をお願いしたいということでしています。

あと、そのほかに当然地元の方で集落の睦みあいといいますか、そういうものでうちの方は消パイがこの路線だけでなく区費を同じように取っているのだと、何とか消パイをしたいということで、そういうものを含めて地元施工ということで地元が井戸を掘るといふことの体制もあります。そういうところから消雪パイプが伸びていくということもごさいます。基本的には市の考え方は機械除雪で進めていきたいということです。以上でごさいます。

寺口友彦君 二つほどお聞きをいたしますが、177ページの地元施工の部分であります。地元からの要望にこたえるという形で今年度では500万円ほどの減ということであります。地域コミュニティの方の目的を持った積立金の部分でも若干お聞きしましたが、市全体でいくと地元施工であってもこういう工事をしたいという区があるわけなのですが、地域コミュニティの方の目的を持った積立ても悪いことはない。悪いことはないのですけれども、建設の予算をかなり地域コミュニティに取られている部分があると私は思っている。そうではなくて、やはりこの地元施工の部分を中心に膨らませた形で、地元の負担が今5割になっていますけれども3割に下げるといふ形にして、やはり市全体でもう少し整備の方を地元で考えていただきたいという姿勢を示すところが今回見られるかなと思っはいたのです。

けれども、地域コミュニティの方で例えば基本で180来ていますけれども、10年間積立て1,800万円と。1,800万円で井戸を掘って消パイというところが一部出るとしても、10年間かかるわけです。そうではなくて、やはりこの地元施工の方の予算をかなり膨らませて地元の負担を減らしていくという方向が見えてしかるべきだったなと思うのですけれども、それが見えなかったのが、今後どうお考えなのかというところ。

もう1点は185ページの西口の駅前の方の舗装部分ということで出ました。六日町の西口については深井戸を掘って幹線道路の消パイを入れました。非常に具合がいいわけです。ですが、今年もそうでありましたけれども、機械除雪に頼っている部分はなかなかその除雪が遅れたりして非常に難儀をかけているというのがありました。この部分について、ではその幹線から外れた路線についての消パイはどうかと言ったら、検討するという話があったのですが、この予算付けを見るとどうもなかなかそこまで行かないなというのがあります。そういうところはどのようにこの予算の中で検討されたのかということをお伺いします。

建設部長 地元施工の関係でございましてけれども、まずコミュニティ事業については市道の関係では小さな小工事といいますか、そういうことをお願いしているというところでごさいます。地元施工についてはまず地元の皆さんがやる気があってやるものでございまして、その辺については市の方も協力していきたいというふうに考え方をしております。が、この今回地元施工を前の3割補助から5割補助にしたのは、今年度、23年度からでございました。そうした中である程度の小規模集落についても加算金等の制度もさせていただきましたので、今現在のところ地元の皆さんの方からもうちょっと補助制度を上げてくれとか、そういう要望も

ございませんし、私ども5割まで行ったので何とかうまくいっているのではないかなというふうに思っております。

今後また議員言われるように、地元の方で一生懸命になって3割になれば本当にやるのかどうか。そうしますと、市の方がなかなか普通の道路改良だとかそういうのについては追いついていかないということでございますので、当然そういう予算の組み方をせざるを得ないということで考えております。今後につきましては今の制度でちょっと様子を見させていただきたいということで考えておるところでございます。

あと、駅西の方については私ども、先ほど申し上げましたが、機械でやれるところは機械でやりたいということもございます。たまたま駅裏線については幹線道路でとても機械除雪して排雪までしていくと、費用がかかりすぎるということで地盤沈下区域内でしたけれども、何とかお願いをしていただいたということでございます。そういう奥のところについても機械でどうしてもできないのであれば、そういう消雪も検討していかなければならないかなと思います。今現在、今年も機械でやっておりますので、大丈夫なのかなというふうに私は思っていますけれども、もし、そういうところがあれば検討はさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

岡村雅夫君 2点伺います。179ページの道路新設改良について、市長は常々道路整備等についてはできるだけ短期間にその路線は終わらせるというような話をしていただいた経過があるかと思うのです。一つ例で大変お世話になっている大崎小学校脇の柳古新田大崎1号線というこの、本当に狭い道路がようやく改良できるかという状況です。今、今年度やっていたところは非常に人家があつたりということですが、本当に予定どおり終わらせていただきました。

今度は残るところが291の接続と、今度は大崎ただ一つの信号の柳古新田交差点の改良というのがありまして、これがなかなか県あるいは後援会との関係で非常に見通しがいいのか、事業的な問題なのか、ちょっと先延びになるのかなというような気がしています。特に狭い道路の途中まで直っていますので、今年の雪の中では非常にいい道のところをだーっと行くと細くなるというような形で、非常に危険だったということが地域の方々からも言われているわけでありまして。ぜひ、県との打ち合わせも早急に進めていただいて、両交差点、そして特に291の信号機の問題については早急な打ち合わせをして、スムーズな計画、施工ができるようにしていただきたいなというふうに思いますが、所見を伺っておきます。

もう1点、193ページのリフォーム事業についてですが、ちょっと変わったところという説明で既に申請して仕事をした物件もというような話が聞こえたのですけれども、もう1回ひとつお聞きします。それから今年もまたやってくれるだろうなという話がまあまあ業界等から出てきていまして、受付期間の問題が先ほども出ておりますけれども、今年はいつから始めてどれくらいの期間を予定しているかということ、ぜひ長期間にさせていただきたいというのが私の考えですが。以上、お聞きします。

市長 個々の路線は別にいたしまして、私がやはり5年も7年もたらたらと毎年2

00万～300万円ずつやっているようなそういうことは止めようと。これはもう市の単費。私は六日町の時代にもそれをやりました。蛭窪をもう1年で何100メートルというやつを終わらせましたし、それはやはりそうしてやらないと、とても経済効果もそういう効果も。ただ、国の補助交付金事業、あるいは県が絡んでいる部分というのは、これは市だけで突出してやったと、これはどうしようもないものですから、これはなかなか我々の思いのとおりにはいかない部分があります。どういう状況かというのはこれから部長の方で説明しますので、以上であります。

建設部長 大崎柳古新田1号線につきましては、市の方は一応平成25年度に完了を目指してやっているというところでございます。県の方も交差点改良につきましても今現在、計画図ができておりますけれども、なかなか事業化にならないということでございますので、今私も一生懸命になって、25年に完了するまでに着手をしていただきたいということで要望をしておるところでございます。

あと291号の新設の信号機についても、一応警察だとかそういうところに要望していきたいというふうに考えております。

あと住宅リフォーム事業でございますけれども、私が言ったのは対象者については、今年度は過去にこの補助金を受けたことがない人を対象にしていると。昨年は一昨年に補正予算で緊急的にこの事業に取り組んで、期間を15日程度にさせていただいたて周知期間がなかったということで、昨年度の場合は10万円にいかない人についても受付をさせていただいたのです。今回はこの期間をまた新しく設けますので、今まで受けたことのない人を対象にさせていただきたいというふうに考えております。あと、期間につきましては4月の広報に出しまして、5月の1か月間を期間としていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって8款土木費に対する質疑を終わります。

議長 休憩といたします。休憩後の開会は11時10分といたします。

(午前10時54分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時09分)

議長 9款消防費の説明を求めます。

消防長 それでは9款消防費の説明をいたします。194、195ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費2億1,873万円、前年比73.5パーセントの減であります。6億767万円の減であります。これにつきましては庁舎建設、本体建設が完了したことによる減であります。右ページの説明欄で説明を申し上げます。丸、消防総務費2,863万円、前年比186万円の減であります。

めくっていただきまして196、197をお願いいたします。一番上、職員旅費でございま

す。230万円ほど。これは普通旅費並びに県の消防学校に職員18名を派遣する予定になっております。それと救急救命士1名を養成するために東京研修所に6か月間派遣をいたします。その旅費でございます。

6行ほど下、貸与被服購入費620万円ほど。これは職員の被服更新分、それと新採用者分の防火衣等の被服、それと救命士等の被服の更新であります。

中段にまいりまして、通信指令施設等保守点検委託料698万円ほど。これは指令室にあります指令台それから無線設備等の保守点検の委託料であります。

その3行下、指令システム使用料378万円。その下、位置情報通知システム使用料222万円。これも指令室にあります指令台、それからシステムの使用料となっております。

丸、消防一般管理費2,498万円、前年比142万円の増であります。

その2行下、消耗品費1,062万円。これには通常の消防用の物品、それから救急用の物品と加えまして新たに放射能簡易防護服300着、これが入っております。これはタイベック製、舶来品ですけれども、使い捨てのタイプであります。テレビニュース等でよく白いつなぎを着ていますけれども、あれと同じタイプのものであります。これを300着ということですが、放射能関連では昨年、国からの貸与品がありました。ポケット線量計が5台、それと簡易的なサーベイメーター1台、これが国から貸与されておまして、本部の方で管理をしております。

めくっていただきまして198、199ページをお願いいたします。その中段、消防活動用原材料費207万円。これは消火栓本体28本分の整備でございます。その2行下、消防活動備品購入費144万円ほど。これは主に昨年の水害を受けまして水害用の物品を整備するという内容になっております。内容としましてはゴムボート1艘、これは現在3艘ほど保有しておりますけれども、1艘増加をしたいという内容でございます。あとは潜水器具あるいはウエットスーツ等、水害用の備品であります。その下、救急資機材購入費145万円ほど。これは救急車に搭載しております除細動器の老朽化による更新であります。電気ショックをやる機械ですけれども、これの更新に充てます。

その下の丸、消防設備整備費821万円ほど、前年比マイナス386万円ほどであります。これは減になった要因ですけれども、消防団の車庫器具庫等の移設、改築等が予定をされていないという内容でございます。

その下、消火栓設置工事委託料800万円。これは消火栓の新設、移設、改良等を実施するものであります。

その下の丸、消防水利整備事業費2,250万円。これは耐震性の貯水層3機、40トン級3機を建設する予定になっております。これにつきましては国からの補助金をいただいた中で実施する事業となっております。

その下の丸、消防庁舎新築事業費4,860万円。これにつきましては庁舎建設事業の継続費3年目最終年度に当たります。残りの外構工事等を進める予定になっております。

その下の丸、消防庁舎付属施設整備事業費1,392万円ほど、皆増であります。これは平成

25年度に予定をしております第2期工事、訓練棟の建設に当たりまして、その実施設計の委託料390万円。それと土地購入費736万円ほどがあがっておりますけれども、現在の県道の脇に民地が264平米ほどございます。これの購入予算でございます。

その下、丸、消防庁舎管理費2,106万円ほど、前年比114万円ほどの減であります。

めくっていただきまして200ページ、201ページをお願いします。中段の丸、消防車両整備事業費2,935万円、前年比2,565万円ほどの減になっております。車両購入費140万円、これは本部に配備してあります査察車、検査に出る車ですけれども、これは軽の白車でございます。これの老朽化による更新であります。

その下、高規格救急車購入費2,795万円。これは湯沢消防署に配備しております救急車2台のうちの1台が老朽化のため更新ということになっております。なお、これにつきましては投資事業でありますので、負担は湯沢町100パーセントという形になっております。

その下の丸、消防車両管理費1,763万円。前年比348万円ほどの増となっております。これにつきましては車両の維持管理、燃料費等でございます。

下の丸、消防補助・負担事業382万円ほど。前年比48万円ほどの減となっております。

めくっていただきまして、202ページ、203ページをお願いします。一番上、消防学校入校負担金153万円。それとその下、救急救命研修所入所負担金201万円。これは先ほどの旅費の中にもありました職員の研修に関わる負担金でございます。

2目非常備消費費1億8,860万円。前年比3.8パーセントの増、695万円ほどの増になっておりまして、この要因は福祉事業の掛金の3,000円から4,000円のアップ、それとポンプ更新、サイレン建設の増であります。

丸、消防団総務費506万円。前年比42万円の増であります。これは消防団の各ポンプ操大会等の経費でございます。

それから丸、消防団運営費1億5,548万円、前年比190万円の増となっております。これにつきましては消防団員の報酬5,286万円、消防団員報償費2,639万円、そしてその3行下、団員福祉共済掛金963万円とありますけれども、これは井上議員からの一般質問にもありましたけれども、福祉共済事業の掛金、通常3,000円のところが24年度1年に限り4,000円にアップされたものでございまして、前年度比は240万円の増となっております。

その4行ほど下、新潟県市町村総合事務組合（退職報償）負担金とありますけれども、これは消防団員の退職金に関わる負担金でございまして、一人1万9,200円、4,665万円ほどの支出になります。

その下、丸、消防団施設整備事業費700万円。これは小型動力ポンプの更新に充てるものでございます。

丸、消防団施設改修費700万円。これはサイレン吹鳴装置の整備工事に充てるものでございまして、9機を予定しております。塩沢地域に3、六日町地域に5、大和地域1という予定で現在進めておりまして、市内のサイレンの数は、手押しのこのサイレンはトータルで今現在159機、そして半鐘がまだ46ありますので、この半鐘をサイレンに切り替えていくという

予定になっております。

その下の丸、消防団施設管理費 1,356 万円。これは消防団の車両、施設の管理費等に充てるものでございます。

めくっていただきまして、204 ページ、205 ページをお願いいたします。丸、消防団補助・負担金事業、これは県の協会、消防学校の分担金・負担金でございます。48万7,000 円という内容でございます。以上で1目、2目の説明を終わります。

総務部長 続いて防災費についてご説明を申し上げます。1項3目防災費は左のページ中ほど2,335 万円ほどであります。比較欄では前年度に比べ3,406 万円ほどの減額計上ですが、主として防災広場整備工事の完了に伴う部分でございます。事項別で防災一般経費では説明欄で防災会議委員報酬並びに国民保護協議会委員報酬並びにその費用計上でございます。消耗品では無線機、バッテリー、備蓄食糧などの費用を計上させていただいております。修繕費では行政防災無線機の修繕費でございますし、光熱水費は防災行政無線の八海山、後山中継局の電気料35 万円であります。

インターネット接続料では県防災情報システム並びに大和庁舎、塩沢庁舎に設置されております地震震度計の回線の部分でございます。機器保守委託料では J アラート、県防災情報システム保守、それから防災ラジオの設置調整などでございます。それから事故処理困難物処理業務委託でございますが、管理者不在の建物についての事務管理の部分で委託費を80 万円だけ計上させていただいております。それから防災行政無線の点検委託につきましては通常部分で535 万円でございます。無線局の再免許申請委託16 万円は4局にかかる固定局の電波法上の再免許にかかる委託料でございます。

土砂災害ハザードマップ作成業務委託92 万円は今期は城内地区を予定しているものでございます。緊急割り込みの関係で F M ゆきぐにさんの放送遮断にかかる割り込み保守126 万円のほか、防災ラジオの自動起動信号の送信関係の運用保守が37 万円ほどで、163 万円でございます。看板設置工事費90 万円は市街地にかかる避難所の看板の設置を計画させていただいております。機械器具費798 万円は行政区配布用の防災ラジオの購入費でございます。おおむね組長さんあたりまでの計画を今のところ計画をしております。

それから気象観測事業費54 万円ほどであります。前年度と同額で本庁舎ほか3か所、小学校5か所、委託1か所の気象観測にかかる経費でございます。

205、206 ページをお願いいたします。防災対策事業費56 万円ほどであります。毎年7月の第1日曜日に実施をいたしております総合防災訓練でありますけれども、当該年度六日町地域を主会場として実施をする所要の経費でございます。負担金補助の部分では中越大震災合同追悼式の負担金の計上、それから総務省へ納付をいたします防災行政無線の電波料が96 局分が7万6,000 円ほど、それから情報ネット衛星回線管理負担金でございますが、いわゆる県の防災無線の衛星系の部分で35 万円ほど、県消防ヘリの方で人件費負担が120 万円の計上でございます。

水防費であります。水防業務経費では前年度、土砂災害防止法にかかる区域をGIS に反

映させようということで60万円の計上がありました。この部分が減で13万円余りの計上でございます。除雪業務委託で青木水防倉庫の部分でございますし、また水防資材原材料は川砂、シート等の計上でございます。以上で9款の説明を終わらせていただきます。以上です。

議長 消防費に対する質疑を行います。

塩谷寿雄君 203ページになります。消防団の運営費ですけれども、今3地区あるわけですけれども、その中でどこの地区が人数が足りないとか、そういうことがわかったら教えていただきたいのと。

以前聞いたときに全体で35名ほど予定より少ないということをお伺いしております。そういった中で、小千谷市などですと特別消防団員というのを設置してやっているのですが、今回の水害時とかは、じわじわくる災害なのですが、火災とか震災というのは一気にその場で予知ができないという時間帯があります。そういった中で特別消防団員には、小千谷市のことを聞いてみますと、地元にいる方が入っていらっしゃると。火災とかが日中にあった場合、普通の方は仕事に多分出られているので、要請があってもなかなか時間がかかったりするのかとも思いますけれども、この特別消防団員を置くことによって速やかな消火活動等も行えるのではないかと思います。今後やはりこの地区に至って若者の人数の減少があります。子どもたちもどんどん減ってきているわけなので、こういった特別消防団員を置いて地域を守るという考えがあるのかなのか。検討はされているかどうかをお聞きしたいと思います。

消防長 定員の方でございますけれども、現在条例定数が2,430名というところですが、新年度この4月1日から、まだ確定数字ではありませんけれども、2,395名、議員がおっしゃるとおりマイナス35名というふうな体制になる予定でございます。そんな中で今現在、23年度の今は末ですけれども実員数は2,399ですので、新年度からマイナス4という形になります。

3方面隊でどうかということですが、3方面隊それぞれの定数というのは決められておりません。全体で2,430ということでございます。

それとあと議員がおっしゃるのは機能別消防団のことだと思います。これは現在、国の方も日本全体の消防団員がどんどん減っているということで、この機能別消防団員を取り入れたらどうかというふうなことで国からも提案を受けております。これについてはおそらく団員を上がった方、消防職員を上がった方々のOBの団員、あるいは大規模の災害のときだけ出動する大規模災害の機能別消防団員、それとあとは予防広報だけやられる消防団員とかいろいろなタイプがあります。

私どものところは確かに実員は減っております。減っておりますが、ここ今まで5年間ではトータルでマイナス26名の減であります。その前の5年間がマイナス85名。その前の5年間、平成9年から14年、この5年間が一番多くてマイナス133名減っております。徐々に今その減り方もなだらかになってきております。いずれにしても団員確保のためにはもっと努力をしていかなければならないと思っておりますけれども、今の現状はほかの地域と比べますと、新潟県全体の消防団員数の割合ですけれども、住民60人に対して団員が1人です。当南

魚沼市は市民25人に対して団員が1人という割合になっておりますので、まだおかげさまで危機的な状況ではないというように考えております。

したがいまして将来的には機能別消防団の制度も取り入れるのを視野に入れた中で考えていかなければならないと思っておりますけれども、今現在は何とか今の体制でいけるのではないかとこのように私は考えております。以上です。

塩谷寿雄君　ぜひ検討していただきたいのと、旧地区で割ると4分割で例えば塩沢地区ですと中之島、石打、上田、塩沢で各3人置くと12人で、六日町も12になるし、大和も12になると思うのです。そういうことも検討していただいて、その地区を守るということは非常に大切だと思うので、国からもそういう方針が出ているということなので、ぜひご検討いただければと思います。終わります。

中沢一博君　指名していただきありがとうございました。199ページの消防設備の件、3点させていただきたいと思っております。私が言うまでもなく近年すごく火災が多くというふうに私も実感しておりますし、私の近くでも火災がございました。そのときにやはり初期消火の大切さということを実感している状況でございますけれども、消火栓の配備状況というものは、いろいろあると思っておりますけれども、どのような形で配備されているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それと最近、火災になったときに、すごく全焼というか火災の回りが早いように、私は素人考えで申し訳ないのですが、多いのです。何がそういうような原因になっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に203ページのサイレンの件でございます。サイレンというのが鳴りますけれども、この長さというかそういうのが私はあっと思ったときに、もう周知徹底しないうちに終わって鳴りやんでしまうというそういう状況が、よくサイレンが鳴ったのか鳴らなかったのかという。本当は地域の人たちに知らせなければいけないわけですが、それがすごく短いように感じるわけです。そういう規制みたいなのはあるのかどうかという点、これを2点目にお聞かせいただきたいと思っております。

3点目の205ページの防災費の件でございます。これは私が言うまでもなく、昨今、毎日テレビ等で見ておりますけれども、地震の発生等が本当に出ております。誰が見てもこの日本列島は活動期に入ってきているなということを実感するわけでございます。これの詳細に関しては、私12月議会でも述べさせていただきましたけれども、その中でやはり広域を考えたときに、私どもは今、姉妹都市だとかそういうふうな形でよく結んでいるかと思っております。

私どもも自分の地域には六日町断層という帯がございますけれども、またあってはならないのですけれども、いろいろ今は想定される、例えば直下型が今30年以内に70パーセントとも言われていますし、4年以内とも言われている情報が飛び交っています。その数字というのはやはり私が見てもすごく高いと思っております。例えば私たちが生涯において交通事故で死ぬ可能性というのは0.2パーセントだそうでありまして、今言ったように火災に遭う確立というのは2パーセントなのだそうです。そのことを考えたときにこの70パーセントというのは私は高い



数字だと思っております。東海地震についても80パーセントという数字が出ております。

そう考えたときに、私たちの地域だけではなくして、この全体の部分で広域を考えたときに、やはり姉妹都市とのいろいろな兼ね合いがあります。そういうときの受け入れ体制等などは実際に大きな部分で、私ども期待をされるかと思えます。そういうところの状況というのはどのような形で今お考えになられているのかお聞かせいただきたいと思えます。

消 防 長   お答えをいたします。初期消火のために消火栓の配備をもちろんしているわけですが、現在市内に約2,500本の消火栓が設置されております。それで国の基準といたしましては水利からの半径ですが、市街地においては半径100メートル、それから準市街地においては120メートル、その他地域においては140メートルの円の中に必ず水利が1個以上あることというふうなことが基準であります。

それで、市内の消火栓の配備の本数はこれを全てクリアをしておりますが、問題は水道管の本管の口径であります。例えば75とか100ミリの細い本管にも、付いてはいますがこれもこれは正規の水利としては認めないというふうな基準がございます。ただ、全く無意味かと言うと、もちろん水は出るわけですし、圧もそこそこあるわけですので、初期消火については非常に問題ないことと思っております、全く消火栓がない地域というのは今のところありません。

それで、新興住宅地とかができれば当然新しく新設をするという対応でやっております。水利の充足率は貯水槽も含めまして現在市内全体で79.6パーセントという形になっておりますが、先ほど言いましたように、あっても国の基準に合っていない水利もあるということでございます。

それで、火災の全焼、非常に昨年から確かに全焼火災が非常に多くなっておりまして、残念ながら先日も全焼、焼死が出るという大変な火災もありましたが、やはり火の回りは昔に比べれば大変早いと思えます。というのは、家の構造あるいは材質、その他いろいろなものが要因があると思えますけれども、昔のベト壁といいますが、ああいう土蔵みたいな造りの家ですと、やはり火の回りは非常に今に比べたら遅かったということだろうと思えます。やはり構造に起因するものだと思います。

それとサイレンの関係です。議員がおっしゃるのは、今我々も手押しのサイレンは先ほど説明しましたけれども整備しておりますが、あれにつきましては消防団員が半鐘をたたく代わりにサイレンの機動スイッチを押します。ですので、押している間はサイレンが鳴りますけれども、例えば直近に火災があって、いつまでも押してられないで、もう消火作業をしたいと。押しボタンから手を離せば半鐘と同じで鳴りやむということですので、その辺のご理解をいただきたいこと。

それに伴いましてここ3～4年は自動吹鳴装置というのを開発していただきまして、それを今のところは付けております。それは1回スイッチを押すだけで自動的に1分間ですね、1分間自動的に鳴ります。ですので、この頃付けるサイレンには全部これが付いています。それで1分間鳴りますけれども、これは2秒鳴って3秒休む、2秒やって3秒休むという間隔で、これが近火の信号であります。ですので、もう1回誰かに押していただければ、またもう1回1

分間鳴るという方式になっております。

それと本部から、本部の指令室から無線で鳴らしている大型のここの庁舎の上にもありますし、大巻の開発センターの上にもありますけれども、これについては自動的に約1分鳴ります。それでうちの今のやり方としては、炎上火災を確認した場合には、必ず1回鳴らしてもう1回再度、2回鳴らすというふうな方法を採用しておりますので、その辺短くて聞こえなかったということはないですけれども、先ほど申し上げたとおり、団員の皆さんが手押しで鳴らす場合にはその方のボタンを押した時間だけしか鳴らないというふうなシステムであります。今後はそういう昔付けたサイレンにもその自動吹鳴装置というのを付けられるということを知りましたので、その辺のスイッチをこれからも整備していきたいというように考えております。以上です。

総務部長 姉妹都市の関係でございますが、現在では埼玉県深谷市それから山形県米沢市それから千葉県いすみ市、いずれも姉妹都市でございますので、災害時相互応援協定を結んでおります。姉妹都市以外ですと十日町さん、魚沼さん、長岡さん、川口さんが入りますが、それから湯沢さんとも災害協定を結んでいるということになります。この後、さいたま市さん、それから今話が出ています燕市さん、さいたま市さんは姉妹都市なのですが、燕市さんは姉妹都市ではございませんけれども、この後協定を結ぶような形になるかもしれません。その中では物資ですとか、避難者受け入れですとか、人員の派遣と、そういったことに協定をしているということでございます。以上でございます。

中沢一博君 署員の皆さん始め消防団の皆さんは、本当に頑張っていて、日夜を問わず駆けつける姿を見て本当に頭が下がる思いであります。その中で私は若干、素人なりで大変恐縮でございますが、火災が多いのはやはり冬場です、そのときやはり水の確保というのがいつも私は大変だなというふうに感じております。そこで、本当に素人考えで恐縮でございますけれども、例えば私のときもそうだったけれども井戸水があるわけですけれども、そのところに吐出し口がありまして、ちょうどたまたま 私事で大変恐縮でございますけれども、家のときはちょうど水がなくなったときに、あ、家にはそう言えば井戸のあれがあるということで、すぐホースを吐出し口につないだらそこから流水し何とかできたということを考えたときに、なかなかそう今水利の問題があるということを考えたときに、これは本当に私たち自身が、個々がやることでございますけれども、やはりそういうなかなか水の確保というのがつけられないときに各、私たちの井戸というそういう資源を持っておりますので、その接続体制を構築させて、本当に水利を皆で守ろうというそういう感じを、進め方をした中で、例えばちょっと補助を云々のそういう事件ではないですけれども、そういうものをしながら、そういう場所を消防団の皆さんが、消防団を始め消防職員が覚悟しながらですね、すると言ったらまた一段といいのかない感じがしますけれども、それに関してお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

消防長 冬場、確かに水利が非常に厳しくなることは、先般の火災でもそうでした。井戸水の利用ということで、確かに議員おっしゃるとおり実際の火災で、急きょ個人の井戸水を出していただいて対応させていただいたということも多々あります。昨年、総務部長の隣の

家も全焼しまして、そのときも総務部長のお宅の消パイを出してもらったという経緯もあります。

それで過去には水利がなくて、道路の消パイを晴れているにも関わらず急きょ出していただいて、側溝に流していただいて対応したこともございます。ただ、ほとんど接続金具といいますと、大体個人の家の立ち上がりは50ミリくらいが多いと思うのです。それで、接続金具というよりもやはり簡易的な水槽の中に側溝の水を出していただいて、ためたところに給水管を入れてポンプが放水するというふうな形になると思います。あくまで個人のもので、緊急避難的には利用させてもらいますけれども、その辺もこれから検討材料として検討していきます。市民の皆さんにもそういう際には協力していただくように、やはりこれからも広めていきたいというふうに考えております。以上です。

佐藤 剛君 2点お聞きしたいのですけれども、防災費の関係です。ページ数にしますと205ページあたりになるかと思うのですけれども、今年の7月豪雨を受けまして、多分昨年中には総括といいますか、反省会といいますか、そこら辺が行われたと思うのです。先ほど16番議員の方から警戒区域、特別警戒区域の話がありまして、浦佐地区は土砂災害警戒区域がそこらじゅうにあるわけですけれども、その警戒区域がどんぴしゃりと当たりまして、五箇とか荒町とかそういうところに被害があったのです。それについては警戒区域ですので、先ほど来説明がありますのでそれはいいのですが、問題は特別警戒区域に指定されているところは浦佐地区にあるのですよね。そこは人家も範囲の中に含まれているというところですか。

これは一般質問した部分でありますけれども、その辺県下からすると相当の数があって、県が順次対応してもなかなか回ってこないという状況もあるわけなのです。そういうふうに特別警戒区域となった、そしてまた今年の豪雨災害を経験した、その中で、では県ではなくて市として特別警戒区域の特別な対応があるのかなのかということ、まあ実質は県だということとは承知しているのですけれども、ちょっと聞いてみたいというふうに思います。

もう1点、先ほど言いましたように今年の豪雨災害を受けて総括が行われたと思うのです。今年の22年の決算審査のときにも私はちょっと質問しまして、207ページですね、水防用資材等原材料費のところ10万円あがっていますけれども、今年の決算では4万4,000円くらいしか多分使用になっていなかったのです。これは何かということをお聞きしまして、土嚢袋とかそういうのだと。それはちょっとこの水害の対応状況からしてこんなことでいいのかという話をしましたら、反省、総括をして考えるという話だったのです。

この予算を見ますと去年は9万円で確かに1万円は上がっているのです。けれども、これで決算審査の総括といいますか、決算審査のいろいろなやりとりが生かされているのか。それよりもむしろ、まして水害ですね、あの未曾有の水害の経験が生かされた予算措置なのかということ、もしかしてほかのところに予算措置しているかも知れませんが、その辺をちょっと聞いてみたい。

総務部長 土砂災害の警戒区域の方でございますけれども、法律の部分では市の出てくるところは本来ないといいますか、ですので市としてやはり警戒態勢を見るというくらいで、直

接そこに施設を例えば何ですか建てるとかですね、ということにはちょっとならないと思いますので、その辺はまた県と連絡を取ってやらせていただきたいと思います。現場を確認するのは当然私どもの仕事ですから。

それから、土嚢の部分ですが、水防倉庫が七つありまして、水防倉庫の中にもちょっと申し上げますと、塩沢水防倉庫に土嚢が4,300袋、青木に3,000袋、西泉田に2万9,900袋ということで、そこに貯蔵しておりますので、使った分を入れるということで考えております。この前の水害で使った部分をそのまま何もしていないのではなくて、倉庫の方に保管をしてあるということでお答えにさせていただきたいと思います。

佐藤 剛君　　じゃあそういうことで、この間水害のときに相当数の土嚢袋が必要であったし、そしてまた今、水が人家に入りそうなときに、ではどこにあるのかということ、例えば自主防災組織やそういうところには配置していないわけです。そういうところで確かに水防倉庫が4か所か何かあるのしょうけれども、そこまでそういうときに行って持ってくるというのが現実的なのかということですね。

それで、ですので、例えば自主防災組織の所にある程度置くとか、ほかのところの例えば町村単位とか、まちづくり協議会の事務所単位とか、そういうところに置いておくような考え方はないのか。昨年使ったのもうその4万円何がし、2万円何がしの配置があるということですが、それが本当に足りているのかということ、ちょっともう1回確認をしたいというふうに思います。

そしてもう1点、先に戻りました特別警戒区域のところなのですが、確かにこれは県なり国なりの防災施設をきちんとしなければ対応できないことでもあります。だけれどもここはその特別警戒区域ですよ。今度は本当に危ないですよ、というような指定があったその中の住民にとってみれば、私は市がちょっと手が出せないというだけではやはり濟まない。何らかの、今部長が言いましたように巡回体制をきちんとするとか、何かそういうことがやはり市としての対応が必要だと思うのです。それは予算的な数字に表れてこなくても、そういう対応があってしかるべきだと思うのですけれども、そこら辺の考え方をお聞きしたい。

総務部長　　土嚢の関係につきましては、これは新年度予算でありますので、当然23年度の補正あるいは買ったたりしていますので、数的には今水防倉庫は七つありますので、足りるのだろうと考えております。それから、233ある行政区に配布をしておくということもなかなかですので、3庁舎にちょっと置くとかその辺は検討してみたいと思います。

それから土砂災害の方につきましては当然ではありますが、当然住宅があれば回りに市道があるわけありますので、パトロールをするということでまた建設さんの方と話をしていきたいと思います。以上です。

総務課長　　今の総務部長に少し補足させていただきますが、土嚢の自主防災組織等への配布、これについては消防団等との会議の中で必要があれば、今ある中で配布はいたします。ただ、どうしてもとっておく所が　　あれは陽に当たったりあれするとだめになってしまいますので、その辺を踏まえた上で必要あればということで、消防団それから各行政区、自主防災組

織の方もそういう場合には配布をさせていただいているような状況です。

それから在庫につきましてはうちのほかに、県の在庫がかなりの枚数がございます。市で足りなかったらそれを使って補給をしながらという体制で行っております。以上、補足させていただきました。

今井久美君 防砂費についてお伺いします。昨年の豪雨災害で、私は市内全体の行政区の状況をちょっとつかめていないのですが、私の五十沢地区においては先の復興基金で集落に防災関連用品がほとんど整備されたと思います。ただ、五十沢の中には集会所を持たなくて、その対象とついにならなくて、そういうものが用意できなかったところがあります。そこが今回、軒並みやられました。土沢、舞台、蛭窪、宮ノ下が集会所を持たないのですけれども、宮ノ下は今回災害がありませんでした。

2日から3日にかけて昼夜災害が続きましたので、みんなこの行政区もその照明でバックホーが倒木を処理したりとか、みんながテントの中でとかいろいろなことで活用されていたのも私もずっと見てました。今、災害がだいぶ落ち着いてきてまして、区長さん方から何で俺らはそういうのが用意できなかったのかなとかこういうふうになって、今はもう区長さんの変わり目になりましたけれども、皆の統一した意見となるかどうかわかりませんが声が上がってきます。

それでぜひ、復興基金のときにも言ったのですが、もう消雪パイプも何も用意されていて、救急車も消防自動車もすぐ横付けできるような大きな行政区にはそういうものが用意されて、そういうものが行き着くこともできないところには用意されない。まあ県の復興基金でしたのでいろいろなことで手当をしましたけれども、ついに県庁の方には声が届かないで今日に至っているわけであります。市内全域そういう状況があるかどうかわかりませんが、一つ検討していただいて、またいつあるかわかりませんので、ぜひ緊急時に配備するように働きかけ、まただめな場合は市がちょっと単独で考えていただくというようなことをお願いしたいと思いますが、考えを聞きたいと思います。

総務部長 確かにあのときは集会所があるというのが前提だったように記憶しています。まあ県のあれでございましたので、私どもの方では変えるということではできませんでした。それで、今もありますけれども、一般コミュニティ事業という補助が宝くじであります。一番最初の日に申し上げましたけれども、三郎丸さんで防災グッズを買うというのもありますので、また集落の方で集会所がなくてもこれは大丈夫であります。ご希望がありましたらまたお話をいただければというふうに思います。以上です。

今井久美君 確かにあのときも宝くじで救済してもらったところもありますが、なかなかそれは広い範囲の中で確実に緊急的に即用意ができるというものでもないと思われしますので、そこら辺はもう一度、県の方で 考え方がちょっとおかしいと思ったのですね、私は。本当に大丈夫なところにどんどん配備して、こういう大変なところに配備ができない。何が緊急グッズだと。本当に私は頭の中に血がのぼるほどでしたけれども、本当に困ったところに光を当てるのが行政であったり、私たちの仕事ですから、ぜひそれが一刻も早く整備できるよう、手配をお願いしたいと思います。

総務課長　　今、議員の言われた内容は県にも伝えてございます。それで、今地域防災力向上事業というのがございまして、その範囲を拡大してくれということで対応もしておりますので、今議員が言われたような内容で前向きに進んでいきたいと思っております。以上です。

松原良道君　　204ページの防災費の中で市長にちょっと確認をさせていただきます。この本庁舎の北側の広場を防災広場というふうに名づけておりますけれども、市長はそこを今後とも防災広場とした認識をお持ちで、今後それに対してどういう設備投資をするつもりがあるのか、ないのか。その辺をまず1点。

市　　長　　当然そういう目的で交付金もいただいて、買収したり整備をしたりしたわけです。これから予定されているのは・・・トイレと何だったか。今、防火水槽60トン、非常用便槽マンホールトイレ、備蓄倉庫はまだ終わっていないか　　今、終わった。かまどベンチ、これが今年度で大体終わると。加えて防災備品としての宿泊用、集会用のテント購入　　これは違うか。ということで、極力、ただ建物を大きく建ててということにはございませんので、一応緊急時にはここにおいていただければ、束の間のことはしのげるということで整備をしております。

松原良道君　　私は建物というのは、ここに強固な本庁舎やいろいろあるわけですから、まあ平日であっても、夜間であってもここは一時避難的にはできると思っております。しかしながら、今の現状を見ますと、せっかくの土地が有効利用されていない、というふうな認識はないですか、市長あれ見て。毎日北側がよく見えるところにいるのですけれども。北側ですよ、庁舎の北側、そこを今言ったように防災広場という認識であるのであれば、もっと私は整備をするべきだというふうに思っている。

防災広場で打って出るのであれば、夏も冬も同じ条件で使える状態でなければだめです。今の状態を見てください。あれだけ雪を盛って、職員の駐車場は本来の夏場の半分くらいしか止められないと私、思っているのです。そうでなくて、防災広場としてきちんとやるのであれば、やはりそれだけの投資をして、すぐそうすると私は井戸を掘れと言いますよ、私は。そうすると市長は井戸は掘れない。そうでなくて、防災広場としての位置づけをするのであれば、夏も冬も同じ条件をきちんと整備しておくというのが行政の仕事ですから。実際の話は、個人は掘れないけれども、行政だから井戸を掘れるのです。

そう考えた場合に私が提案したいのは、あそこに井戸を掘って、消パイを出して、夏も冬も同じ状態で使える。そして災害時には、災害が起きれば、水源から水が来る。来ないですよ本管が壊れてしまえば、私は断水状態はすぐ起きると思っております。災害時に一番欲しいのは食糧、水ですから。そうなればあそこにやはり市民、市街地の皆さんが一度に災害時にポリで持ってきて、20人来てもばっと給水が可能になる。そういう装置をせめてここ1か所くらいはしておくのが、防災広場としての考え方だと思っておりますけれども、どうですか。

市　　長　　雪の件ですよ、冬は。これは今年はとてもでしたが、これがいわゆる消雪パイプでなければきちんとできないのか、機械除雪でちゃんとやれるのか、これは検討します。水は井戸はあります。ただし、今一般的に水害のときのような大きな断水状態が出たりすると

ちょっと別ですけれども、災害時の緊急的な水というのはもうペットボトルで十分足りません。いわゆるすぐの飲料水ですね。あとは今聞きましたら、井戸もあそこへありますから、いよいよになればそれも飲んでもらう。そういうことで体制は整えてあります。

その雪の処理の問題は確かにちょっと考えなければならぬとは思っていました。非常にもったいないですし、あれでいいのかという部分がありますので、どう対応できるか、きちんとこれから防災担当と協議をします。

松原良道君　もう1点、最後に。私は水源を、今市長はペットボトルで間に合うと言っていますけれども、実際、私が以前、産建で管理者に言ったように、各開発センターにそういう施設を作った方がいいですよという提言はしていましたけれども、全く私はそのとおりなのです。要は水は出せませんが、飲めると言っても今の状態で飲めるわけではないでしょう。それをいつでも緊急時に飲めるような体制にするには、今の井戸だけではだめなわけでしょう。もうちょっと深度を変えるとか何かしなければ。あれが100メートルも行っていけばいいですよ。

昔この庁舎の西側で地下水を水源にしたみたいになっていけばいいですけれども、そうでないし、やはりペットボトルを配れば十分という発想でなくて、それを配らなくても、動ける市民や行政区長がそこへ行けば自分の町内の水くらい持ってこられる、そういう発想の方が十分いいと私は思いますね。まあまあ、最後ですから。その辺はやはり本当に自分の考えが正しいのか、私が言っているのが正しいのかというのは、やはり私とあなたが判断する前に回りに聞くということですよ。それも大事ですから。

市長がだめだと言えばみんながだめになるのですから、私はそうはいかないということで3回目の質問をしているわけです。本当にこれはペットボトルで全部間に合いますという発想は、飲むだけはいいですよ。ではトイレ、うちのトイレが断水だけれども、水が出ないけれどもトイレは使いたいということになれば結局水がいるでしょう。それは川の水でもできますよ。だけれども、あそこへ行けば安心して飲める水が出るというのが、私はやはり防災の基本だと思いますけれどもね。例えばこの中心地1か所を見た場合には、最後になりますけれども。

市　　長　　おっしゃることはわかります。わかりますが、いいですか、一番災害対応の基本というのは、一番最初に避難した皆さんをどうするかということです。そこには水、食料それからトイレですね。ですから、トイレは置きます。まずそこです。それから例えば広範に断水があつてとなれば、それはやはり給水車以外に手はありません。どこにその水源を、全部水源を置けば別ですけれども、それはなかなかでき得ないことですので、私はいわゆる初動のときの対応はあそこでやりますということです。

ですから、今いろいろの災害現場を見ても、先ほど言いました広範にもう断水が出れば、これはもうどこでどう対応したって、ですから緊急水源というのを今水道の方で置くわけですね。濁ったりとか、地震でやられてあちらもこちら水道が使えないと。そのときの、では井戸水をすぐに飲めるような装置をしておけというのは、それはあれですよ。塩素でもたたき込んでおかなければだめですね、そのくらいならできます。だけれども、それを全部常に水道水と同

じような状態に保ちながら常備をしておけというのは、これはちょっと無理です。それはご理解ください、意見はわかりますけれども。ですから、すぐに飲む、食べる、1日や2日は大丈夫だと。そういうことはきちんとします、今のところは。というところで意見分かれですけれども、またいずれひとつ。

総務課長　　ただいま市長の発言の中で、私どもが渡した資料が古いものがございまして、数字にちょっと誤りがありましたので訂正させていただきます。防災広場にある防火水槽の方は60トンではなくて40トンでございますし、かまどベンチは今現在、設計にはあったのですが、除雪等を考えまして変更で落とさせていただきます。ちょっと訂正させていただいて、古い資料を渡してしまったもので大変恐縮です。よろしくお願いいたします。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって9款消防費に対する質疑を終わります。

昼食のため休憩といたします。休憩後の開会は1時10分といたします。

（午前12時01分）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時08分）

議　　長　　副市長から午後2時ごろまで欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

また、新潟日报社から写真撮影の許可願が出ておりますのでこれを許します。

議　　長　　教育費の説明を求めます。

教育部長　　それでは10款教育費をご説明します。206、207ページをお開きください。1項教育総務費は1億9,904万円で前年度比1,336万円の増です。1目教育委員会費は1億4,649万円で前年度比286万円の減です。教育委員会一般経費については学区再編検討関連で3中学と上田地区で立ち上げた教育を考える会の解散により、前年度計上の報償費32万円分が減となりました。

208、209ページをお開きください。一つ目の丸、教育改革推進事業、7行目の特色ある学校づくり推進事業補助金500万円、全校の校長先生から1年間の学校経営をヒアリングして交付額を決定します。合併前の六日町で実施していた事業を引き継いでいるものです。

二つ目の丸、特別支援教育事業6,947万円、支援員47名で前年度より3名の増、351万円の増額となっております。

三つ目の丸、国際交流及び文化スポーツ基金事業930万円、下から4行目、中学生海外派遣事業は今回で5回目です。昨年暮れに指定寄附600万円をいただいた廣田さんの意向により、新年度から自己負担金なしの助成制度を新設しました。派遣生20名中2名が助成制度に該当しております。一番下の行、日韓友好の道岩中学との交歓事業は昭和62年にスタートし今回で25回目です。今年は道岩中学校から当市に来ていただきます。



四つ目の丸、教育奨学金事業 1,000 万円、基準枠は大学 10 人、短大・専門学校 10 人、高校 3 人となっております。

210、211 ページをお開きください。二つ目の丸、教育課程特例校事業 1,887 万円、小学校で実施の国際理解教育 5 年目です。

三つ目の丸、青少年交流計画受け入れ事業 70 万円、外務省の関係団体である JICE が行う 21 世紀東アジア青少年交流計画の事業を受け入れるものです。平成 22 年度からスタートし 3 年目です。国際理解教育の拡充に活用しております。費用は全額 JICE が負担します。

四つ目の丸、学級満足度向上事業 102 万円、総合計画の使用目標値判定のため Q U 調査を年 2 回実施します。Q U 調査とは心理検査の一つで子どもたちの学級生活での満足度、意欲、学習集団の状態を質問紙により測定するものです。

212、213 ページをお開きください。2 目教育住宅費 158 万円で前年度比 8 万円の減、市内 7 か所 33 戸の教員住宅の維持管理費です。

3 目教育施設管理運営費 427 万円で前年度ほぼ同額です。一つ目の丸、学習指導センター運営費 377 万円、学習指導センターは昨年の 9 月から大和庁舎に移転しました。国語、数学、英語の 3 名の指導主事を配置しております。

二つ目の丸、言語障害等通級指導事業費 50 万円、ことばの教室を城内小に設置しております。通級児童 32 名うち 7 名が湯沢の子どもです。もう一つの通級教室、発達障害通級教室を北辰小学校に設置し、六小と塩小にも出張対応しております。通級児童は 25 名、全て市内の子どもです。

4 目育成支援費 4,670 万円で前年度比 1,628 万円の増です。4 目については子ども・若者育成支援センターの業務です。

214、215 ページをお開きください。育成支援一般経費、2 行目の講師謝礼 87 万円は勤労青少年ホーム講座講師料です。長期講座を 7 講座、短期講座を 8 講座、そして新年度から新しく就労支援講座を 2 講座計画しております。一番下の行、施設修繕工事 210 万円については、建物の配管から赤さびが出ますもので給水管の改修工事を予定しております。

1 つ目の丸、子ども・若者育成支援事業 3,135 万円、下から 4 行目の臨時職員賃金 1,764 万円は、若者担当 2 名、子ども担当 7 名、家庭担当 1 名、合計 10 名の賃金です。一番下の行、心の教室相談員報償費 209 万円、中学校 6 校に週 2 回半日を原則に相談に入ります。

216、217 ページをお開きください。12 行目のニート・ひきこもり対策事業 800 万円これは新規事業です。ニート及び家族等から相談に応じるとともに、コミュニケーションや就労にかかるプログラムを実施します。

二つ目の丸、学校、家庭、地域の連携促進事業 478 万円、県の補助事業です。1 行目の報償費 148 万円、家庭支援コーディネーターとして六小、北辰小、浦小、塩小に各 1 名、4 名を配置し、学校支援コーディネーターとして大崎小学校に 1 名を配置するものです。6

行目放課後子ども教室推進事業270万円は、浦佐、栃窪等6校で実施します。事業のねらいは放課後に安全・安心な子どもの居場所を提供し、様々な体験活動を通して子どもたちの生きる力を育むことです。子ども・若者育成支援センターの新規目玉事業としてユニバーサルデザイン巡回相談員事業810万円に取り組みます。2年間取り組んだUDモデル園事業の発展継続事業です。臨床心理士1名、保育士2名、3名体制で取り組みます。人件費については5款労働費の雇用創出事業費ページ145ページに予算計上してあります。

218、219ページをお開きください。2項小学校費4億6,102万円で前年度比3,259万円の増です。1目小学校教育運営費3億912万円で前年度比2,221万円の減です。1つ目の丸、小学校管理一般経費4行目の臨時校務員賃金は6名分の賃金です。

220、221ページをお開きください。7行目の建築物及び建築設備定期調査は3年に1回の調査です。小規模校である栃窪、後山小以外の17校分の調査委託料189万円です。下から7行目、土地借上料158万円は石打小学校敷地3,628.5平米の土地借上料です。地権者は4名です。最下段の下水道接続工事費620万円は大巻小学校の下水道接続工事です。これをもって小・中全ての学校の下水道工事、下水道接続工事が完了するものです。

222、223ページをお開きください。1つ目の丸、小学校事業運営費6行目の社会科副読本印刷費242万円は、平成21年度に作成した「わたしたちの南魚沼市」の内容を改訂し、3年分を印刷製本するものです。

三つ目の丸、小学校設備等整備事業費3,976万円で前年度比307万円の減です。240台の教育用パソコンがリース期間5年間で終了し、市の所有となります。これに伴って電算システム機器保守委託料が278万円の増、教育用パソコンリース代が680万円の減となります。

続きまして224、225ページをお開きください。二目小学校整備費1億5,190万円で前年度比5,480万円の増です。

一つ目の丸、小学校大規模改造事業費1億4,790万円は、蕨神小学校大規模改造工事管理業務委託250万円、城内小学校大規模改造工事実施設計業務委託790万円、そして蕨神小学校大規模改造工事費1億3,750万円となっております。

二つ目の丸、小学校施設等整備事業費の上関小学校プール改修工事400万円は25メートルプールのプール槽をシート防水仕上げで仕上げます。及びろ過機修繕工事も行います。

3項中学校費1億8,072万円で前年度比7,159万円の減です。1目中学校教育運営費1億7,122万円で1,341万円の増です。中学校管理一般経費4行目、臨時校務員賃金は3人分です。9行目の修繕料1,320万円のうち、ルール変更に伴うバスケットコートラインを引き直す修繕工事費252万円となっております。

226、227ページをお開きください。10行目の建築物及び建築設備定期調査は3年に1回の調査6校分です。下から7行目、バス運行業務委託料379万円は六日町中学校体育館の耐震補強工事に伴う体育館代替施設送迎委託の228万円と、大巻、城内、五十沢3中学の部活連携送迎委託の151万円となっております。下から5行目の土地借上料160

万円は大巻中学校敷地4,918平米の土地借上料です。地権者は1名です。

228、229ページをお開きください。一つ目の丸、中学校授業運営費、4行目の教師用指導書1,090万円は学習指導要領の改正に伴い全面改訂された指導書の購入経費です。

三つ目の丸、中学校設備等整備事業費1,378万円で前年度比105万円の減です。195台の教育用パソコンがリース期間5年を終了し、市の所有になります。それに伴って電算システム機器保守委託料が154万円の増、教育用パソコンリース代が440万円の減となるものです。

続きましてページ230、231をお開きください。2目中学校整備費、中学校施設等整備事業費950万円は塩沢中学校プールの改修工事です。50メートルプールのプール槽にシート防水仕上げを施します。1,087平米を施工するものです。

4項特別支援学校費6億4,018万円で、新年度から新たに追加された項です。1目特別支援学校運営費152万円、既存建物の特別支援学校施設部分の管理運営費です。

2目特別支援学校整備費6億3,865万円、報償費の42万円は校歌、校章の製作及び開校準備委員会の委員の報償費です。設計監理業務委託料1,530万円は校舎棟及び体育館棟の委託料です。特別支援学校大規模改造工事費2億8,350万円は校舎棟の改修及び増築工事費です。特別支援学校体育館建設工事費2億9,100万円は既存の講堂を解体し、その空き地に体育館棟建設工事を行うものです。土地購入費1,200万円は既存駐車場借り上げ部分646平米の土地購入費です。車両購入費1,741万円はスクールバス等の購入費です。校具備品購入費1,466万円は年度当初に必要な備品及び校旗、グランドピアノ等の購入費です。

232、233ページをお開きください。5項幼稚園費934万円で前年度比607万円の減です。1目幼稚園教育運営費934万円で前年度比121万円の増です。一つ目の丸、私立幼稚園振興事業費、幼稚園就園奨励補助金818万円は、私立幼稚園に対する国の就園奨励補助金事業であり、市を經由して交付するものです。

二つ目の丸、幼稚園補助・負担金事業、私立幼稚園に対する補助金117万円です。平成24年度から新設された市の補助金です。職員研修費、特別支援教育費、内科・歯科等の検診費に対する補助です。二つの事業とも私立の金城幼稚園と六日町幼稚園の二つの園に対する補助金です。

6項社会教育費8億3,057万円で前年度比3億5,559万円の増です。1目社会教育総務費111万円で前年度比175万円の減です。一つ目の丸、社会教育総務一般経費、1行目の社会教育委員報酬の24万円は平成24年度には中越地区社会教育研究集会在がさわらびにて予定されております。このため例年より委員会回数を1回増の5回予定するものです。2行目の生涯学習計画策定委員報償費17万円、平成24年度に生涯学習計画を策定する予定です。委員12名の委員会を設置し、委員会を3回予定しております。

2目公民館費3,865万円で前年度比182万円の増です。公民館運営一般経費は中央公民館と公民館7分館の運営費です。1行目、公民館分館長報酬120万円は五十沢、城内、

大巻、浦佐、藪神、大崎、東の7分館長の報酬です。2行目の臨時職員賃金375万円は中央公民館に一人、塩沢公民館に一人臨時職員を配置します。その賃金でございます。3行目の分館協議委員報償費201万円は、分館協議委員56人分の報償費です。

234、235ページをお開きください。一つ目の丸、公民館事業費196万円の主なものは中央、大和、塩沢の3公民館事業の各種学級講座講師謝礼です。二つ目の丸、南魚沼市公民館施設管理費2,415万円は、塩沢公民館と大和公民館の二つの施設の管理運営費です。三つ目の丸、セミナーハウス管理運営費295万円は欠ノ上と塩沢のセミナーハウス二つの施設の管理運営費です。

236、237ページをお開きください。3目図書館費6億6,792万円で前年度比6億3,308万円の増です。一つ目の丸、図書館管理運営費、図書館指定管理委託料97万円は指定管理者の文化スポーツ振興公社による管理運営費です。文化スポーツ振興公社補助金1,191万円は職員二人、臨時職員一人の人件費に対する補助金です。

二つ目の丸、図書館建設事業費6億5,045万円、各種業務委託料100万円は測量登記等の委託料です。土地購入費4,607万円はショッピングセンターララの用地取得費です。建物購入費2億938万円はショッピングセンターララの建物取得費です。中小企業基盤整備機構返済補助金として3億円を計上してあります。補償費9,400万円はテナント移転補償と二つの医院、お医者さんに対する移転補償です。

4目文化行政費4,671万円で前年度比1,038万円の減です。238、239ページをお開きください。文化行政一般経費では秋に木喰仏展を池田記念美術館で開催予定です。市内にある木喰仏18体ほかの展示を行います。

三つ目の丸、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金運営事業費271万円、2行目の芸術文化大会出場奨励金15万円は、平成24年度から芸術文化大会への出場奨励金を導入させていただきました。国際大会、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、その他市長の認める大会出場への奨励金です。3行目の国体等出場推奨金100万円、平成24年度から今までの規定に加え、市長の認める強化合宿の項を加えました。5行目の棚村基金活用事業委託料115万円は、小学校高学年に対する演劇鑑賞事業です。わらび座によるミュージカル「アトム」を9月11日に2回公演します。

240、241ページをお開きください。三つ目の丸、文化資料展示館252万円は池田記念美術館の維持管理費です。

四つ目の丸、重要無形民俗文化財指定取組事業費808万円は、3年継続の浦佐毘沙門堂の裸押合いの収録、映像記録作成事業の2年目の事業費です。4行目の映像記録作成業務701万円、今年度同様桜映画社に委託予定です。

五つ目の丸、南魚沼市郷土史編さん事業費1,874万円は、六日町史資料編第3巻の発刊と、六日町史通史編、大和町史下巻の発刊準備です。正規職員2名、臨時職員4名、郷土史編さん委員8名、郷土史編集委員17名、嘱託員2名で取り組んでおります。

242、243ページをお開きください。5目文化施設7,618万円で前年度比2億6,

718万円の高額の減となっております。この要因については前年度であります今年度に市民会館の舞台照明改修工事2億1,000万円の工事を施工しております。

一つ目の丸、文化施設維持費181万円については市民会館、牧之記念館、トミオカホワイト美術館の3施設の維持費です。

二つ目の丸、文化施設運営委託事業費6,409万円は、先に述べた3施設の運営委託費で、指定管理者委託料3,029万円は文化スポーツ振興公社への委託料、文化スポーツ振興公社補助金3,380万円は職員4人、臨時職員5人の人件費に対する補助金です。

244、245ページをお開きください。1行目の市民会館大規模改修事業費、水路改修工事400万円は、駐車場豪雨のときに災害につながっております。その対応として駐車場雨水を流雪溝に放流する雨水排水路整備工事を行うものです。

7項保健体育費15億2,157万円で前年度比7億5,799万円の増です。1目保健体育総務費3,820万円で前年度比1,511万円の増です。

四つ目の丸、スポーツ推進事業費、スポーツパラダイス運営補助金730万円は、文化スポーツ公社への補助金であり、職員、臨時職員2名分の人件費と運営費に対する補助金です。スポーツパラダイス事業は1月末現在、会員数2,241名、スポーツ教室172教室、ジュニアスポーツクラブ52クラブ、参加総人数5,254人となっております。

五つ目の丸、保健体育補助・負担金事業2,602万円、246、247ページをお開きください。6行目の全国高等学校総合体育大会南魚沼市実行委員会負担金1,930万円で前年度比1,630万円の増です。平成24年度にインターハイのテニス、自転車競技の運営にあたる負担金です。自転車競技は7月の28、29日、テニス競技は8月の9日から16日の8日間です。

2目体育館施設費10億2,596万円で前年度比8億5,182万円の増です。体育施設一般管理費2,707万円で前年度比698万円の増です。

248、249ページをお開きください。3行目の施設修繕工事600万円は二日町のグラウンドほか体育施設の修繕工事費です。

一つ目の丸、体育施設管理委託事業費8,105万円でディスポート南魚沼を含む体育施設14施設の管理運営費です。指定管理者の文化スポーツ振興公社が委託料3,972万円で行っております。文化スポーツ振興公社補助金4,080万円は職員5人、臨時職員5人の人件費に対する補助金です。五日町シャンツェ指定管理委託53万円の指定管理者は五日町観光協会です。

二つ目の丸、県営石打丸山シャンツェ管理費、県営石打丸山シャンツェ管理運営事務委託754万円は県からの委託を財団法人新潟県スキー連盟に再委託しております。施設修繕工事費210万円は管理棟の浄化槽漏水修繕工事です。

三つ目の丸、体育施設整備事業費、施設改修工事費800万円は塩沢グラウンド防球ネット設置工事です。

四つ目の丸、ディスポート改修整備事業費4,000万円、屋根改修工事です。設計監理業

務委託料500万円と屋根改修工事3,500万円となっております。

五つ目の丸、大原運動公園整備事業費8億6,000万円は工事管理委託料1,470万円と施設管理工事8億4,500万円、野球場、調整池、駐車場、アクセス道路の一部ほか第一期整備工事です。

3目学校給食費4億5,741万円で前年度比1億894万円の減です。一番下の丸、自校方式事業費5,699万円は塩小と栃窪小以外の塩沢地域の小学校5校と後山小学校併せて6校の自校給食の経費です。下から2行目、臨時職員賃金は臨時職員6人分と代替職員の賃金です。

250、251ページをお開きください。上から3行目、賄材料費は3,614万円で前年度比165万円の減、児童数の減少によるものです。上から8行目、各学校修繕工事費200万円は塩沢地区小学校5つの調理室の修繕工事、上関小学校の調理室エアコン設置ほか修繕工事となっております。

一つ目の丸、給食センター方式事業費3億9,559万円は大和、六日町、塩沢の3給食センターの経費です。1行目の臨時職員経費は大和5人、六日町7人、塩沢6人、合計18人と代替職員の賃金となっております。7行目の賄材料費2億8,831万円で前年度比789万円の減です。児童・生徒数の減少によるものです。

252、253ページをお開きください。下から8行目、施設修繕工事費は大和給食センタートイレ改修工事、次の行、施設補修工事費は塩沢給食センターインターフォン設置工事、次の行は厨房設備改修工事、六日町給食センターアレルギーコーナーの設置工事です。

最後の丸、六日町学校給食センター大規模改修事業費354万円は蒸気配管、洗浄室天井部分の改修工事です。

以上、10款教育費予算総額38億4,244万円、前年度比増額17億2,204万円、81.2パーセントの増となっております。主な増額要因については今までに説明したとおりですが、一つ目は特別支援学校整備事業で福祉保健部所管の日中一時施設、産業振興部所管の職業訓練施設と連携を密に進めてまいります。3月22日には市内、湯沢町、小出特別支援学校全ての保護者対象の説明会を予定しております。

二つ目は中心市街地の活性化が一つの目的である図書館整備事業です。教育委員会は指定管理ではなく、直営の運営を目指し市民へのワークショップを行い、より市民の図書館にしていきたいと思っております。建設部は駅前周辺の再整備の検討を行い、産業振興部は駅前商店街の活性化を図ります。

三つ目は大原運動公園整備事業です。建設部は都市計画公園としての関わりと、工事管理を担当していただきます。石打インターチェンジを中心に関東からの玄関口として産業振興部所管の道の駅がオープンします。大原運動公園と道の駅の緊密な連携が重要だと思っております。三つの事業とも教育費に計上しましたが、今までも総務部、企画政策課の調整により庁内全体で取り組んでまいりました。今後も庁内挙げて取り組んでまいります。以上で10款教育費の説明を終わります。

議 長 教育費に対する質疑を行います。

井上智明君 小学校のことで若干お伺いしたいのですが、実はインフルエンザが先般非常にはやりまして、藪神小学校6年生を除くそれぞれ4学年が学年閉鎖ということが起きました。そのときに問題になったのが、子どもを学校にやらない家庭で誰が子どもをみるのかということが、父兄の間、いわゆる子どものお父さん、お母さんの間で話題になった。我が家のように7人、8人の大家族であれば、誰かが学校に行かないときに面倒がみられる、また学校から帰ってきても面倒がみられるということが出来るのですが、残念ながら学校は受け取ってくれない、子どもは家で面倒をみってくれる人がいないとなると、さてどうしたものかという問題が起きるのです。このことについてちょっと考え方を伺いたいと思いますし。

それから学童保育これは福祉保健部の方になるのかもしれませんが、学童保育のようなところで一時預かりというようなことも一つの案ではないかというような思いがあったのですが、なかなかそれも出来かねるというような状況だそうでありますので、その辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

教 育 長 確かにお困りとは思いますが、学級閉鎖、学年閉鎖をやるということは、今症状が出ていなくてもウイルスを持っている、感染している可能性が高いわけでありまして。その子どもたちをほかのところで預かるということは、これはやっぱり出来ないと思います。したがって、それぞれ大変でしょうけれども、それぞれの家庭の中で安全に過ごしていただくということしかない、このように思います。

井上智明君 まさにそこなのですよ、外に出せないのです。外に出せばいいのです。出せないですから、家の中に誰かがいないと困るということで、実際に子育てをしている現場で、いわゆる若いお父さん、お母さんたちが、この地元の出身の人ですと親を呼んできたというように対応できたのですが、それが出来かねる家があったというように、何とか対応ができないものだろうかということだったのです。

それから今のところはそういう答えしか返ってこないかと想像がつくのですけれども、こういうこともこれから先また今年のようなことがこの時期は必ずあるわけです。ですから、そのような事態になったときの対応、あるいはその方法なり何なりということを行政の方で多少手が出せればという思いがありますので、今後検討していただきたい。ここで要望をしておきますのでお願いします。

松原良道君 249ページ学校給食の食材についての放射線物質検査。実は私個人的に先般、県の職員が私の家に見えました。要件は全く違います。見えたときのいろいろ話の中で出たことで1点ちょっと確認をさせていただきます。この原発事故からいろいろ国民の不安がある中で、県はこの学校給食の食材の安全性の検査の機器を県内全域に整備したと。6か所で7台というふうに聞いていました。新潟市が2台、あと上越、新発田、三条、長岡、南魚沼市。当然、南魚沼市は多分六日町保健所だと旧保健所だと思いますけれども、そうした中で今この機械の使用を、もう実際に開始しているのか。また、この県の要綱を見ますと、

食材を使用する前々日ということですから二日前にこの検査を下さいという内容になっているようであります。そして対象品目は過去に原発事故による出荷制限等がかけられた地域から買った農畜水産物というふうに謳っているわけです。学校教育課として当然、給食ということになれば保育園もあるわけですが、それはまた主管が違いますからあれですけど、学校教育課として今どういう取り組みと、どういう実施体制、これからまたどういったふうな取り組みを拡大していくことがあるのか、その辺をまず1点お願いします。

学校教育課長 言われます食材の放射能検査でございます。南魚沼市につきましては今議員さんが言われたように、県の指導を受けまして実際に六日町保健所に2月の下旬に設置をされました。それに伴ってまずは給食センターの食材、毎週火曜日に検査をすることになっております。既に3月6日、3月13日2品目ずつ4品目を検査したところでございます。実際、検査では放射能は確認できなかったということでございます。今言われたとおりこれから毎週火曜日ずっと続けていきます。2品目程度でございます。

それから対象の食材でございますが、先ほど議員の言われましたとおり過去に出荷制限がかけられたもの、それから過去にその数値が出たものを重点的にしていくということにさせていただきます。それから結果の公表でございますが、火曜日に前々日のものを検査した場合、その日の午後、もう夕方には市のホームページにアップをいたします。さらに検査で引っかかったということの場合は、直ちにその食材は使わない。それからさらに詳しい検査を民間に委託をしてその結果を待ちます。その結果を待つまではその食材は使わないということを進めております。以上でございます。

松原良道君 この対象施設というか、今うちはセンター方式、自校方式も若干あるわけですが、その考え方についてはどういうふうに考えているか、その点をお願いします。

学校教育課長 今実際にやっておりますのは三つの給食センターの食材、一つの施設の施設についてそれぞれ3施設いきではなくて、今週は六日町、来週は大和というようなこと進めております。それから自校給食でございますが、サンプルに1キロの食材が必要となります。ですので、食材を小さい学校から1キロという部分については、当面三つの給食センターで出されている食材の流通がほぼ同じという事ですね、共有をしながらとりあえずは給食センター三つについて検査を進めていきます。今後その検査をする食材と自校給食で使われる食材と違いが出るというようなこともありますので、それからこれから順次検討をしながら進めていきたいと思っております。

松原良道君 特定な施設ですということとは、その皆さんは安心はしますけれども、逆にそうでない施設、今、心配しておりましたけれども、しないとやっぱり保護者は平等に安心が伝わらないということでもありますので、さ細な金であるか、大きな金になるかこの検査費用はわかりませんが、やっぱり保護者の皆さんが全員で安心できる体制を望んでいただきたいと思います。

それともう1点、我々がこの放射能物質検査機器、よく原発の事故以来そういう食材の検査をしていますよね。この機械は簡易型のスペクトロメーターという小型のやつだそうです



けれども、我々が今回の震災の後、そういう検査機関のテレビを見ていますと、容器に粉碎してそれを検査するという我々のイメージなんです。今置いている機械がそうであるのかなのか。また、そうでないとすれば単純に食材の検査ですから、1品、2品仕入れる場所によって検査が違うという、それだけの指示があるわけですからあれですけども、食材を丸ごとミキサーにかけてトータル的な安全ということが出来る機械なのか、その2点をちょっとお願いします。

学校教育課長　まずその保健所に設置してあります機械については先ほど議員の言われるようにスペクトロメーターということで下限値20ベクレルでございます。ですので、丸ごとミキサーといった場合このスペクトロメーターにつきましては0.42リッターの容器でございますので、丸ごとミキサーだと容量を多くしない、要は薄まるということになりますから精度が出ないということで、非常に今ある機械では難しいということになります。

したがって丸ごとミキサーをやる場合にはゲルマニウムの検査機器でないと、その場合は2リッターの検査容器になりますから、そういったものでないとだめだということでございます。これらも県の方でも若干検討されているということでございますので、本市としても併せてその部分も検討していきたいというふうに思っています。

それから自校給食については、検査をしないということでございます。私どもの給食センターで検査をした食材1品目ずつそれぞれ産地別に出しておりますので、そのデータを共有しながら、また自校給食の食材の産地を確認しながら、どのくらいの差があるかという部分を含めて、これから順次、慣れてきますのでやっていきたいというふうに思っております。

牛木芳雄君　2点お願いいたします。まず225ページの中学校費の中だと思っておりますが、先日誰かの一般質問だったか議案の審議の中に、市長がちょっとふれていましたけれども、24年度から中学校の体育の授業の中で武道が必修科目になるというふうな話がありました。これについて教育長から少し詳しくご説明をお願いいたします。

もう1点ですが245ページ、市民会館の大規模改修の中で水路の改良工事というのが載っていますが、400万円でしょうか。施政方針によると排水能力の向上というふうになっていますけれども、どういう能力の向上を図るのかお聞かせください。

教育長　では1点目につきましては、私の方で答弁を申し上げます。ご指摘のように学習指導要領の全面改訂に伴いまして、この4月から、つまり24年度から中学校で武道が必修になります。ただ、従来もそれぞれの中学校で選択体育というふうな形の中でそれぞれ取り組んできておりました。武道の種目といたしましては、市内の中学校は全て柔道であります。一時期といいますか柔道の危険性というふうなことが、マスコミを通じて大々的に報道されておりますが、私どもの市内におきましては学校によっては座った姿勢でやるというふうなこともやっております。今、笑われたように本当の専門家がついて指導なされれば、あるいは少人数であれば一番いいわけではありますが、余り慣れていない教員が大勢の子どもたちに指導をするとなると、確かに突然いきなり大外刈りなどで後頭部を強打するというふうなことも、よそでは発生しているようであります。そんなふうな、今申し上げたのは

一つの例ではありますが、安全確保には最大の注意を払っております。

ただ、時間数が必修化になったのは一面結構なことだと思っておりますけれど、時間数が年間10時間という非常に限られた時間数でありますので、ずっと熱心に必修化に取り組んでこられた皆さん方の希望にかなうようなことになるのかどうか。これはまあ継続していく中で年間10時間でありまして3年間やれば30時間そんなふうな観点の中で、一つにはやはり礼儀、礼に始まり礼に終わるということであります。それともう一つはやはり投げられれば痛いわけですから、その痛さというものをやっぱりきちんと身に付けさせるということも大切なことなふうに考えております。

社会教育課長　それでは2項目245ページの上の部分の市民会館の水路改良工事費でございます。ご存じのように市民会館の駐車場1万平米ほどございまして、大変雨水関係が、今年に限らずやはりいったん豪雨になりますと、特に市民会館の裏の寺裏の排水路があふれることが度々でございます。これを何とか軽減するにはどうしたらいいかということでいろいろ考えたわけですが、今下の方からいろいろ工事ということも聞こえてきますけれども、豪雨の時はとにかくこれを何とかしなくてはいけないということで、寺裏線の排水路の方ではなくて横の方から融雪溝等を利用して、そちらの方に半分程度は排水できないかということでこれを計画したわけでございます。以上です。

牛木芳雄君　では、その後段から先お願いします。はっきりした説明がなくてわからなかったわけですが、度々地元の岩野議員なんかその市民会館の広い面積の水が一気に寺裏排水路に出てきている。それが流れて十二沢川が出る。あるいは振興局のやっぱり駐車場もそういう広い場所ですから、そういうことを指摘したわけですし、私は今は分散をするという話ですから結構であります。例えば時間差を設けて出すとか、そういう工事かなというふうに思ったのですが、そういう工事にして改めて評価をするところであります。

さて、最初の武道のことではありますが今回必修になって、南魚沼市の中学校は全校柔道を必修とする。ということは、女子の生徒もそういうことでしょうか。私はよくわからなかったわけですが、今、教育長が言いましたように、マスコミでは大変真剣で取り上げられていますよね。その中では女子の皆さんはダンスを選ぶとか、あるいはそういうのを選ぶと。どちらでもよかったわけですがけれどもという記載がありました。女子の皆さんも柔道を選ぶのかそういうことです。

それで、1年間に10時間であるからというそういう話である。しかし、やっぱりどんなスポーツでも、どんな運動でもやっぱりその事故というのはある程度注意していても起こることがあるわけですよね。しかし、特に柔道に関しては相当危険性が高いということを指摘をしています。私はまあそう思っているのですが、指導する体制がきちんとしているのか、指導できる教員がどの程度いるのか、そこをやっぱり問題視をされています。

受ける方の生徒としても例えばヘッドギアを付けてやるかという教育委員会もあるそうでありまして、あるいは床にマットということもあるそうですが、そういういわゆる安全対策という面でどういうふうに考えているのか。座ってやるのもいいでしょう。いいでしょう

けれども、それは多分本当の柔道というのを、日本の武道を教えるというその考え方ですよ。教育委員会の考え方なんですけれども、ただ、そういうふうに必修になったから、まあやるやというのか。でも、先ほど言ったように礼に始まって礼に終わるようなそういう日本古来の武道をきちんと生徒から学んでいただくんだと。あるいは受け身はどうするんだ、投げられたらどうだという、そういうところまで攻め込んでやるのか。何かちょっと中途半端のような私は気がしたのでその辺をお願いいたします。

教 育 長 新しい学習指導要領ではこれは男子、女子という区別はございませんが、武道あるいはダンスということであります。私どもの市内の中学校においては男女とも柔道、武道を選び、なおかつ武道の中では柔道であります。柔道を選ぶ一つの理由は、地域に実際学校が何人くらい外部指導者を願いますか、依存するかは今は承知しておりませんが、外部からの指導者を受け入れるに際しても、比較的柔道がやりやすいと。

それから相撲を除けば柔道が一番何と申しますか、剣道のような防具とかそういったものを必要としないということ。それからもう一つはやはり大きな要素としては、私どもの市内では全ての中学校で武道場がもう整備済みであります。そこには畳も敷きます。したがって、体育館の床にマットを敷いてというふうなことはしなくても、きちんと畳の上で練習ができるということでもあります。

それからさっきちょっと説明をはしりましたので誤解されたかと思いますが、もちろん、受け身を一番やってもらいます。これをやらないと仮に立ち膝でやったってけがをするときはけがをしてしまいますので、受け身はしっかりやらせます。そして、学習指導要領が変わったからおざなりにというふうな考えは全くありません。10時間であっても非常に大切な10時間ありますのできちんとやっていただきます。

理想としましては体育の教員が柔道の経験があるということであれば一番いいのでありますが、なかなかそういう条件がそろうということは難しいと思いますので、必要によっては外部の指導者を願ひし、体育の教師が何と申しますかね俗にいうTTであります。指導チームを組んで指導をしていくというふうなことです。まず、一つにはけがをさせない、それからもう一つはやはり武道の精神と申しますか、例えば柔道なら柔道の精神ですね。専門家がおりますので余り申し上げませんが、そういったものをしっかり理解させる。そして3年間が終わるときには幾分なりともそれを身に着けているという、そういうことを目指していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

牛木芳雄君 全国の公立の中学校で66パーセントがこの柔道を選ぶというふうに報道されておりました。過去20何年間でしょうか、8年間に114名が死亡したという研究もあるそうであります。殊さら危険だということで構えるのではなくて、教育長が言われていましたように、きちんとその受け身等を練習する中で、きちんとした柔道の指導をしていただきたいというふうに思っているわけでもあります。

この柔道のいわゆる柔道着というのは、みんな個人持ちで買ってもらおうとこういうことになるわけですよ、その点をもう1点お願いします。

学校教育課長 柔道着につきましては個人で購入をしていただくということでございます。

岡村雅夫君 民生費に続く一番大きな、2番目に大きい分野の教育費について予算の決定プロセスをちょっと伺いたいと思います。なぜかと申しますと身近なところで見聞いたしました大崎小学校の件でひとつ例を挙げてお話をさせてもらいます。大崎小学校では皆さんご存じのように体育館建設、あるいはプールの移設、そしてグラウンド改修というようなことで、先ほど私がお話ししました1号線の絡みでこういった事業が取り上げられたわけがあります。そういった中で22年度、22年の9月の段階でこのグラウンドの整備は この整備検討委員会というのがボランティアというか組織がございますが、その中で体育館等もこの組織に市は答申を求め、諮問をした団体でございます。そうした中で、グラウンドの芝生化ということが22年9月14日に検討されております。整備検討委員会も進め、そして当局とも進めてきたわけでありまして、それがグラウンド整備は23年度秋に、一部を若干残してであります、完成しております。

そうした中で、あと一つのその芝生の問題が当初の予定では24年度にということで広報されたりしていたわけでありまして、それが今年のヒアリングで外されたという経過がございます。当局としてみれば当初予算に上げ、そしてヒアリングを受け、そして復活交渉もされたということでありまして、こういっただけいさつは何かの食い違いが私あるのかなと思ってこう双方調べさせていただきましてけれども、なかなか双方の言い分がいろいろあるようであります。私はこれに至った経過というのはやっぱりきちんとしておかなければならないかなというふうに思います。

なぜかと申しますと既に去年の春先2月15日に地域の方々に全部広報されておりまして、そしてことあるたびにグラウンドの芝生化のことについては広報されておりました。そしていろいろな機会でご安全性的問題とか、管理の問題とか、本当に芝生のいい点等が示されたわけでありまして、その辺が今回落ったわけでありまして、この事業というのは大体2,955万円だそうでありまして、それでサッカーくじのスポーツ振興助成というのが8割あるということ・・・

議 長 岡村議員、できるだけ簡潔にひとつお願いいたします。

岡村雅夫君 これをやっぱり当局が申し込もうとしても、予算に上がらなかったということで申し込まなかったということになると、要するに事実上の没ということになるんだとこういう説明を受けました。私は8割補助をいただいたとすれば591万円の仕事ですよ。その辺も絡めた返答をひとつお願いしたいなと。そして、ぜひあと一步で整備が終わるといふ段階でこういったことはいかなものかなと思いますが、ひとつお聞きいたしておきます。

市 長 これは確かに教育委員会事務局の方からは予算で上がってきました。いろいろ協議をさせている中で、教育委員会として大崎小学校だけではなくて他の小学校にも芝生化を導入していく予定があるかどうかと、このことを確認させてもらいましたら、今のところそこまでのまだ検討はしていないと、まずは大崎小学校ということでしたので、やはり

幾ら補助が付こうとそれはちょっと待ってくださいと。教育委員会でほかの学校も補助を得ながら、あるいは年限がかかってもその全て芝生化をしていこうという方針が出れば、それは私どもも予算の許す範囲の中でやります。そういうことで今年度はちょっと待ってください。そして24年度中にその方向を出してくださいと、こういうことで教育長の方に丁寧に頭を下げながらお願いをしたところであります。

ただ、その広報をしたとかというのは、教育委員会が広報をしたということではどうもないようで、地元の皆さんがもうほぼ間違いないというようなことの中でやったということでした。それはまあちょっと私どももある程度、実施できるような口ぶりがあったとすれば、これはちょっと申し訳ないのですけれども、そういうことですのでやめたとかということではなくて、全小学校の方向をきちんと出してくださいということをお願いしております。

岡村雅夫君　　今、全国というか新潟県内でもこういった芝生化ということが取り上げられた報道もあるかと思えますし、それも全部の学校をするという方針でやっているところは、多分ないのではないのかなというふうに思います。それで当時そういった報道等がなされ、当時の校長を交えた中でそういった方向をとということが示され、そしてその会議が22年度にされているわけでありまして。22年度にそういった方針を出しているわけでありまして、学校教育課という独自の部分だと私は思うのですけれども、市長の施政方針というか予算編成方針の中にも創意工夫という話もある中で、ひとつ取り組んでみようかというこういった担当を始め、地域の方々のそれをなぜくみ取れなかったのか。

当初予算に上がったばかりという、今回のヒアリングに上がったばかりという問題では、私はないというふうに思います。そういうことが実際、今回のこの当初予算にいっぱい公共事業が大変大型なのが上がっております。そしてまたそういった中でこういうところにやはりこうしわ寄せがきているのかなというような感を持たざるを得ません。当然広報は当局と話をきちっとした中でのやっているわけですし、担当者も多分財政との問題だと思うのですけれども、当然そういった打ち合わせはしていたものだというふうに私は感じるんですが、その辺が予算に上がってきたこの時点でどういう方針だというようなことは、余りにも何と申しますか、この時間との問題からするといかがなものかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

市　　長　　どういう思いを持たれても結構ですけれども、そういう曲がった考え方は持たないでいただきたい。別にさっきおっしゃったようにt o t oで8割も補助が出るわけで別に財政的に何の問題もありませんよ。そういうことでなくて、全部とは例えば言わない、例えば大和の地域では1校だとか、六日町も1校、塩沢も1校そういう方針を出してくださいと言っているんです。全部やるのならやる、やらないのならやらない。大崎小学校だけがそれをやる、ここにやっぱり子どもたちに対する平等性ということも含めるとちょっと問題がありますから、それをよく協議してくださいとそういうことを申し上げただけです。

ですから、やめたとかそういうことではなくて、その方向性をきちんと教育委員会の方で、他の学校にも影響がないように、ほかの学校もみんな聞いたけれどもいない、大崎だけは

やっぱりどうしてもやりたい、でいろいろそういう経過もあったというならそれはやりますよ。それは来年でも何でもやります。ですから、そういうことをきちんとしてないと、あそこの学校だけはどうもいろいろあったから芝生ができた、ここはできないとそれはやっぱりうまくないと。お金の問題は全くありません。ほかの公共事業をやったからそこへしわ寄せがいったなんてことは一つもありませんから、それは十分ひとつ考え直していただいて地域の皆さんによくご説明ください。

岡村雅夫君 では、教育部に聞きますが、私はやっぱりこのいろいろ管理の問題とか、事後の維持管理、本当に大変な部分はあると思うのですが、そういうことまでいろいろ組織的に検討されたという経過はご存じかと思うのです。こういった条件があるとしたならば、全校するのかわらないのかというようなそういった条件があると知ってのことであったのか。私はやっぱりそこが一番問題だと思うんですね。モデル的にか、あるいはここでやってみて、そしてその苦労とか、あるいはよさとかそういうものをわかって、今後希望を募ったり、管理等の組織化ができるところはそういうふうにやっていきたいという。全部やるなんて言わなくたって私はいいと思うんですね。そういうことをやっぱりこれから教育部としてどういうふう考えているのかひとつお聞きいたします。

教 育 長 確かにこの点につきましては、地域の皆さんに誤解を与えてしまったという点では大変申し訳ないと思っておりますが、つまり、うちの施設担当も、よそでいろいろ芝生化がされていますから、芝生化のメリットというふうなこともいろいろなところで言われていることを承知しています。その8割の補助が受けられるようなものに当たればですね、当選すればぜひやってみたいという気持ちがあったことは、これは多分確かに事実なのです。だけど、そういう思いが地域の皆さんの方に何と申しますかね、より強く伝わってしまったのだらうとこんなふうに思いますので、この点に関しては私の立場からお詫び申し上げたいと思います。

私からも一つだけ注文を付けた部分があります。というのは何かと申しますと、グラウンドの全面芝生化だというお話でありました。私のまだ勉強不足のせいだとは思いますが、トラックの中は芝生化大変結構だと思うんですが、走るトラックも芝生化するという点について、私自身がひとつ腑に落ちない点が残っております。

それともう一つはさっきの市長の答弁と重なりますが、こここのところほかの学校の施設整備、特に小学校についての施設整備がほとんど進まない中で、大崎小学校がちょうどその時期に当たったわけですから特別に大崎小学校を優遇したという意識は全くありませんけれども、はたで見ますとそういう見方も出てくると、されてもしょうがない。

それからもう一つは24年度から校舎の大規模改修に入ります。これらももう少し様子を見たいなど。そしてその間にさっき市長から言われました。この市長からの注文は総合計画の実施計画の際に、ローリングの際に注文を受けまして、いろいろ調査を始めた矢先でありましたが、なかなか思うように調整がいかなかったという点であります。

したがって最初に冒頭に申し上げましたが、うちの施設担当も校庭のグラウンドの芝

生化ということに対しては意欲を持っていたということでありまして、それが私どもの内部の総合的な調整といいますか、そういった意見の調整にかかる前にそういう熱意が、地域の皆さんにいつてしまったというふうなことだというふうに思いますので、重ねてお詫びを申し上げたいと思います。

佐藤 剛君 4点ありますけれども細かいことを聞くだけですのでお願いいたします。多分関連するところは223ページですけれども、地デジ対応で小中学校のテレビがなくなったわけなのですが、それは教育委員会の中で学校側と相談をしていないだろうというようなことで多分設置はしていないのだと思うのですけれども、場所によっては地デジという特性を生かして、むしろ教育に有効に活用しているところがあるのです。今になってというか、今そういうテレビの活用みたいなものが、地デジ放送が始まってどのような考えをしているのかということだけ、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

次が227ページ、バス運行業務委託料ということですが、今年は大巻、城内、五十沢の部活と六日町中学校の体育館の関係でのバス運行だということだったんですけれども、多分去年は塩沢中の部活の送迎というのも入っていたと思うんですが、年度ごとに、今年はこちらだよ、来年はこちらだよということにするのか。そうすると去年していたところはどうかと(「工事中だから」の声あり)工事中、じゃあそのように答えてください。というところがあって、そういうふうなことで継続してやるのかということをお願いしたいと思います。

237ページであります。図書館管理運営費ですけれども、指定管理委託料であります。そこも去年かいつだったかも聞いたような気もするんですけれども、その中で・・・指定管理じゃないな、図書館協会負担、補助金ですかね。これは多分人件費補助ですけれども、そこが毎年、毎年どんどんと増えているのです。聞かせてもらうと正職2名、臨時1名ということでこの部分は人数はそう多分変わっていないと思うのです。そこら辺の状況をお知らせいただきたい点と。

もう1点が247ページです。ここも聞くだけですけれども、上の方に子ども達の大きな夢実現事業補助金というのが、額は小さいですけれどもあります。これは何年か前からあるみたいな気もするんですけれども、全くどういうことに使われているのか。名前は非常にいい事業なので、どういうふうなことで使われているのかというのを、ここ2~3年といえますかそこら辺の実績というかで、24年度計画そこら辺も含めてどういう使われ方をしているのか教えていただきたい。

社会教育課長 まず237ページの図書館管理運営費、ここの中の議員がおっしゃりたいのは、公社に対する補助金の額が増えているのではないかとのご質問かと思えます。この平成24年度の予算から人件費については、そういったちょっとわかりづらくなるのを防ぐために、正職員については一人当たり538万5,000円というふうに平均値を出しまして、そこから掛ける二人、プラス臨時職員というふうにここばかりではなくてほかの項目につきましてもそういう計算で出させていただきます。もし、昨年度よりちょっと増えたというこ

とでありましたら、昨年度は平均以下の方がという配置だったということかと思っております。以上です。

学校教育課長　　まず、地デジの活用でございます。昨年地デジになったばかりでございますので、各学校に地デジの配備というのができておりません。実際には教育委員会の方でしたのが各校1台と、それもチューナー対応ということでございます。あと学校要望の中で学校の配当予算の中で購入したいというところについては、昨年まとめて購入をしたところでは、地デジを教材に使いたいといいますが、そういった部分についてはまだちょっと整備をするということは現段階では考えておりません。

それからバスの件でございます。六中につきましては、今年耐震補強といえますかの工事がございますので、使えない時期があるということでバスの運行経費を計上させていただきました。もう一方の3中学校、城内、大巻、五十沢の連携バスということで、これからの協議になりますけれども、部活動が非常に制約を受けているという中で、子どもたちも減っているということでございますので、三つの中学校の部活動を一緒に合同練習をしていこうという相談をこれからやって実現していきたいと。最初は平日は難しいかもしれませんが、土日あたりには各どこかに集まってやると。そういったことでお互いの切磋琢磨を高めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

社会教育課長　　失礼いたしました。245ページでしょうか、子ども達の大きな夢実現事業補助金でございますが、これにつきましては同額52万7,000円ほどの計上でございますけれども、内容といたしましては全国レベル大会に参加することによりまして、選手、指導者の競技力、精神力の強化を図って大きな夢に向かって取り組む事業、それに対して補助をする、支援をするというものでございます。

平成23年度の実績といたしましては、第17回中学校軟式野球大会交歓会静岡大会これは全国で83チームの参加でございましたが、塩沢中野球部の選手27名、指導者2名の参加によりまして、対戦成績は3勝0敗だったということで大変いい経験を積んできたというようなことがございます。以上です。

佐藤 剛君　　では、再2点。文化スポーツ公社の補助金の関係ですけれども、わかりやすくするために正職が何がし、臨時が何がしにしたということ。これで来年はじゃあ、平均より下だったのではないかというような、そういう答弁だったのですけれども、非常にいいかげんといえますか、ここがこうだったからこういうふうにしたということがないと、前年はちょっと平均以下だったのではないですかでは、上げるのを認められないですね。こういう必要性があっただけなんだという説明をしてもらわないと、私としては非常に困るというような気がしますのでそこをもう一度お願いします。

あとちょっと子どもの夢実現というのは、具体的に23年度はわかりましたけれども、24年度はこれからでは大会の状況によってということでしょうかね、はい。

社会教育課長　　大変説明不足で申し訳ございません。図書館に関しましてはご存じのように公社の正職員2名、それと臨時職員で回しているというのが実態でございます、臨時



職員の部分については昨年度と変わらないわけですが、正職員のその金額につきまして、平成24年度は図書館に限らず全ての公社の補助金という部分につきましては、全てその平均で計算して出して計上してあるというやり方になってございます。したがって、昨年度とのその金額が上がったり下がったりということはあったとしても、そういったものが大いに影響しているというのが実態でございます。

それから先ほどの大きな夢実現事業でございますが、金額も同額でございますし、引き続きそういった野球であるとか、そのほかの種目でも結構なんですけど、そういったものを進めていきたいというふうに思っております。

牧野 晶君　　まず、これはちょっと塩沢地域のお年寄りの方が、247ページ、グラウンドゴルフのことです。それこそ塩沢だとなかなかいい場所がないということで、たまに言われるんですが、今後何らか考えていただけるとありがたいなというふうな声がありますのでお願いしますと。

あと、それと249ページ、大原運動公園ですが、これからいい施設になっていくわけですよ。例えば人工芝とかを敷いていい施設になっていくわけですが、私が思うのは、例えば今、夏の合宿のときとか多目的グラウンドは一面全部、一括で貸すわけですよ。それを半分にしたら今度は二つとか入れるわけじゃないですか。例えば二つの旅館とか。いい施設になったのでそれでお客さんが来るかというような、私は旅館をしていないのでわからないんですけど、例えば旅館とかにそういうふうなアンケートとかとれば今度は2倍の要はキャパができるということにもなっていくので、ちょっと探るだけでも探っていくのがこの24年、25年でいけるんじゃないのかなと。この中でいかないと、できてからだとなかなか聞きづらい点もあるのでどうなのかなという思いがあるので、そのところを聞いていただければなという思いもあります。

あとそれと249ページ、先ほどちょっと学校給食の中で放射能の検査のことがあったのですが、いろいろなお願いとかそれこそ丸ごとミキサーなんかもあるんですが、今、県でやっているわけですよ。それに対して2回、毎週2品目を持っていくということなんですけど、これから多分増えていくんだろうなという思いがあるんです。魚沼市は1回目のときは3品目、2回目のときは5品目出しているんですよ。そういう点で多分増えていく考えがあるんだろうなという思いがあるんです。2品目で固定していないと思うんですが、もし固定しているんだしたら少しでも増やしていく方がいいんじゃないのかなという思いがあります。

あとそれと市長の方にちょっと聞いてみたいのは225ページですが、それこそ半年前の8月に青年会議所の方がふるさとビジョンコンペということで、南魚沼の中学生から市への提言ということをもとめたわけですが、この中でこれをやりたいというふうにするような事業があったのかどうかについて、ここを頑張っていきたいなというのがあればまたそれはそれで中学生の希望にもなっていくと思うので、何かありましたかどうかお聞かせいただければと思います。

市　　長　　昨年の青年会議所主催の中学生の皆さん方からの発表会、私たち本当に頼

もしく聞かせていただきました。それぞれの学校が非常にユニークな提案をいただきましたので、今ちょっとそこにあるか・・・ない。実施している部分も確か英語か何かの案内看板をどうかというのが確かあったのですが、これは確か全部ではありませんけれども実施を始めたところでありまして、そのほかに面白いけれどもなかなか実施は厳しいなという部分もあります。

そこで、前々からちょっと申し上げておりますように、24年度では少子高齢化、人口減少社会にどう対応するという全庁的なプロジェクトを立ち上げて、いわゆる今までであった事業を全て1回ゼロにしてまた積み上げる。新たなものがどう入るのか、廃止すべきものは廃止していかなければなりませんし、そういう中で大胆な提言ですし、子どもたちの夢がそういうことかなうということであればそれはぜひとも取り入れていきたいと思っております。

今、具体的にはほぼ商工観光の関係でしたので、やっている部分と検討している部分と、とてもこれはやれないという部分にちょっと分けて、精査しておいてくださいということを言っておりますので、そのあれがくればまた後ほど答弁いたします。

社会教育課長　　まず247ページのグラウンドゴルフの件でございますけれども、おっしゃるように確かに最近グラウンドゴルフの大変なやつが上がっておりまして、盛んになっているというふうに思っております。これも場所が必要なものでありますので、社会教育課だけでは力不足ですのでいろいろな各課とまた連携しながら進めていきたいというふうに思っています。

それから大原の例えば多目的グラウンドを半分にして貸し付けたらどうかというような話ですけれども、確かにこれはいい案でございますので、私どもこれからそういった新しくできた場合の運用の方法を考えるわけですので、それをまた参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

学校教育課長　　給食食材の放射能検査でございますが、今2品目でございます。これから検査の容量をみながら、少しでも多く試験をしたいというふうに思っております。

産業振興部長　　中学校の方々からいろいろご提言をいただきまして、塩沢中学校さんからは復活三国街道ということで、牧之通りを中心としたような何と申しますか、をテーマにした観光に対してということですので、何点か実際にやってあるところもありますし、またこれを元にしまして地域の方と連携をして、できるだけ実現ができるような形で検討していきたいと思っております。

それから六日町中学校さんにつきましては、住みよい町を作るためにということですので、いろいろな教育、文化、医療、福祉、都市基盤、産業振興等々がございまして、また庁内の中でももう少し検討をしていきたいということでございます。その中で商店街を大きなショッピングモールに進化させるというふうなこともありますので、こちら辺についてまちづくりを考えた中でまた検討していきたいと思っております。

それから五十沢中学校さんについてはお年寄りにやさしい魅力ある観光地の発見ということですので、こちらについても観光だけではございませぬので連携してやっていきたいと思

います。

あと大巻中学校さんについては南魚沼の高齢化に対してということで、お見合いパーティーとかいろいろ地域行事等々をやったらどうかとこういうようなことです。

それからあと城内中学校さんにおきましては南魚沼のこれからということで、少子化高齢化に伴って人口減に対する提言ということでございます。

それから大和中学校さんにつきましては大和町の観光についてということで、周遊バスの運行とか英語の表示の案内看板とかというようなご提言、あと渡し船の再現というふうなのがございます。

なかなか中学校の皆さんの夢の部分もあるかと思いますので、実際にまたできる部分、それから今後検討していく部分というふうなのを分けさせていただいて、庁内でももう少し検討をしていきたいとこういうことですがよろしくお願ひします。

桑原圭美君 237ページの図書館建設についてお伺ひしたいと思います。まちづくり株式会社というのは株式会社でございますので、会社法の適用を受けた株式会社だと認識しております。会社法に基づいて考えますと、市の責任の範ちゅうというのは出資している金額の範囲であると私は解釈をしておりますが、このたび教育費の中でこの整備機構に返済補助金が3億円計上されておりますし、また土地とか建物の購入資金も入っております。こういった中で市の責任の範ちゅうという部分がどの程度考えておられるのか。また、将来の財政計画にも影響してまいりますので、市はこの株式会社に対してどの程度この先も関与していくのかということをお聞きしたいのが1点目です。

そして2点目は我々出資側の市の人間としては、会社の所有者でもあるわけですので、ある程度の情報を公開していただかなければならないと思っております。所有者の権利としてまず求めたいのが税務署に提出義務のある決算申告書の書類関係ですね。ここの点なんですけれども、この部分は7年間の保存義務がある書類でありますし、これがすぐ例えば議員が見たいと言ったときに、市の方ですぐ公開できるような保存の体制を取ってあるかどうか。そして、税務申告に対しての担当者、責任者というのはいったいどういうところが担当してきたのかをお聞きしたいと思ひます。

市長 このいわゆるララに対します市の責任と申し上げますのは、今議員おっしゃったように出資部分これが法的な責任部分です。道義的な責任として毎回申し上げておりますように主導をした、この建設を主導をして、そして設立当時の社長が当時の六日町の町長、ここには道義的責任はあります。ただ、今これは責任を果たすという意味でのこのことではありません。今のお金を出すのはです。いわゆるララを図書館にしようということですから、当然のことながらその土地、建物は買わせていただかなければならないわけですね。ですからそれは買収費です。

そしてこの3億円の機構への返済は、これは機構は一応あそこを全部抵当にとってそして10億円というお金を出しているわけですから、その3分の1なら3分の1を市が使おうということ、そして買い取ろうということですから、それは当然その部分はお返しくださいと。

それは当然のことですよ。

ですから、今ここでやっている部分について市が責任があるからやるという部分はありません。その部分でお金を出そうというのは、例えばこれが倒産をしたというときに、いよいよ市の責任がどうなるのか、これが問われるわけであります。私はここまで一応責任ということではありませんけれども、ララの今後の経営について非常にそういう面では楽になるわけですから。ですからある程度役員を出したりとかそういう部分については、このことが終了したら私はご遠慮させていただきたいという思いをずっと思っています。今はまだ副市長が取締役で出ておりますので、これがこのときにもし倒産ということになれば、これは取締役を出している責任もまた一つ加わりますから、余りそういうところまで市がもう関与しなかつた方がいいだろうという思いは持っています。

ただ、法律やそういうことの中で出資しているのだから役員を抜けれないなどということはないと思うんですけど、その辺がちょっと100パーセントどうだということとは言えませんけれど、とにかくこういうことを機会に、市と街づくり会社の今までのようないろいろの関係は、でき得れば断ち切りたいという思いであります。

あとの件については副市長が取締役で出ておりますので、その辺についてご答弁申し上げます。

副市長 それではララの決算書類といいますかそうしたものにつきましては、毎年多分担当委員会の方には貸借対照表、損益計算書これは出していると思います。が、全体にどうかということになりますけれども、これはあくまでも会社は株式会社でございますので、多分に内部的なそうした監査をするということになると、監査委員さんぐらいしか多分監査はできないと思っています。そういう部分もひとつご理解をいただきたいと思ひますし、それから納税の方の書類でございますが、担当者が誰かというのはちょっと伏せさせていただきますけれども、申告するのはあくまでも取締役の社長関口恭一郎でございます。そういうことでお願いしたいと思ひます。

中沢一博君 209ページのこの奨学金のところでも聞いた方がいいのかどうかちょっとですけれども、今、高校が無償化になりまして、特定扶養控除が廃止になられたわけですが、現実にはこれによって全日制だとか私立の方は実際に負担が少なくなっているというふう聞いておりますが、現実にはそうじゃない部分もあるかと思ひます。その現実にいるそういう状況はどのように把握されているのか、まず最初にお聞かせいただきたいという点。

それと今のこの奨学金、毎年聞かせていただいておりますけれども、どうしても私は心配をしておりまして、毎回、毎回、同じような質問で本当に恐縮ではございますけれども、大学を卒業しても、また高校を卒業してもなかなか職に就けないという方が今いっぱい出ているわけです。昨年度よりは減ったとはいえ、まだ多いわけでございます。そのことを考えたときに今、教育部長から卒の発表がございましたけれども、これはあれですけれども実際に返済ができなくて滞っているような部分が、どのぐらいの案件が出ているのだろうかということですね。それで、問題はこの残高的には問題はないのかという部分をちょっと話をお聞か

せいただきたいと思います。

学校教育課長　　まず3番目のところから、今奨学金の納入金が滞っているものがあるかという部分でございますが、現在7名の方がおられます。その方の中にやはり就職が決まらないということで、どうしても支払がちょっと滞っているということで、正規のお支払でなくて分割でというようなことで対応をさせてもらっております。

教　育　長　　ご指摘のように高校の授業料につきましては、私どもがこの奨学金の制度を作った、考えた時点からは大きく状況が変わったわけでありまして、しかし、授業料以外の負担というものにつきましては相変わらず残っているわけでありまして、今の段階で高校生への奨学金の額を減額するとか、奨学生の奨学金の枠を廃止するとかという状況にはないなというふうに判断しております。そしてまた、私どもの奨学金の貸与額は、言うならば上限でありますので・・・失礼しました。今あのちょっと間違っただけを言いそうになりましたのでご容赦ください。申し上げましたように授業料以外の負担もなかなか厳しいところありますので、当分は高校生への奨学金も現状で続けていきたいと、このように考えております。

学校教育課長　　基金の総額でございますけれども、おおむね2億円弱でございます。今10人、10人。大学それから専門、高校という10、10、3の枠でいきますと、おおむね2億6,000万円あると今後の一般会計からの繰り入れがなしで回っていくと。貸付けそれから返済金ととんとんになっていくというふうに考えております。

中沢一博君　　そうしますと奨学金の方から再度お聞かせいただきますと、今基金の残高を聞いて、例えば今枠がありますけれども、今、親もなかなか厳しいというのを現実には私は感じております。そういう場合はこの枠を超えた中で、該当であれば受け付けるという、そういう体制でいいというふうに確認させていただいていいということでしょうか。

それと先ほどの答弁では、分割でやっておられるということがありました。収入がないと分割も正直なところ私は厳しいと思うのです。本当に結局は親の面倒から仕送りをするという形になるのかどうか、ちょっと私もわかりません。個々によって違うわけですが、就職をしていないと分割も厳しいんじゃないかなという私は考えております。生活でもうめいいっぱいではないかなと。

そういうことを考えたときに、私はこの所得連動式という発想というか、例えばですけれども収入が200万円を超えたら返済ができるとか、ある程度就職ができれば返済ができるとか、そういうような考え方というものはできないんだろうかということを確認させていただきたいと思います。

それと2番目の特別控除の件、扶養控除の件です。私の聞くところによると先ほどちょっと答弁がなかったんですけれども、私立とか全日制の方は負担的にはこの無償化によって減っているという。今、私たちがこの地域でやっている特別支援学校のそういう生徒さんに関しては、負担が上がっているというふうに私は確認しているんです。例えば今までの通信制だとか定時制の方とかは、逆に負担が増えているというそういう話を聞いていますがその点

どうでしょうかちょっと確認いただきたいと思います。

学校教育課長　　まず、10、10、3の枠を超えて貸付けをするか否かということでございますが、今までにも若干の枠を超えて、例えば12の8の2とかですね、そういったことで若干弾力的に対応はさせていただいている部分があります。実際に23年度につきましては、大学4人の短大9人の高校1人というようなことで、若干まあ貸付けの人数は減っております。というのは、ちょっと私どものその返済も、貸し付けた年数の倍で返すと。例えば4年で借りた場合は8年で返すというような若干短めというような部分もあるのかなというところは考えております。

それから、就職をしていない方はどうするのかということでございますけれども、一応その親御さん、大体ですね子どもさんが就職できなくても親御さんがかわって納める。特に親御さんが払っていただいているところが多いのかなというようなところが多いんですね。ですので、実際、猶予になっていたり、分割になっているところにつきましては、お子様も就職をしていない、それから親御さんもちょっと経済的に厳しい状況にあるというところであるというふうに私は考えております。ですので、例えば200万円以上超えたらお支払するといった部分については、もう少し状況をみながら考えていきたいというふうに思っています。

教 育 長　　最後の方でご指摘の部分については、正しく把握ができておりません。ただ、通学の形態ですとかそういったことを考えますと、そういったことも起きているのかなとは思いますが、申し訳ございませんが正しく把握してございません。

中沢一博君　　最後になります。ありがとうございます。うちの市のことですから、そういう奨学金でいろいろ難しいのだったら、多分個々にいろいろ対応を取っていただけたと思いますので、ぜひ、十分ご相談に乗っていただきたいと思っております。なぜこんなことを言うかという、私もいろいろどういふふうにしたら今の生活を乗り切っていけるかということで、私なりに勉強した　と言ったって皆さんに比べれば大した勉強はしていませんけれども　中で、県でもハローワークを通じて訓練生活支給給付金というのがあります。これはご承知のとおり卒業して3年以内に就職できなかった場合は、訓練を受けた以外にそして生活費が支給をされるというこの制度であります。

ご承知のとおりこれをみても、世帯の資産とかを見た場合、私たちの地域にはなかなか該当しないんですね、やはり。親が払っているということですからそれに越したことはいいんですけれども、やはり大人の自覚をさせるためにもこれから、いろいろ個人の認識もあると思いますので、ぜひ、ご検討、いろいろご相談に乗っていただいた中で、ぜひ今回のあれでニートだとかいろいろ新しい事業が出ておりますけれども、本当に自立をもって立派な青年になりたいというような、そういうような後押しをぜひしていただきたいと思っております。以上です。

議 長　　質疑の方がまだ大勢おりますので、ここで休憩といたします。休憩後の開会は3時20分といたします。

(午後3時03分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時19分)

山田 勝君 ページ数237ページ、図書館建設についてですが、やはりどうしてもその3億円の補助金ということが、ちょっと夜寝られなくて、ちょっと理解できなくて本当に困っているんですが。抵当権もあり、今ほど市長は道義的責任ではないという発言はされているわけなんですけれども、なぜ市が3億円を出さなくてはいけないのか。これは本来街づくり会社そのものの内部で負担なり考えるべき問題であって、なぜ市が負担するんだろうというのが、非常に自分としては腑に落ちなくしているんですが、それをまず1点伺いたいと思います。

それとついでですが、それはなぜ教育費として支出するんだろうと。窓口が多分街づくり会社であれば、商工費の方が妥当じゃないのかなとは自分では考えたんですが。

もう1点、ページ247ページ、社会体育施設の整備関係ですけれども、スポーツ振興公社の方に多くの施設を委託なり、社会体育の部分を委託しているのですが、その備品とかそういったものの管理、補修そういったものはどういう形態でされているのか伺いたいと思います。

市長 結局、原因者があそこに、いわゆる図書館を建設するためにその部分を市が買い取るわけです。そうしますと、結局では例えば市がそれを出さないとすれば、会社の方は当然何の原因もないのに3億円を返せ、会社に原因はないわけですから。借りているのは会社ですけれども。ですから、その面積に応じた部分をさっき言いましたように10億円で30何パーセントは約3億円と。約というか3億円なんです。それを市が結局、買い取るために必要になるわけですから補助金として出す。返すのはララですよ。市が直接返すのではないですから。ですので、その返還の補助という名目的にはそういうことをつけました。

だから、原因がララにあってそこに市が3億円を出さなければならないとなれば、それはやっぱりちょっとおかしいとか、あるいはそれは責任料かとかというそういうことになろうかと思えます。けれども、そうではなくてあそこを図書館にするために、市がその部分を買収しようと。しかも、そこへ抵当権が付いているとなれば、機構側とすればそれは当然その部分はお金は返してくださいと言われるのは当たり前だという気がします、私は。そこで、そういうふうに その補助金という名目がいいかどうかといわれるとほかに名目がないもんですから、補償金になるのか。そういうことです。

それと、これを計上するに我々もちょっと内部でどっちに計上すればいいのだろうと。直接的には商工費のような気がしますけれども、それをでは分散させて乗っけてもわかりづらいたらうから、建設担当の方の教育委員会の中に全部入れましょうと。わざわざ分割してされないことはありません、商工費で。ですから、それはわかりやすくこの項で今の図書館建設については全て入ります。そこにきちんと名目を出して。これを商工費の方であげますと、ただこっちだけでこれ、建設はこっちでこれということになりますので、これは便宜上

といいますか別に分けてどうこうということは全くありませんが、皆さん方にわかりやすくさせていただくために、ここに一括計上させていただいたということでもあります。

改めて申し上げますけれども、この建設ということがなければ3億円を今すぐ返せということにはならないわけですね。あるがために、その抵当権も全部もげるわけですから、それは機構になれば一般的な銀行と個人の貸し借りでも同じだと思えます。抵当権を解除して金は返さないなんていうわけにはいきませんから。それは原因者が当然それを払うということは、私はしごく当然というような気がしているのですけれども、という思いでこれを計上させていただいたということでもあります。

社会教育課長 247ページの体育施設一般管理費等で公社の備品そういったところの管理、補修そういったものをどうしているかということでございますけれども、当然公社で独自の努力によるところもあるわけでありましたが、大きな補修であるとかそういったものはこういった一般会計で計上してやっていきます。それから途中で補修がどうしても出てきたというような場合には、30万円以上の場合には市が持ち、30万円以下の場合には公社が持つというような内訳にしてございます。以上です。

山田 勝君 ありがとうございます。それで今ほどやっぱりララに関しては、その10億円を借りた段階でのそれぞれ抵当権があるわけですよ。そうしますとこの部分で市がその事業をするから、じゃあ市が負担をするんだというよりも、街づくり会社本体のこれは、市と街づくり会社の間だけの問題であって、そこで街づくり会社が機構に3億円返さなくちゃいけないという事象が出るのであれば、これは市から街づくり会社に3億円貸してあげるなりしないと、補助金だとちょっとどうも公費をここに3億円入れるということは、投げっ払いになるわけですよ。ちょっとどうも、多分私の思いだと、これはどういうふうに市民に説明するかはわからないですけれども、もし、住民監査請求なりがあったときに、これは公金の出し方、支出としては私は不適當な気がするんです。

それが3億円がずっと生きるのであればいいんですけれども、やってそれで終わり、道義的責任はそのまま残るんだというこれですと、単純に考えると3.5億円出して6.5億円の買物をするような、そういうことに市民に受け取られてしまいかねないんですね。ですから・・・どうもこの失礼しました。6.5億円出して3.5億円の事態を手に入れると、そういうことと市民はやはり受け止めますので、どうもこの3億円を全くやるというよりも、これは街づくり会社にとりあえずお貸ししますよと。それで払っておいてくださいと。これは街づくり会社本体の責任の範囲の問題ですという形をとらないと、これは税金の使い方としてはちょっと違うんじゃないかなと自分では思うんですがいかがですか。

それとあと社会体育施設の方は、例えば消耗品とまでは言わないんですけれど、5年ぐらいすると大体壊れるとか、あといろいろな部分で当然30万円なんてしないものが壊れていったものについて、じゃあそうすれば指定管理者に出していいということですね、了解です。

市長 建物も含めて市の所有物にするわけですね。例えば一般的な形に置き換えますと、私が土地と建物を抵当権に入れて、1億円なら1億円お借りしたとします。そうし



ますと、いいですか、一般的な補償というか何かの公共用地に引っかかったとか、あるいは人に売るとか、そのときには当然その抵当権を設定した銀行なりが、その部分がなくなればそれは抵当物件が少なくなるわけですから、その分を当然お返しく下さいというのが、これは普通だと思えます。そうじゃないですか。その部分は返すわけでしょう。返さなければならぬ。

そうすると、当然それを売り渡すときには、じゃあその部分も一緒に付けなければ売れませんとこうなりますよね。だって今その金が出すぐ出るわけじゃないですから、補償いわゆる建物を買ったという部分だけで出るわけじゃなくて、抵当権に入っているわけですから。その残った部分が10億円に相当する価値が残っていればそれで別ですよ。残っていませんから。まあまあ、要は外してはくれないのです。払わなければ外してくれません。外してくれなければ今度は市がどうでもまだそれでもそこへやりたいということになれば、それは全部借りて、そしてそこに家賃を支払っていくということになります。私の考え方はそうですけれども、これは確か間違いのないと思います。

機構が、いやいやそれはまだほかに物件が余裕があって、それは10億円のまだ抵当物件としてちゃんと余力がありますという判断をすればそれはそれでいいですよ。ただ、そうでなくて、機構は10億円を貸してあれだけの建物を作って、それは抵当物件ですから当然価値がある。それを市が買い取ろうということですから、その面積割合といいますかその部分で、その分は返してもらわなければそれは抵当権は外れません。しかも、売ることもまかりなりませんということになれば、これはやっぱりその部分は支払わざるを得ない。

市が返すのではなくてそれはララが返しますけれども、あくまでも借りた人と貸した人との間でしますが、それを清算しなければあれは市の物件にならないということです。ご納得いただけるかどうか、一般的に個人が抵当権を組んで借金をしたときにその抵当物件がなくなるということになれば、その部分は当然金融機関とすれば返してくださいと。半分なくなれば半分は返してくれと。だってそのために抵当権を付けているわけですから。それは返さなくてもいいけれども、物売っていいよなんて絶対言いませんから。そして原因者が、これは市がそこを図書館にするために買わせてくださいということですから、私は全く疑問はさしはさむ余地は全く自分では持ち合わせていないのですけれども、いかがなものでしょうか。

(「休憩動議をお願いします」の声あり)

議 長 休憩といたします。

(午後3時32分)

議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

(午後3時37分)

関 昭夫君 今の237ページ、図書館建設事業費この補助金という話で、先ほどの休憩時間中の説明を聞いて、ああそうかという部分もありましたが、これを出すことの説明、市民に対する説明はどういうふうに考えているか。ただ、今までこの件に関して何回か質疑

がされてきた中で、答弁の中では当初は道義的責任という部分が強調されていたという気がしています。それが今日はそれではないと、その抵当権という話の部分だと。

ただ、抵当権も含めて補償の分だという話になると、時価に相当しない過大なものを、先ほどの話ではありませんが、3億5,000万円の品物を6億5,000万円で買うと。これでは住民監査請求に耐えられないんじゃないですか、という8番議員の発言もありますけれども、やはり市民に対する説明、ここをどんなふうに考えているのか。これが非常に大切なことだと思いますし、この補助金を出すということは、街づくり会社の経営内容これからの経営計画全てやっぱりオープンにしなくちゃいけない分だと。民間企業なので公開できないという話ではなくなってしまう。

不動産を買い取るだけで終わるのであれば、民間企業からの売買で形が残るもののやりとりですからそれで済むと思いますけれども、補助金を出すということはそういうことだと思いますし、この補助金を出すことも、要綱とか制度があって出せるもだったら、またその説明もあると思いますけれど、どうもそういう話は今まで聞いていませんのでおそらくそういうことではないのだと思います。

だとすると、市民に対する説明をどういうふうにしていくのか。この3億円は形が残りません。ただ、出して終わりです。どこにも残らない。市民にとっては。ほかのものは不動産は購入しますので現金が不動産にかわるわけです。そこへいろいろな投資をしてもそれは形として残りますけれど、これは全然残らない。特に説明が大切になるんだろうというふうに思っています。

立ったのでほかの分もさせてもらいますが、まず207ページの教育委員会費でお聞きをしたいのですが、大阪市長は教育委員会への行政側の関与というか、いろいろなことを話していますがそれは別として、今の少子化の原因、いろいろな要因があると思うんですけど、私は教育の中にもそういう部分があるのかなという気がしています。

南魚沼市の教育委員会がそのことについて日本中のほかの教育委員会と違う何かができるというふうには思っていないんですが、そういうこの少子化を踏まえてのその何と言えればいいんでしょう、人間のあり方と言えればいいんでしょうか、家庭って言えればいいんですか。どういうふうに話をしているかわかりませんが、そういう部分というのはこれからの教育の中でどういうふうに反映していった方がいいのかなと。

あるいは国旗・国歌の国で法律で決まっているものも、いろいろな議論があります。そのいろいろな議論を子どもたちにそのままストレートに聞かせていくのも別段差し支えない部分かもしれませんが、過去の経緯も含めて、あるいはこれからの部分も含めて、今も国歌の斉唱もやっているわけですから、そういう教育もしているんだと思います。国旗を敬う、国歌を歌うこと、そういう部分もやはり教育の中でいろいろな問題をクリアしていかなければいけない分だと私は思っています。その見解もちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから209ページ、奨学金の話ですが7番議員からもありましたけれど、私はちょっ

と違う視点でお話をさせてもらいたいですけれど。今、子育て支援ということで中学生までには相当いろいろな制度があります。いろいろな助成をし、いろいろなことをしながら子育てというかそういう部分を応援しています。

ただ、正直言ってここにいる方は十分わかると思いますけれど、お金がかかるのは実は高校生、大学。本当にかかるのはそこだと思っています。特に大学という話になれば非常にかかるわけです。ただ、過去は、過去というか今までは親の年齢が上がれば所得が増えてくるから、所得の少ないときの子どもの年齢の小さいうちは、いろいろな助成をしていけば所得が上がってきて、その上の高等教育は大丈夫だろうという前提だったと思います。

ただ、残念ながら今はあるいはこれから先も、恐らくそんなに甘いものではないだろうなと。親の所得が大幅に増えていくなんでいう時代は当分望めないだろうと思うと、果たしてその10人、10人とかというような話ではなくて、本当に大学進学等を望んでいる子どもたちがいるとすれば、そこには給付をするわけではありませんので、貸し付けるわけですから、やはり枠を広げてもっと教育を受けてもらう環境を作っていくかなくちゃいけないのではないかと思うんですけれど、その辺をどんなふうにお考えでしょうか。

市長 市民の皆さん方への説明はそれはきちんとしています。さっき言ったようなことの中でですね、まずは議会が市民の皆さん方の代表でありますから、きちんとして説明をして、そして判断を仰いでいるところであります。

それからこのララの公開をしないという部分ですけども、公開をしないということではなくて、まだこの間お示ししたいいわゆる今後の経営計画ですね、これはだってまだあのときも申しあげましたように予算が成立をして、執行をして初めてそれは議員のおっしゃったようなことが出てくるわけです。ですから、それはそのときにそういう請求があれば。

ただ、どういうその公開の仕方をしろと言われるのか私はわかりませんが、市に対してというのはさっき言いましたように例えば産業建設委員会です、担当の委員会には出していきます。その決算のたびにどういう載せ方をすればいいのかわかりませんが、別にそれは隠すことではありませんから。公開をしないということではなくて、今までは公開の義務もなかったしということで別に公開をしていませんけれども、それは議員の皆さんにはお示ししているんですね。決算書は、出しているんですから。我々が一般的に公開というのはそういうこと。それから、責任、責任というのは、ちょっと間違えてとらえていらっしゃるんですけども、このララが潰れたということになったときは、これは大変な責任が生じてまいりますということはずっと。だから潰せない。今、じゃあこれをやらないで例えばですよ、これが潰れたとしますと、このお金なんてもんじゃない部分が私はくるものだと思いますから、それはやっぱり避けたい。そういう思いがあります。

ですので、法的責任、道義的責任があるから今3億円出すなんて全くそれは言っていません。そうでなくて、最悪の事態を迎えたときは大変なことになりますと。そういうことはやっぱり、結局はそれはみんな市民の負担ですから避けるべきだろうと、そういう思いです。

だから、3億円で何も残らないと言いますが、抵当権が抜けますからその部分は今

度はそっくり市のものになってそれは残りますよ。抵当権がくっついたままならばずっと市のものではありませんから。ですので、そういうふうにご理解いただきたい。市民への説明はどのような形ですればいいかということは別にして、私はきちんと責任を持って疑問があればお答えいたしますし、当然ですけれども市報だとか、あるいは市政懇談会にも出てそういうことになればそれはみんな説明して歩きます。そういうつもりです。

教 育 長 2点目と3点目についてお答えをいたします。2点目の少子化の原因は教育にもあるのではないかというご指摘であります。全くそのとおりだと思います。平たく申し上げてしまいますと、自分の身体、自分の命は自分で好きなようにしていいんだというふうな、そういう間違っただ意識を持っている。これは子どもだけじゃありません。大人もそうではありますが、あるいは私らの年配の者でもそういうのがたまにおりますけれども、こういうふうな間違っただ認識を持たせてしまっているのは、やはりこれは制度としての教育の中に少なからざる責任があるとこんなふうに思っております。

それを是正していくにはなかなか難しいことではありますが、やはり自分が子どもころから隣近所を含めた地域や学校でもそうでありますし、家庭でもそうであります。大勢の人とつながって、そして今ここにいるんだということの体験を通じて、きちんと認識をさせていく必要がある。どこにいてもどんなにつらくても、例えば勝手に川へ飛び込んだりというふうなことをしてはいけないんだと、そういうことでもありますし、もう一つはほかの人の痛みをきちんと受け止める。そういったことが必要だろうと思います。非常に難しいですけど、昨年私どもで策定いたしました子どもたちを地域、家庭、学校、行政この四つがそれぞれ役割を果たしながら育てていこうというのは、そういったことも意識してのものであります。

それから奨学金の関係であります。大学に出すのは非常に金がかかる。身をもって体験しておりますのでよくわかります。そして銀行等々で奨学資金の貸付け、奨学金でなくて入学のための進学ローンを貸してくれますが、主に入学するときの費用でありまして、入学後の日々の生活費等々についてはほとんど対象になりません。もし、これまで借りてしまったらおそらく親は破綻してしまうだろうと思いますが。

それで奨学金という部分でありますけれども、私どもの市で考えております奨学金というのは大学で月額5万円あります。これだけで生活なんかできるものではありません。もっともっと有利な奨学金がほかにはありますが、そういったものはなかなか競争が厳しいものですから、必ずしも希望する人が利用できない状況もあります。したがって、私どもが考えております奨学金は、保護者からの仕送りと合わせて使っていただくという程度の水準であります。

これでも先ほどの質問に対して学校教育課長が答えておりますように、なかなか大きな額の基金を必要としているということでもあります。この後、私どもの希望といたしましては、市民の皆さんの中から、もし、この奨学基金に対しての寄附というふうなことをいただける方々があれば、この奨学金の基金を増額していきたいと思っておりますが、これが増額できれ

ば貸付け対象者もまた増やせる。あるいは現在は4年制の大学に行きますと、その2倍の8年間で返していただくというふうなことでありますけれども、いかに無利子といいながら8年間で4年間借りたものを返すというのは非常に厳しい部分があります。基金を積み増しできればこの返済期間を長期化するとかそういったふうなことも含めて奨学金の制度の改善をしたいという願いは持っておりますけれども、なかなか思うようには回っていかないという状況であります。

本当に金がかかります。自宅から通えればまだいいのでありますが、物価の高い首都圏にほぼ集中していますので、そちらにアパートを借りて、仕送りをしてということは非常に大きな負担であります。これがまたこの地域の経済の元気を削いでいるという部分も非常にあると思いますので、奨学金の制度が充実できるということは、非常に地域としてもいいことだと思っておりますが、今は厳しいなというのが実感であります。

関 昭夫君　　まず図書館の方ですが、ああ言えばこう言うみたいな部分もありますし、何でしたか聞き手のそそうという話もあるみたいですが、最初の道義的責任という部分で将来のその切離し、清算へ向けてのことも含めて、市の関与を減らすというそういう話で、ここで責任を果たすんだという方がまだ多分市民にはわかりやすい可能性もありました。これは私の感覚ですから市民の皆さんがどう思うかは別です。

ただ、あくまでも3億円は返済のための補助金だよということで出せば、何ゆえに一企業に対してと。民間企業に対して借金の返済の分をと、やっぱりなくなってしまふんだと思います。私も事業でかかって補償をいただきましたが、抵当権分をもらったなんていう覚えは項目にはありませんでした。自分で払わなくちゃいけないもんだと思って、そうしてもらわなければ外れないのと言われて契約をした覚えがあります。

ですから、そう考えればあくまでも抵当権の分は先ほどの休憩中の話にあるように街づくり会社の問題であると、そこへ補助金を出す。したがって3億円分は形のないまま、何も見えないままなくなってしまう。市民の大切な財産がなくなるんだという感覚でとらえられると、おそらく住民監査請求に耐えられないことになる。

したがって説明をどういうふうにされるか、どういうふうにすればいいかというお話がありますが、逆に言えばどうやって市民の理解を得ていくのかという部分だと思っておりますし、企業の内容や経営計画をなぜ私が言うのかといえ、そこも開示をしなければならぬ分だと、そういう説明をしていかなければだめだと思っておりますし、市長は先ほど、将来、これが破綻したときの負担はすごいものがある。じゃあ、それは具体的にどうなんだというやっぱり話になるのだと思っております。

今のまま続けばいつまでたっても道義的責任は終わらないわけですし、いつまで経っても負の遺産みたいになってついて回るということになりかねないのかなという気がしますので、その辺もどういうふうに市民に対しての説明、それからこの街づくり会社との関係をどうしていくのか、もう1回答弁をいただきたいと思っております。

教育委員会の分はわかりましたし、奨学金の方は逆に言えば、市長に今の話を聞いてもっ

と拡充のために基金の積み増しをお願いできるのかどうか、そういう部分でお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

市長 これを執行するときに、前々から一般質問のときにも申し上げておりますように、街づくり会社と市の関与の部分はきちんとやります。これはやらなければ今議員おっしゃったように、誰にどうなってもとにかく全部終わるまではずるずる、ずるずるといくわけですから、もうそういうことではありませんと。簡単にいえば負の遺産でありますから、もうそろそろ解消してもいいでしょう。我々も図書館ということの中ではこういうことをやるわけですから、道義的責任とかということをもしこれでも言われるということであれば、それはもうまた執行のときに考えますよ。もうやっぱりそれで切れるというそういうことをやっぱり私はきちんとやっていかなければならないと思っております。

それから、どう説明ができるかといったって普通に一般的に考えれば、いいですかさっきから言っている私たちがそれを必要として条件としてそれがついているわけですからその条件を満たすのは何も住民監査請求に耐えられないなんてことは私はないと思うんですけれども。

理由のない何だかわからないお金を出すわけではなくて、きちんと公金を出してそれがララを経由はしますけれども、向こうではその分の返済が3億円なら3億円減るわけですから。住民監査請求は起きるかどうかは別にして。ですけれども、私は説明はごくシンプルなことだと思っているんです、これは。全く難しいことを考える必要はない。そういう思いで今までずっときました。

ですので、そういうことでどういうまたご質問やそういうのが出るかわかりませんが、法的にみておかしいということは私はないと思うのです。こっちが原因者ですから。原因者でも何でもないので、おい市、大変だから3億円を出してくれなんて言われたらこれは困ります。これは困りますけれども、それを図書館として市民の財産として利用しようと。しかもそこには抵当権やそういうことは一切付けなくて、例えば何かがあってもその部分が他人の手に渡ったりとかそういうことにならないようにやるわけですから。私はそういうつもりでいます。説明は丁寧にきちんとやるつもりでありますのでよろしく願いいたします。

基金については、あと6年経つと2億6,000万円でその部分で回っていくということですから、例えばではそれを今度は枠を広げるとか、額を増やすかというのは、もう少しその基金の状況や今の申し込み状況、あるいはそこらを考えてまた教育委員会と相談したいと思っています。

関 昭夫君 図書館の今ほどの答弁、私は最初の部分、もうこれを機会に関与をとるか縁を切りたいという部分。言い方は違うかもしれませんが、これで終わりにするんだという説明が、おそらく一番いいんだと思います。それが一番理解しやすいんだと。ただ、あくまでも補助金を出して何とかいろいろな話をしていくと、さっきも言いましたけれど、何で市なんだと。じゃあ、何でそこを選んだんだと。余計な金を出してまでと。一番最初のところにいく話になる。

あそこでもなくとも町の活性化の部分なんて幾らでもあると思うんです。だから、そこをわざわざ3億円を足してまであそこを選んだ理由はこうだよというのは、おそらく市長の本心は最初の答弁の負の遺産の清算に向けてという部分だと思っていますから。今までもそういう部分だと思って、したがって道義的責任を果たして、これでという部分だと私は聞いてきたので一番最初そういう話をさせてもらいました。

ただ、あくまでも補助金で出してしまうだけで終わってしまえばそれはないみたいな話になるので、改めて確認をしましたので、ちゃんとその部分は受け止めたというふうに思っています。そこをやはりきちんとしていただきたい。

議長　ここで休憩といたします。休憩後の再開は4時15分とさせていただきます。休憩とさせていただきます。

(午後4時01分)

議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時15分)

笠原喜一郎君　3点お聞きをいたします。まず最初に213ページのところでお聞きをいたします。今年から指導要領が改訂になったということではありますが、この地域はなかなか学力が他地域と比べて低いといわれております。私も城内中学校の強化委員という中で、この前それでも6中学の中で城内中学校はトップの成績であると。だけれども、中越地区の80校ぐらいにいくとそれでも40校であると。ですから、あとの学校がどのぐらいの位置にいるかというのは当然推してしかるべきだと思っています。

そういう中で今年指導要領が改訂になりボリュームがたくさんになるわけで、そうした中でどういうふうなサポートをしていくかという部分が、私は非常にあるわけです。確かな学力の向上、これがやはり何だかんだいっても一番大事な部分だと思えますけれども、教育ボランティアの活用とかというのでこういうところにあるのかなと思ったら、それは特色ある学校づくりというような部分で、学力の部分になかなかないのかなというふうに思っていますが、その辺をお聞きいたします。

それから237ページの図書館であります。いろいろ今議論があったところですが、私はその部分、今の出すとか出さないとかという部分よりも、この前示された返済計画が本当にこのとおりにいくというふうに皆さん方が思っているかどうかというところであります。とにかく、1億6,300万円、15年間で1億6,000万円しか払ってこなかった。その中でもこの前の一般質問であったように、ではこの1億6,000万円は何で払ってきたのかといったら財産を処分をすることによって支払ってきたということですね。

全く営業の中の利益で払ってきたものではないというようなことだった。だけれども、今後残りの5億3,000万円、あるいは市中銀行も入れれば6億円も、それを本当にこの計画どおりに返せるかということを詰めてくると、それはやはり返せないだろうと。ましてや、38年までいってもまだ3億5,000万円も残って、最終的に2,000万円ずつ返していったとしても平成56年までかかるという予想の計画です。

そうであれば私はここで本当に今みたいな形だけでなく、ララという商業施設は大切ですが、街づくり会社を本当にどうしたらいいのかというやはり根本的なことも考えて、私は今回臨むべきかなというふうに思っています。この返済計画が本当に市長の中で可能な数字だというふうに思っているのか。それをお聞きいたします。

それから248ページの大原でありますけれども、私は一般質問でちょっと触れましたので多くは語りませんが、ただ一つ先ほどからの市長の答弁の中で気になることがありました。それは、私はあの地域が土砂災害の警戒区域であるということの中で、今の上越の板倉地区のことを見てもわかるように、人間は避難ができるのです。だけれども、家は施設は持って逃げることはできないから、だから、そういうところに作るのはどうですかという話をしてきたのです。

そうしたらさっきの話の中で、いや、あそこに公共施設があればそれが歯止めになってというような言い方をされたわけですが、私はやはり行政を預かる立場とすれば、そういう言い方は私はないと思いますよ。公金を使って多額のお金を使ってやるのであれば、そこに被害が及ばないようにするという、そういう発想でお金を使っていくというのが、私はトップの当然の姿勢かと思います。以上3点をお聞きをいたします。

市長 最初の提案は後ほど教育長なりがお答えいたします。

返済計画であります、これは一般質問の中でも度々申し上げておりますように、機構、県、これらも含めてきちんと作ったわけありますので、私はこれはこの計画は可能だというふうに思っています。そして例えば56年までかかろうが、これはこれで返していってもらわなければならないわけですから、それを当然履行していただくということであります。

56年まで生きているか生きていないかわからないなんて言われればそれっきりですが、それは我々が今ここで言及することではありませんので、当然この計画を実施をしていかなければ、またいろいろ問題が出るわけです。ララの経営の皆さん方も慎重に検討した結果、しかも機構の方からもアドバイザーが入ってそしてやっていることですから、私は可能だというふうに思っております。

今までのことはいろいろありましたので、今までがこうだったから今度はと。ですので、体質を軽くして人員も減らしたり、それからきちんとした家賃も今度は 今までやはりいわゆるテナントとして入ってもらわなければならないいろいろなありました。変動的な家賃があったり、固定的な家賃があったり、あれやこれや、安くてもとにかく入るだけ入ってもらわなければならないとかいろいろあったので、そういうことはきちんと整理をして、優良なテナントということの中で、きちんと運営をしていけば私は可能だと思っております。

それから運動公園の件ですが、なかなか例え話をしてそれはないと言われればそのとおりです。しかし、一般民家があって、そしてそこに公共施設があって、そして例えばあそこに これは家屋倒壊ほどの土砂が出るということは想定していませんよ。出たにしても、それが今、大原運動公園を作ったバックネット裏のメインスタンドのところ、その土砂が止まれば下の皆さん方はそれが助かるのではないですかと、こういうことを申し上げたの



です。別に板倉のあそこへ作っておけばよかったという意味ではなくて、万が一そういうことがあっても、それは公共施設を守るよりは私は一般の住民の皆さん方の財産や命を守る方が優先だということを申し上げたかったわけです。

ですので、そういうつもりです。ただ、いつ壊れてもらってもいいやなんて全く思っておりません。そうならないように当然またきちんと、この警戒区域という部分は今までも十分確認をしたつもりでありますけれども、これからもきちんと確認をしながら、慎重に着手をしていくとそういうつもりでいます。では、すみません、教育長。

教 育 長 1点目の学力の点で答弁申し上げます。議員ご指摘といたしますか城内中学校でお聞きになったということでもありますので、それはそのとおりであります。前にも申し上げましたし、何かの機会でもいろいろなところで申し上げたと思いますが、この地域の子どもたちのいわゆる学力であります、小学校の中学年ぐらいまでは全く遜色ありません。高学年ぐらいから少ずつ相対評価でいきますと下位に移りつつあります。

このことを前にも申し上げましたが、要は一つには家庭での学習時間、学習量が不足してくるということでもあります。もう一つはこれもどなたかの一般質問にもあったような気がします、教え方といたしますか教科書の作り方といたしますか、これらが昔とは随分変わっておりまして、教師の指導力、授業力によって差がつきやすい、そういう形が顕著になってきております。

私どもはあくまでも教師の授業力、指導力を向上させることで学力の向上ということをおねらってきたわけでありまして、これは議員からページを指摘されました学習指導センター運営、正にそれを狙ってやってきたところでもあります。なかなかこれがこの地域の出身の教職員が非常に少ないものですから、ほとんどの教職員が3年で異動していきます。そんな中でなかなか育った頃には転出していくということの繰り返しというふうな悲しい一面もあります。

しかし、私どもが今といたしますか教育長に就任しましたときに、各校長にお願いしたのは、私もあの先生のようになりたいと、そういう姿を子どもに見せてやってくれということでありました。どういうことかといいますと、やはり憧れとか具体的な目標とか、そういうものが見えませんか、大人もそうではありますが子どもは勉強しません。あるいは家庭において保護者から厳しく督促されまして勉強しましても、それは最初のうちだけでありまして、肝心なところで息が切れるというふうなこともあります。

ですので、いい仲間と切磋琢磨して向上しようという、そういう子どもたちを育てたい。そのためのそういう学級運営といたしますか、そういったことも目指したい。そんなことを願いまして新たにQU、学級満足度調査というふうなものも導入しております。加えて従来の年1回、2回のNRT等々のテストですと相対的順位はわかりますが、それぞれ教えている側のどこに不足の点があったか、あるいは子どものどこに、どういうところで理解力が不足しているかというふうなことのチェックができませんので、新潟県が始めましたWEB配信のテスト、これは月1回でありますけれども、これを学級担任、教科担任が自ら採点をし

チェックをして、自分の指導の不足している部分、あるいは優れている部分、それを確実に点検し日々の授業に反映するようというところで取り組んでいるところです。

ここの地域の中学生が中越で上位に、平均点でいくというのはなかなか難しいと思いますが、初めからそう言ってしまうと努力を放棄するということにも捉えられかねませんが、そういうことでありませんけれども、できるだけできることはやりながら、少しずつでも学力の向上に向けて努力していきたいとこのように考えております。

笠原喜一郎君 1点だけ図書館についてお聞きをいたします。市長は返済計画が可能だということであるというふうなことを言われましたけれども、私はこの数字を今までのことを考え、そしてこれから少ないテナントの中で、あるいは年数が経って修繕費がかかったり、いろいろなことを考えた中で、このとおりに行くというふうにもし本当に考えているのであれば、私はそれはやはり甘いなというふうに思っています。

そういう意味で、私は言いましたけれども、本当に経営者の責任それから保証人の方々の責任、そうしたことを寄せ集めて、そして私はここである程度街づくり会社というのは整理をするようなことも考えてやっていった方が 仮にこの金額以上にここで市が払わなければならない結果になったとしても、その方が後に引かないという意味で、私はいいかなというふうに思っています。また、もしお考えがあればお聞かせください。

市長 私はですね、全国で非常に第3セクターが大変な状況になった。先般何かで見ましたが山梨県の身延町、これはもう大変な状況だそうです。社長、印鑑をついた皆さん、みんな商店街の方ですね。これが桁が違いますね何十億だったか、百何十億ですよ。それが結局みんなだめになってしまったわけです。そしてやはり亡くなっていますよ、人間が。そういう悲惨なことを思えば、別にそれを助けるために言うのではないですよ、そういうことはやはり避けるべきだろうと私は思います。

そして避ける部分がここでできようとしているわけですから、私は今の経営陣の皆さん方がこのことでまたきちんと、今度はですからさっき言いましたように私は、この後もずっと市がいろいろの責任を持ちますということは言いません。もし、ここでだめだということになれば、それはもう変な話ですけども市はそこを買ってしまえば、その部分は別に簡単にいえばそっちが潰れようがどうしようが全く関係ないわけですから、その中は。あとは市の関与という部分をさっきから副議長の質問にも申し上げているとおり、きちんとここで断ち切っていくと、そういうことで今、自分の心の中は決めているところであります。

例えば3億円の出資分を 今は3億円ありますよ、これを放棄したってやはり切るべきだというつもりでいます。そして、議員は整理すればいいということをおっしゃいますけれども、そのときにどこまで責任が及ぶかということをお考えですか。大変なことですよ。簡単に今、はんこをついている皆さんがそれで借金を負えばいいやなんて問題ではなくなるということだけは十分ご理解いただきたいと思っております。

議長 議員の皆さんにお願い申し上げます。本日の会議時間は議事日程の関係上、第11号議案終了までとし、あらかじめ延長しますのでそのようによりしくお願いいたします。

す。

腰越 晃君 3項目、4項目になりますか質問させていただきます。217ページ、ニート・ひきこもり対策事業委託料。それから関連しますけれども223ページ、特別支援学級について。ここのところはやはり発達障がい等の問題を抱える児童たちが増えておりまして、特別支援学級についても各小学校が増やしているという状況ではないのかなというように思っております。かいつまんで全体的に発達障がい児の状況はどうなのか。特別支援学級の増え方といいますか、状況といいますか。今年度、また増えるというお話も伺っておりますけれども、そういうところをかいつまんで説明をお願いいたしたいと。問題が大きくなっているのか、対応についてもお願いします。

それから当然最終的に一番こうした問題で気になってくるのが、ニート・ひきこもりの問題です。少子化の中で結婚しない青年が増えているという中では、やはりきちんと働けて家庭が持てる、まずそうした子育てをしっかりとやらないといけないと思っておりますので、ニート・ひきこもりについて、おそらく相談業務がほとんどの内容であろうかと思いますが、さらに一步進めて何か積極的に対応できるものがあるのかどうか、そこら辺のところもお伺いしたいと思います。

もう1点は237ページ、図書館建設事業費の問題であります。今、市長は21番議員の答弁で第3セクターという言葉を出しましたが、第3セクターというふうに理解してよろしいのでしょうか。というのは、これまで全員協議会においても、この一般会計の質問においても第3セクターというものにこの街づくり株式会社が入るのかどうかという、そうした第3セクターという言葉は全く出なかったもので、第3セクターというふうに理解してよろしいでしょうか。以上、とりあえず。

市長 私、一般的に公が出資をして、そして事業を始めるとこれは全部第3セクターという頭ですので。例えばワインですね、アグリコアとかみんな第3セクターという頭ですが、法律的な定義で第3セクターでいいのだろう。確かいいと思います。はい、そういうつもりで第3セクターと申し上げました。

教育長 1点目の件であります。ニート・ひきこもりと発達障がいとは必ずしも概念としては重なるものではありませんけれども、一緒にお尋ねでありますのでそれぞれお答えしたいと思います。

ニート・ひきこもりにつきましては全国的には人口の何パーセントぐらいというふうな推計は出ておりますが、この市内で果たして何人いるかというのは正確な数字はわかっておりません。ただ、全国的な率を掛ければ何人ぐらいになるかなという想像だけであります。ニート・ひきこもりの場合でありますけれども、必ずしも例えば大学までは支障なく進んだのだけれども大学でつまずいたとか、あるいはいったんは就職したのだけれども、そこで人間関係でつまずいてというふうなこともあるように思います。

何年か前の読売新聞の特集によりますと、ニートの場合はむしろどちらかといえば裕福な家庭で育って、そして高学歴で、どちらかというとおタクっぽい人がというふうな感じであ

ります。議員ご指摘のように、自分と違う他者、あるいは全く意見の異なる人とコミュニケーションができない、社会に出ていけないというふうになってしまう。世の中が怖いというふうなそんなふうになってしまった若者が多いような解説でありました。

具体的な相談件数等についてはこの後、子ども・若者育成支援センター長に答えさせますが、去年4月に看板を上げましてまだ1年にならないわけでありましてけれども、ひきこもりということについて、本人からも電話ですが相談がきているという状態でありまして、やはりひきこもっている若者も本人が随分苦しい思いをしているのだなとこんなふう思うところでありまして。

それから特別支援学級の増え方ではありますが、これは今までですとどちらかという新しく特別支援学級を作ろうとしましても、保護者が拒否しました。うちの子はどうでもほかの子と同じ学級に入れてくださいということで、特別支援学級を作ることができなかったケースが多かったのであります。けれども、最近私どものところに在籍しております指導主事が細かく保護者との教育相談をやっていただきまして、特別支援学級に在籍すること、特別支援学校に進むことについてのアレルギーといいますが、そういったものが随分薄まってきた。その結果として特別支援学級が増えたということでありまして。ですので、私ども市内のケースでいっても、ここ2～3年が特別支援学級が大幅に増えてきたことだというふうに思っております。

特別支援学級のほかに普通学級といいますが通常学級に在籍する子どもたちの中にも、やはり常時ではなくても要所、要所でどうしても個別の支援を必要とする子どもさんが在籍していますので、その支援員ですとかそういったものは適宜配置することによって、その子ども楽しく学習ができる、周りの子どもも支障を受けずに学習ができるというふうな体制を今作っているところであります。そのきっかけには議員からもいろいろ示唆をいただいたところではありますが、今後とも地域の子どもたち一人ひとりが健やかに育っていけるよう努めていきたいと、このようにも考えております。

子ども・若者育成支援センター長 今年度の若者の相談、ニート・ひきこもりという分野でありましては17名の方の相談がありました。内容的にはひきこもりの方がほとんどです。一応ニートとひきこもりというのだいぶ受け方が違いまして、ニートの方は今、職業についていないという意識が強いもので、いろいろな問題を抱えているというよりも仕事がないということのまず前提であります。

今回のニート・ひきこもり事業につきましては、ニートを主に中心に考えております。22年、23年と基金の方でNPOフリースクールの夢想舎の方に一応事業として出ておりましたので引き続きましてそこで、今、協議しておりますけれども、相談業務それから出前相談といって私どもの方の事業所に来ていただいて、ニート専門の相談を受けてもらう。それから自立に向けた支援ということで、これは先ほど言いましたようにコミュニケーション能力とか、社会参加というだいたいが不得意な部分があるので、その支援ということを考えておりますし、そこから相談を受ければ家庭相談の方もしたいと思っております。

それから私の方の事業所でそういう方を集めてワーキンググループということで、居場所的なものとかいろいろな活動に参加していただくということで、今、準備中であります。以上です。

学校教育課長 先ほど特別支援学級の学級数と人数というようなことがございましたのでお知らせいたします。学級数が小学校が23年度は19学級でございます。24年度が5学級増えて24学級になる見込みでございます。人数は85人が103人と。中学校が7学級が7学級、人数が17名が16名ということで予定をしております。以上でございます。

腰越 晃君 最後の方からいかせていただきます。特別支援学級ですね、やはり個性を持った子どもたちという捉え方が、私もいろいろ勉強させてもらいましたけれども、これが一番いいのだらうなというふうに考えています。普通学級にはちょっと荷が重たいけれども、特殊学級にいれば十分その子に合った学習、それから様々な学校での体験ができるということ。そうしたものを重視してその子の個性なのだということで、普通学級の方と十分に変わらないような子どもたちの意識が変わらないような、また、保護者の方も十分に、もう最近理解が進んでいるという話ですので、そうした中でしっかり個性を持った子どもなのだという見方でやっていただきたいなというふうに考えます。

それからあとニート・ひきこもりですが、やはりニートにターゲットを絞ってやっていこう ターゲットを絞ると言い方はちょっとあれですけども、やっていこうと。いろいろな意味で社会参加ができる、就労支援もできるみたいな、そうしたものが一番重要なのではないかなというふうに思うのです。ちょっと長くなってしまいますけれども、学校を出たけれども就職してくれない。アルバイトみたいなものはちょっとできるけれども、なかなか固定的な仕事をきちんとやることができないという、そういう話を結構聞くのです。きちんと仕事できて、家庭生活もできるというそういう人間に、このニートの若者たちを向けていくといえますか、そうした支援をよろしくお願いしたい。奥が深いと思いますが、いろいろなところからアプローチしながらやっていただきたいと思います。

最後ですけども、街づくり株式会社は第3セクターであると。いろいろと議論されているのですけれども、私はいろいろ調べて単純に思ったのは、総務省が平成21年に出している第3セクター等の抜本的改革等に関する指針というのがあるのですよね、これにみんな書いてあります。いろいろ議論するのもいいのですけれども、やはり総務省が第3セクターについてはこうあるべしと、廃止する場合にはこういうふうにできますよ、お金が必要であれば地方債も起債できますよ。また、続けていくのであればいろいろな意味で、市長は余り関与したくないと言っていますけれども、きちんと関与した中でやはり経営管理、指導なりをしていく。それについての情報はきちんと公開していくという、そういう考え方がいいのではないかなと思います。また、ある意味1回で整理をする 整理という言い方さっきから抵抗あるように言われていますけれども、1回で何とかというふうに考えるのであれば、やはり多少起債を起こしてもしょうがないではないですか。もう、しっかりここでいったん整理をつけるということも考えられてもいいのではないかなというように思います。ほかの議

員も同じような質問されていますので、私はそう思いますけれども、市長の見解を伺えればありがたいと思います。

市長 私がそこがよくどうだということになると、ちょっとまだはっきりわからない部分がありますが、公社の塩漬け土地の解消のための起債は認められておまして、上越市さんなんかはそれを利用して全部整理していこうと。第3セクターの整理のための起債というのは、私は今初めて聞いたのだけれども、あるか・・・ただ、結局それが今度は市が起債を起こさなければならぬわけでしょう。となれば市が全部やらなければならないという、それはやはり私は今は全く考えてはおりません。

状況がどうなるかは別にして、どうしてもそうしなければならない状況が出ればですけれども、そうだとすればもう全くゼロですから。それはやはり経営に携わっている方の責任も全く問わずにそれをやるということはでき得ないことだと思っていますので、今のところはちょっと考えておりません。また、制度をよく勉強してみます。

教育長 議員のご指摘のように努めていきたいと思います。特にニートになってしまっている人たちにとっては、いきなり今日から働けといっても無理ですから、一緒に何か作業をしたり、あるいはゲームをしたりというようなところからでも、もちろんそれが全くの遊びでは困りますけれども、勤労体験につながるようなところから、少しずつ社会とつながる楽しみ、喜びをわかっていただくというふうなことで進めてまいりたいと思います。

寺口友彦君 ちょっと細かくですが、215ページの子ども・若者育成支援事業ですが、この中に青少年の育成支援という部分が入ってございましたけれども、健全育成会議の取扱いというのは今後どうなるのかというのがあればお聞きをしたい。

それから217ページのニート・ひきこもり対策のNPO法人への800万円。プログラムを製作していただくという800万円ですけれども、NPOがもしここだというのがあれば教えていただきたいですし、プログラムができた後、誰が実施していくのかという部分で考えがあればお聞きしたいところであります。

それから239ページの文化財保護費ですけれども、国の方の管理委託という部分が100万円ほど増額になっております。この理由の方をちょっとお聞きをしたいなど。

それから245ページのスポーツ推進委員の部分でありますけれども、社会体育指導員から名前をかえたという部分ありましようが、予算で9万円ほど増額になっております。ですので、推進委員として資質向上であったりとかいろいろ何かお考えなのかなという部分をちょっとお聞きをします。

子ども・若者育成支援センター長 青少年の健全育成につきましては、現在、青少年育成市民会議というところをお願いをしているところであります。これは市内17団体でしょうか、地区に分かれて活動していただいていると。私どもがその事務局ということで携わらせていただいていますし、そこは私どもの一応意見もちょっと出させていただきながら、地域の活動を積極的に支援していきたいというふうに思っております。ですので、それについては以前と同じような状況で引き続き実施していきたいと思っております。

それから先ほどのニート・ひきこもりの対策事業ですけれども、これはNPO法人づくり支援機構フリースクール夢想舎ということで、山口にある夢想舎にお願いする予定です。今年度は夢想舎に3名の部分の人員費を支援的な部分で出しますが、プログラムの開発と先ほど言いましたように相談事業を実施していただくということです。

夢想舎でもしていただきますし、私どものセンターにも来ていただいて、相談、支援の方もしていただくと。プログラム開発につきましては夢想舎にお願いしますが、そこにも私どもの職員も携わって、当分の間、一緒になってニート対策に取り組んでいきたいということで考えております。以上です。

社会教育課長 239ページの国県指定文化財管理委託料が増えているということでございますけれども、国指定の坂戸城跡の石垣近くの発掘、試掘そういったものにいよいよ取りかかるというものが補助事業で入っておりますので、それに当たるかと思えます。以上です。

245ページのスポーツ推進委員の報酬でございます。これにつきましてはスポーツ推進計画が策定されまして、その評価あるいは推進、そういったものをスポーツ推進委員が担うことにこれからなるわけでございます。そういう意味でやはり開催回数も多少多くしていきたいということでございますので、その分が少し増えてきたということでございます。以上です。

中沢俊一君 穏やかな点を三つほどお願いいたします。209ページ下段にありますけれども中学生の海外派遣。これが5年目ということをやさき伺いましたが、アメリカに日本の桜が渡って100年目だそうであります。セルデンの町に20年前に桜の苗木がかなりの数植えられたという話を、当時の塩沢から行った桜ですね、それが植えられた話を聞きました。こういう一点に集中した派遣もいいのだけれども、今まで先人が培ってきた30年の歩みがある友好姉妹都市があるわけですから、こういう方の絆を学ぶというような意味での派遣、こういうことについて考えがとおりかどうか1点お聞きします。

237ページ図書館のことになりますが、私はまた別の点で心配しているものですから聞かせてもらいます。三つの部門に分かれたワークショップがこれから開かれるという話を聞きましたが、民間のメンバーからはどんな皆さんを予定に入れているのか。また、その期間はどのくらいかかるのか、これについてお伺いします。

3点目ですが大原運動公園249ページでしょうか。市長の今までの見解について確認させていただきます。1点目はこれは昨年のもので塩沢のスキー場が土砂災害を受けました。そして今回は上越市で地滑りの大規模な被害が出ております。この両方とも県は土砂災害の警戒区域に指定しておりませんでした。こういうことについて、その危険性といえますかそれについての市長の見解を改めて伺います。

そして昨日でしょうか。私の一般質問に対する市長の答弁の中での訂正がございました。1点は県の今回の指定に向けた市への働きかけというのは、去年の豪雨災害の前に行った調査に基づくものだということ。これは市長の昨日の訂正どおりであります。これは私はそれ

で満足しています。

ただ、もう1点、この地帯の土質であります。飯土山の噴火による火砕流や火山灰が積もった地帯であって、非常に水やその他のことについては脆いこういう土質であるということ。これは湯沢砂防はそういう見解を言っていないというふうに市長は否定されましたが、この辺についての市長の見解がそのとおりかどうか。これをひとつ確認させてください。とりあえずそれで今はいったん切ります。

市長 去年の7月の豪雨災害でスキー場関係がだいぶ被害を受けました。当然想定されていないスキー場も被害を受けました。それは本当に部分的なものですから、とても県の方が一々そこまで指定したという部分ではないと思っています。ですので、例えば六日町リゾートの部分もそうですし、舞子もそうだったのかもわかりません。一部欠けました。それから八海山のスキー場もほんの一部ですけれども崩落したとか、そういうのが出ましたけれども、それは確か県はそういう大規模的な部分でもないし、全体的に考えてそこがイエローだとかレッドだとかということには指定していないと思います。それをやるということになれば全部の個別にきちんと調べなければならないので、確かそういうことではないと思う。

そこで、今の大原の件ですけれども、火山灰がどうかという、ですからあとの法の改正の中に河道閉塞、火山噴火に起因する土石流、地滑り等という項目が加わったので、あそこは昔火山帯であった、火山灰的なものも堆積といいますか今の土質の中にも入っている。ですので、この区域は警戒をしてくださいとそういうことだと思えます。そういう見解です、私は。

それから私は湯沢砂防にその土質が危険だという話は別に確認はしていない、私は聞いていないということを言ったのです。あその地域が危険でそういう地帯だから気をつけなさいなんてことは、1回も聞いていないということを私は申し上げています。何か書きものに何とか載っていたといいますけれども、それは土質的にそういうところがあるので気をつけただ方がいいですよ、ぐらいの書き方があったかもわかりません。私はそれを確認していませんが、湯沢砂防さんはあそこが危険だからどうだということを、県を通してですね、私たちに一度もそういう話はきませんので私は別に確認していませんと、そういうことです。

教育長 1点目の中学生の海外派遣の派遣先の件であります。幸いにして今度5回目になります。この事業としてはアメリカのオレゴン州であります。ホームステイを中心に組み立ててやっております。3回派遣した後でしたか、オレゴンからこちらにおいでになりました。そのとき来た当時の高校生ですが、今大学に進学いたしましてあちらの大学はインターシップということだそうではありますが、南魚沼にぜひ来たいというふうなことで友達を誘って、私どもの南魚沼の市内の工場にインターシップで3か月ぐらいと言っていましたか、おいでになります。

何でこんなことを申し上げるかですが、中学生の海外派遣は、その中学生の視野を広げるのも大きな目的であります。派遣先と南魚沼市の友好関係の発展というふうなことも大き



な目的であります。そして、これを継続的に実施してまいりますには、あちら様にも引き受けていただく多くの家庭が確保されていなければなりませんし、それぞれの家庭の状況について細かく知っている人間がいなければ、なかなか難しいかと思っております。それは議員もご承知のとおりと思います。

それで、4回派遣いたしました。今のところ、私も年をとったせいではありますが冒険が極めて嫌になりまして、安全・安心ということからいきますと、しかも、また行ってきた中学生が本当に大きな感動と一緒に、大きく成長して帰ってきてくれているのを見ていますと、今現在このオレゴンから早急に変更しようという考えは持っておりません。ただ、議員ご指摘のように旧塩沢町の時代から海外にも交流をしている都市があるわけでありますから、そのことについても当然検討はしていきたいと思っておりますが、今すぐそれをやる考えはありません。

教育部長　それでは図書館のワークショップについてお答えします。ワークショップの委託費については繰越事業で来年度に送っております。この議会が落ち着いたましたら、来年度ワークショップに出たいと思っております。先ほど説明しましたように教育委員会のワークショップとしては、指定管理ではなく直営の運営を計画しております。そういう観点から、まずは図書館検討委員の皆さん、高校生、中学生の皆さん、学校の図書館司書、美術館の学芸員それからJRも関係しますが、それぞれのところにワークショップで図書館の認知と図書館運営についてワークショップをしていきたいと思っております。その方法が個別に出て行くのか、委員をつくって全体でやるのかというのは、今検討中でございます。ということで、4月になりましたら繰越事業の中で、できれば年内にまとめる方向でやっていきたいなというふうに思っております。

それと先ほど私の説明した中で図書館の一つの目的としては、図書館という機能と駅前の活性化という目的がありますという説明をしました。そういうふうになったときに教育委員会だけではこの活性化はならないということで、ターミナルの問題だとか、駅前の道路の問題だとかという部分については建設部が受け持ち、商店街の活性化については産業振興部が受け持ち、それを庁内会議で総務部の企画調整課がまとめていくということで、我々のワークショップに関係のある部分について、時には建設部、時には産業振興部ということで出席していただいて、そのワークショップの主体は教育委員会で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

中沢俊一君　順番に質疑をさせていただきます。まず、中学生派遣についてですが、私はアメリカのいい点は全く認めておりますし、非常にいいことだと思っております。ただ、多様性を少し加えてはどうかということです。ご存じのとおりアメリカは若い国でありますし、そういう点、オーストリアも例を挙げれば、もう600年以上も続いたヨーロッパをああして制してきた非常に歴史もある、芸術文化にも優れている国であります。そういうせっかく今まで築いてきた先人の思いや歴史を、もう少し私は大事にした方がいいのではないかな、しかも、またここに新たな寄附も加わりまして、資金的にも少しゆとりが出てきたわけ

ですから、そんなことをひとつ考えていただきたいなと思って質問させていただきました。

あと図書館の件です。私も合併前の一般の町民の皆さんを集めた会がありまして、たまたまここの部門にいたものですから、当時は情報館、図書が多少入ったかもしれませんが、やはり新しい時代に向けた情報をいろいろな形でそこで発信できる、受信できるそういうところが欲しいというような私はワークショップだったと思っています。

また、図書館というふうに限定してしまいますと、例えば有償で本あるいは情報を提供する場合、やはり図書館法に引っかかってしまうわけでして、情報館としておいた方がここから少し話をしますが、機能からも法からも柔軟性がとれるのではないかと考えています。

加えまして私も一昨年の12月一般質問で言わせてもらいましたが、全く電子書籍というのが日本でもようやく火がついてきました。3年後には1,300億円市場と予想されていますし、今までの経済界が行ってきた予測がほぼそれに沿った形で売上げの方が伸びております。そんなことで、例えばかなり電子書籍を念頭に置いた設計構造にしていくと、あれほどの広いスペースを本をためておくとか、本を飾っておくとか、あるいは閲覧する席をいっぱい設けておくところではなくて、例えば10番議員が主張しているような本当に購買力を持ったお母さんが、子どもさんをあそこで楽しませる、いろいろな交流ができる、そういうことだって出来やしないかと。

それがひいては良食さんがもし、図書館ができれば売上げが減るでしょう、売上げが減るでしょうということはテナント料が値上げできないということですよ。こういうことも含めて、その辺の商業方面への転換も含めた中で、もう少し柔軟的に今できているそういう構想をワークショップの中で変えていく可能性があるかどうかということをお聞きしたいのです。

あと、市長に大原運動公園の件で伺いますけれども、そうだな・・・今のなだらかな12～13度の傾斜のこういう扇状の地形ですよ。しかも、重要な部分ではないにしても遺跡らしきものがあるらしい。この遺跡というのはどうしてああいう土の下に埋まってしまったのでしょうか。そういうことも含めながら全く心配がないということは私はないと思うものですから、また国の方で、合併特例債を使う箇所がこういうイエローゾーンに対して、どういうこれから指針を出してくるのかということも含めて、調査をしてから求められた方がいいのではないかなと思っているものですから、今の質問させてもらいました。

市長 遺跡は一般的に上に浮いている遺跡はありません。どこに行っても遺跡は大体下です。それは結局はやはり土砂が流入したりとか、山が崩れたりとか、いろいろなことあったのでしょうか。遺跡があるからそこが危ないなんてことは全くないわけです。それは別にして、皆さんがおっしゃっているのはいいですか、これは国交省湯沢砂防事務所危険マップというのがあります。ここで言っているのはいいですか、流域内には飯土山、浅草岳、守門岳、苗場山、鳥甲山、焼額山等の火山が存在し、これら火山より噴出した非常にぜい弱な地質が約1割の地域を占めますと、こう書いてある。どこを指していますか。いいえ。

そこで、国交省砂防事務所にこれを確認しました。ただし、平成10年発行流域情報マッ

プ及び20年3月発刊のパンフレット、流域情報土砂災害危険箇所マップに地図面で内山川及び見越沢川、これがいわゆる土砂災害危険であり、火山麓に位置していることが表示されており、文章面の流域概要で飯土山の火山噴出物の記載があるが、火山地域として一般的な説明がされている状況であって、別にここが危険だとかどうだということは一切指摘していませんと、こういうことをはっきり申し上げているのです。わかるでしょう、これは飯土山から焼額山までのことを言っているのです。その中にはそういう地域も1割ぐらい存在しますと。

ですから、全くどういうふうに皆さん方が捉えたかは別に、これがすぐに今の飯土山の麓で、おっしゃっているように今の大原運動公園地内を指しているなんて事実はどこにもないのです。ただ、県は、火山とかというそういう火山地帯であったということはわかりますね、飯土山ですから。ですので、いわゆるイエローゾーンということには指定をしたいと。集落説明も終わりました。私たちもそれに対して同意はするつもりです。

警戒を呼びかけたり情報発信をしたり、避難場所を設けたりと、それはそれでいいわけですから。それがより安全につながるわけですから、全く皆さん方がおっしゃっているように危険だ、危険だということは、そう声を大にして叫ぶことではないということだけ、私はまたここで改めて資料に基づいてご説明を申し上げます。

あとは、それでよかったですか。ちゃんと調査もしながらきちんと確認をしながら、工事の着工に向けて予算を議決いただければ着々と粛々と進めてまいりたいと思っております。

教 育 長 中学生の海外派遣の件であります。私も自分が出かけていくのであれば、いろいろなところに出かけてみたいと思います。ただ、中学生を20人派遣するということになりますと、正直臆病なぐらい安全、旅の途中もありますし、そこにホームステイしている期間のこともありますし、特に私どもの目が届かないところに派遣するわけであります。非常に私は臆病になります。臆病であります。

このことにつきましてはオーストリアが素晴らしいということは、私も映画等々でしか知りませんが、承知しているつもりでありますけれども、ちょっと今は難しいなというふうにお答えをさせていただきます。

それから図書館がいいのか情報館がいいのか、あるいは電子書籍をどの程度想定するかといったふうなことにつきましては、この後ワークショップの中で十分もんでいきたいと思えます。ただ、情報館といいましても、図書館といいましても、それが図書館であれば図書館法のしぼりは当然受けるものだろうというふうに思います。ただ、一般質問の中でも図書館についてございまして、例えば赤ちゃんタイムというふうなこととか、従来の図書館のように本当に黙って本を読んでいるという、それを当然とするようなそれが図書館だということだとすれば、そこからは一歩踏み出した図書館にしたいなというふうには思っております。いずれにいたしましても市民も交えたワークショップの中で、十分これから煮詰めていきたいとこのように考えております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、10款教育費に対する質疑を終わります。

議長 11款災害復旧費の説明を求めます。

産業振興部長 それでは252、253ページをご覧ください。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費のご説明をさせていただきます。1目の農林水産施設災害復旧費200万円ですが、昨年と同額でございます。

建設部長 次のページの254、255ページをお願いします。2項1目の公共土木施設災害復旧費でございます。154万円につきましては前年同額でございます。応急的復旧費として修繕料、機械借上料等の計上でございます。以上でございます。

産業振興部長 続きまして3項新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費、1目豪雨災害公共施設応急復旧費5,784万5,000円ですが、皆増でございます。255ページの豪雨災害農林施設応急復旧費2,000万円ですが、機械の借上料700万円は豪雨災害による融雪期対応と、作業道などの応急復旧費としての重機借上料などです。応急復旧工事費1,200万円につきましては、災害復旧補助事業の対象にならない事業の応急復旧工事費でございます。応急復旧原材料100万円につきましては、碎石、側溝、ポリパイプなどの購入費でございます。以上。

建設部長 次の丸の豪雨災害土木施設応急復旧費でございます。3,500万円の計上でございますが、修繕料の700万円、応急復旧工事費2,000万円、それにつきましては融雪出水等による増破を見込んだものでございます。測量設計工事等委託料でございますが、80万円につきましては水害の残土を搬入しました民有地の境界復元作業をしたいということで計上しております。機械借上料800万円につきましては、市道及び河川の土砂撤去、機械借上料でございます。以上でございます。

産業振興部長 その下の豪雨災害その他一般施設応急不復旧費は204万5,000円です。調査委託料100万円につきましては、登山道復旧のための調査費です。次の施設管理等委託料100万円ですが、五十沢キャンプ場復旧までの管理委託料です。その下の土地借上料4万5,000円につきましては、長崎生産森林組合の分でございます。

2目の豪雨災害公共施設復旧費ですが、12億9,390万円で皆増でございます。一番上の豪雨災害農林施設復旧費8億4,311万8,000円です。5行目の管理監督業務委託料200万円ですが、土地改良区から現場監督をお願いいたしますので、その超過勤務分の委託料です。各種業務委託料3億4,150万円ですが、残土の仮置場の土砂管理委託料と最終処分場への運搬委託料、土砂と流木のふるい分けの委託料、産廃処分の委託料、残土仮置場の復旧委託料でございます。次の災害復旧工事委託料761万3,000円は栃窪の農道の災害復旧工事について、伊田川沿いの河川改良復旧工事を南魚沼地域整備部が行うため、新潟県に委託し復旧をしていただくものです。土地借上料218万1,000円につきましては残土置場の借地料です。めくっていただきまして256、257ページでございますが、農地災害復旧工事費4億円ですが、23年度未発注分と小規模災害復旧部分でございます。林道災

害復旧工事費 8,000万円ですが、23年度未発注部分でございます。

建設部長 次の豪雨災害土木施設復旧費でございます。4億5,050万円の計上でございます。災害関連工事を含みました査定を受けた80か所のうち23年度完了11か所、繰越明許費57か所を除きまして、残りの工事費で道路災害復旧が9か所、3億5,000万円の計上でございますし、河川災害復旧3か所、1億円の計上でございます。

その次の丸のその他一般施設復旧費これにつきましては、社会教育課の関係ですが私の方で説明させていただきます。応急復旧工事費28万2,000円でございますが、これは市指定文化財の栃原峠、旧三国街道の土砂撤去や流出土の埋め戻し工事として計上しております。以上、11款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

議長 災害復旧費に対する質疑を行います。

塩谷寿雄君 息の合った説明をありがとうございました。本当に昨年の災害で、建設が携わるところと農林が携わるところが入り組んで災害になっていたところもありまして、非常に業者の中では、入り組んでいてこっちに上げたけれども、いや実はこっちだったとか、こうだったという、すごく問題があったと思います。そういう中で今の息の合った説明のように内部でしっかりやっていただいて、本当に携わる区長とかもそうだったと思うのです。今年に限れば区長は行くことは余りないかもしれないのですけれども、業者等々は足を運ぶと思うので、その辺を密にやはりやっていただかないと、予算の執行とかもそうですけれども、非常に進まないのかなと思います。これは要望になるかもしれないのですけれども、何か一言ありましたらよろしくお願いします。

市長 災害直後はいろいろ混乱もありまして、若干のそういうことはありましたが、もうこれからはそういうことのないように相互に連絡をきちんと密にとって、努めさせていただきます。よろしくお願いします。

関 常幸君 本来であれば6款で聞けばよかったのかもわかりませんが、大雪災害について。今年も昨年に続いて大雪になりましたので、その対策については昨年と同じように苗代とか、そういうところについての重機とか消雪代については大丈夫だか見解をお願いします。その前にJRの、のについては、いち早く農林課から対応してもらって感謝申し上げますが、苗代対策についてお願いしたいと思います。

農林課長 大雪災害につきましては、18年に1回ありました。それから昨年も実施したところであります。今月の下旬に県の方をお願いをしまして、従来県単という形の中で県の方からも補助をいただいて、市とそれからJAさんと調整をとりながらやっていたということで、現在その方向で話を進めております。ただ、今後まずそれをやるかどうかという問題が一つあるわけですが、これだけの大雪ですので、そういう方向で今進んでいるということでございます。以上です。

関 昭夫君 昨年の豪雨災害、箇所を拾って、査定を受けてという形になってはいますが、おそらく見落とししていた分がまだ出てくるのかなと。ここで豪雪の分もあって雪が消えるとそういう部分が現れてくるのではないかなと思っています。その部分はまた当然災害査定を

受けるなり、単費で応急でいくとかという形になるのかもしれませんが、その辺の周知がどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

もう一つは一番問題になっている残土、この中にも残土産廃とかというのがありましたが、実は魚野川の中に残土が積まれています。私の知る限り2か所ありますが、本来であれば川の中に土砂を積むということは考えられないのですけれども、応急だという見解でした。これからの分でもそこが残土置場になったりいろいろするようですので、流出防止をぜひ図っていただきたい。これは市の話ではないと思います。県の方の分だと思えますし、場合によっては市のもそこを指定する場合だってないばかりでもないという気がしていますので、河川内に置いてある残土ですので、流出防止の対策をきちんとしていただければいいなというふうに思いますのでお願いしたいと思います。

それからもう1点は、この項がいいのかどうか分かりませんが、今日の新聞に空き家対策の分で記事がありました。国会でうんぬんという話が載っていましたが、どうも空き家の対策を国や自治体にちゃんと管理をするように求めるみたいな記事です。正確なところはわかりませんが、もし情報としてあればお聞かせをいただきたいなと。今まで我々も求めていた、あるいは市長も答弁で求めていたような形の内容に進んでいるのかどうなのか、もし情報がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

農林課長 最初の見落とし箇所というところでございます。昨日も各集落の工事委員長さんに集まってお話をいただきました。基本的にはこの春工事がある、繰越しというようなところで工事があるというところを主流に集まってお話をいただきました。その中で一つお願いしたのが、一応春になったらもう1回現地を見てくださということで、もし、今まで査定を受けるべきものかどうかは別としてもそういうところがあれば、また農林課の方へは工事委員長さんを通してお願いをしたいというふうなお話をさせていただきました。業者さんの方にもまたこれからちょっと通知する部分がありますので、そういうものを入れた中で対応していきたいということを考えております。以上です。

建設部長 1点目の見落としの部分でございますけれども、公共的でない道路だとか河川については特に周知をしておりますので、住民の皆さんがもし、そういう現場があったら、すぐ連絡をしていただきたいというふうに思っております。

あと川の中の残土があるということでございますが、一部、国の方でも、・・・一部上がったところに残土を一時仮置きをしているということでございますが、これを永久的にそこへ置いておくというのではなくて、順次運び出さないと、当然豪雨になるとまた全部それが流れるということでございます。一時仮置きということで考えているということをお聞きしておりますので、あと流出防止対策については十分をお願いしていきたいというふうに考えております。

総務部長 私がちょっと今日、記事を見落としまして、内容をまだ読んでおりませんが、新聞以外の情報についてはまだお答えできるような情報は持ち合わせておりません。以上です。

関 昭夫君 見落としの分は了解しました。それから新聞記事の件はぜひ確認をしていただいて、もし、情報がありましたら最終日にでも教えていただけるとありがたいなと思っています。

残土の件ですが、応急的に仮に置くのだという話で聞いていますけれども、どうもこのままの感じでは例えば24年中に決まりがつくような話ではなさそうだな、という感じがしています。特に量の多い箇所もありますので、ぜひ流出防止をしていただきたいなと。少しの雨でもならないとは限りませんし、たまたま場所によっては置いてある対岸が災害復旧の工事でやる場所もあります。当然川の中を閉め切る、水が向いてくる可能性もあるということもあって、たまたま広い場所なので置いてもらうことで、川の幅員がどうこうという場所ではないというふうには思っていますけれども、やはり流出防止はきちんとやってもらうのが当然の処置かなという気がしています。それによって結果としてはそのままその部分を置いて可能なのかもしれませんが。そういうことも含めながら検討いただいて、きちんと対応してもらおうように要望をお願いしたいと思います。

建設部長 流出防止対策についてはこの23日の日に災害連絡調整会議がございますので、その中でまた言っていきたいというふうに思っております。

松原良道君 一般質問の中でちょっと指摘があったのですが、私の知り得る情報を市長と共有して、あと判断は市長に仰ぎたいというふうに、それで質問してみます。今回の災害は、本当に市長がこの間の一般質問の答弁の中で感じている以上に、市内の業者の皆さんは大変な覚悟であってもやりきれない状況が、非常に発生しているということでありま。金額的にもあのとき出たように県だって140億円、100億円はもう災害、40億円は十二沢川。産業振興部も17億円の95パーセント発注。今度は建設部はこれから年度が替わって 建設部はちょっと対応が利口だったと思っているのですけれども、年度が替わって発注すれば最悪の場合は送られるという、多分12億円くらい出るようであります。

そのほかに湯沢砂防がこれから大口がどんどん出るわけで、今、業者間の中では建設業界、建設安全協会、全ての業者の中での反応は、もう市内、県外から応援部隊はもう見つからないと。県外でなければだめだという感じを持っているようであります。そして、今一番不安なのは前回の一般質問にもありましたけれども、その材料、資材。特に建設部、産業振興部が多分28日に業者を交えた中で今回の市の発注、災害のボリューム、生コン、二次ブロック製品、砕石、そういったボリュームの調査を協会を入れてやるようでありますけれども、本当にそういう状態を見ますと、私は今これから市が継続で新しい年度で発注する事業下水道事業だって14~15億円あるのですね。なおかつ下水道は昨年発注した後に豪雨災害ができたということで、約2億円17~18本の発注の仕事がまだ手がついていない状態。

そういったことを考えると市長、どう考えても私は今回の災害復旧を大優先するのであれば、市が単独で、ほかの事業と県や国の事業と絡まった事業はだめですけれども、そうでなければ特に下水道などはかなり発注を抑制して、業界の皆さん、そして行政も一体になって、やはり市民の財産そういったものの復旧を一刻も早くするべき、それに集中するべきだとい

うふうに考えています。けれども、ある業者によってはもう生コン車も買ったという話を聞くのです。プラントは能力があるけれども運搬が間に合わない。確かにそれをすれば自分で請けた仕事はかなり効率よくいきます。当然中古だと思えますけれども、業者はそこまでやはり考えていますよ。

だけれども現実に今の市内の業者のあれを聞くと、塩沢、六日町、大和の業者に私はちょっと聞き取りをしてみましたけれども、名前は言いませんが年間の売上げが3億円しか今までしていないのに、もう災害で3億円超えているのだと。あるいはまた年間の1～2倍の仕事をとっている人もいるのだと。逆にこれからの仕事の発注でまた今度入札ということですから、いろいろの目論見があってまだちょっと控えている人もいます。多分トータル的にはもう絶対にやり切れないというのが現状ですので、ぜひ市長からその辺をくれぐれも、今までの答弁の中で災害復旧優先ということを謳ってきましたので、何とか市長の判断で市の発注事業をちょっと抑制しながらも、災害復旧に重点をおいていただきたいと思っておりますがよろしくをお願いします。考え方を。

市長 何度も申し上げておりますように、災害復旧優先であります。業界の内情といいますかそういう部分については、副市長の方も度々業界の皆さんとの話もしていると思しますので、その状況は副市長から答弁させます。

副市長 確かに大量の工事が今出ていまして、この間もある業者がお見えになって、これは地域振興局での発注でありましたが、市内でなくてよその業者がとったというようなことを言っていました。そういうことで県あるいは湯沢砂防は南魚沼市内に限った発注ではないはずですので、そういう部分では若干の緩和というところがあるかと思えます。

それから23年度で発注した、それを24年度に繰り越したやつは、あとは25年度に事故繰り越し意外は繰り越せないということがありますので、23年度に発注した工事をやはり優先的に繰り越したやつは完成をしていただく。24で発注してもし完成しない場合は、そのまま25にまた繰り越す。そういうようないろいろの手法を使ったり、それから例えば本当にもうだめということであれば、下水道の発注はまた向こうへまた延ばすとか、あるいは発注していてまたストップをかけておくとかというような、いろいろなことも手法を取り入れながら、また建設業協会の方ともいろいろ相談をさせていただきながら進めていきたいと、こう思っていますのでよろしくをお願いします。

松原良道君 ぜひ、そうした一考を持って決断をしていただきたいと思いますと思って終わります。

寺口友彦君 昨年の大水害のときにもJR上越線ですね、上越線の方の工事の動きなんかは、JRは東証一部上場ですので大変な重機を集めて突貫工事でやっていただきました。冬も止めることはありませんでした。ですが、この雪の状態を見ていますと、かなり口が割れてきて、この雪解けとともに相当の土砂がまた落ちてくるのではないかなと予想をされます。

上越線の方の工事についてはどの程度終わったのか。今年は何の程度あるのか。あとは地権者に対する負担金とかそういうものはどうなのだろうかと、いうように非常に不安がある



わけですが、なかなか情報が入ってこないというところでもありますので、そんな情報がもしありましたら。あるいはなければぜひとも情報収集していただきまして、雪解けの中でも相当の急斜面が崩れていますので、相当の土砂が出てくるだろうということが予想されます。そこら辺の準備を万端にしていなければならないと思いますが、情報について何かあればお伺いします。

副市長 特に担当部の方ではそうした情報がないようでもありますので、またよく調べてみたいと思います。JRの仕事はこれは普通の土木一般のほかに、またかなり厳しい資格をクリアしないとJRの仕事はできないことになっていますので、そうした部分では市内の中では数社しかないはずであります。そういうことも含めてまたいろいろ今後のJRの仕事発注、あるいはそうしたことに対応していきたいと思っていますので、よろしく願います。

若井達男君 民生費また若しくはこの災害復旧で、どなたかの方から質問が出るかと思ったのですけれども、なかなか出なかったもので、やはりこれはどうしてもひとつ確認し、またどういった状況になっているかを聞かせていただきます。2月の15日のお知らせ号ですか、これについて被災者生活再建支援法の適用を受けて支援制度がなっている。については8月27日までの期間ですが、お忘れではないですかというようなお知らせがあったわけです。

これは全壊若しくは大規模半壊、半壊、床上浸水が対象になっていると思うわけです。そしてこれは今までの災害被害状況の中で、きちんとそれなりの被害状況は報告されておるわけですが、この制度申請ができるというふうになっているわけですが、今どんな状況になっておりますか。まずそれをお聞かせください。

福祉保健部長 一応被災家屋等については税務課の方で調査をしていただいて押さえています。ちょっとどの程度きているかというのは、最初はだいぶ鈍かったです。ここで再度連絡したことでかなりの部分は出てきているという話ですが、数字については後ほどまた調べてからお知らせしたいと思います。

若井達男君 数字的にはまた後ほどで結構ですが、どうしてこれがまず徹底しないかという問題なのですね。多分全壊については、今、県が板倉の地滑りと同じで400万円県独自で出す。被災者生活再建支援法の適用についても全壊は多分400万円国の制度で。あと半壊も二つに分かれて、それからあるのですけれども、そういったものがやはり周知されていないと思うのです。

350戸以上の床上浸水、また全壊3戸ですか、それから半壊等含めた中で、そしてこれが個々のところにこういう広報で出してもなかなかわからない。そして今度は行政区、六日町市街地、また浦佐地区の新町、そういったところが床上浸水がかなりになっているのです。この議員の中にも被災された方がおるわけですが、そういった申請がなっているかどうか。

そして併せて申請制度そのものが極めて一被災者に対して優しくないのです。申請制度が

どういった内容だか。当然のことながら罹災証明を持ってというのがこれが前提になっているわけですがけれども、この申請内容をちょっとお話していただけますか。

福祉保健部長 申請内容というか、罹災証明は税務課へ行けばすぐにもらえますし、申請書そのものはそんなに難しい。その罹災証明に要件を書いていますので、それに基づいて私どもの方では受付して支給するという形です。ただ、その支払は確か県とかうちではなくて、何とか基金というところからその方のところに払われるようになっています。

判定の方が難しいだけであって、国と県の、例えば床上浸水はおそらく県単の部分だと思のですが、基準自体はそんなに難しくはないというふうに私は捉えています。ただ、それを例えば特に半壊とか大規模半壊という判定になると難しい部分がありますけれども、今回の場合はそこはそんなに数はなかったですし、一番多かったのは床上浸水ということですので、そんなには私は面倒なところはないというふうに思っているのですけれども。

若井達男君 確かに難しいものではないということですが、なかなか申請がない。多くの被災者が出ておるわけです。その中の一つとして、本人申請でなければならないという、そういったのが大前提になっているのですね、これ。そうした中にこの六日町の市街地の中に、要は今までもずっとお話に出てきております老人一人住まい、老人世帯、若しくは要援護世帯、そういった人たちが受付で罹災証明をいただいて、そして申請がありますので出してくださいと、それができないのです。これは簡単なことなのですが、これだけが一番の大きな問題になっているのです。

その辺をもう少し、それこそ国の制度があっても生かせないという状況になりますので。それと今度その支援内容ですね、その辺も南魚沼市が30万円の見舞金を出した、また、六日町商工会の会員については、程度によって3万円出した、2万円出した、1万円出したと。そういうのもあるのですけれども、被災者再建支援法についての制度内容をきちんと把握した中で出すと、まだ8月27日までですので、皆さんがああ、そうか出してみようと。そしてそれにかわって本人申請のときには、その行政区長さんでも、また市の方の係からきていただいても。そういうことでかなり分かっておっても申請ができない、分からない方もいるという。この辺が周知されると本当にまたこれから、救われる人が大勢出てくるのではないかと。そういうことですので、その辺はひとつこれから今回のこのお知らせについての中の結果を踏まえた中で、ひとつまだ時間がありますので進めていっていただきたいと思います。

福祉保健部長 それで、私どもの方は、要援護者とかそういったところで当然民生委員がそこへ行かれるとか、その部分も把握している部分もありますので、そういう方たちへもお願いはしておりました。いずれにしても落ちがないように、せっかくもらえるものから、再度また徹底していきたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、11款災害復旧費に対する質疑を終わります。

議 長 12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の一括説明を求めます。

総務部長 256ページ、257ページをお願いいたします。第12款公債費についてでございますが、1項1目元金では元金償還金、277ページに内訳が記載されておりますが、33億1,660万6,000円。2目利子で利子償還金では長期債の部分の利子が6億812万9,000円、一時借入金利子が200万円、これを計上させていただいております。

13款諸支出金であります。1項1目普通財産取得費では土地取得費として10万円の計上であります。

258、259でございます。第14款予備費では昨年同額の5,000万円の計上でございます。以上で説明を終わります。

議長 12款、13款及び14款に対する質疑を行います。

腰越 晃君 公債費元金について1点お伺いいたします。この公債費の中に地方交付税交付金で支払いできる部分というのは何パーセントぐらいございますか。幾らぐらいになるか。純然たる自己負担と分けてお知らせください。

それから利息に関連して質問させていただきますが、一時金、今年度も35億円という予算になっているわけですが、昨年度の実績、おそらく春先が一番多かったのではないかなというふうに思いますが、どのぐらいマックス一時金借入れがいていたかお知らせください。

財政課長 今ほどの交付税算入がどれくらいかということですが、この元金それから利子併せて約40億円ですが、その約50パーセント程度だというふうに思っております。

会計管理者 22年度の一借でございますが、ちょっとお待ちください。一般会計で最大のところで20億円という金額が最大でございます。年間の利子総額で93万円余りとなっております。以上でございます。

中沢俊一君 さ細な点ですが1点だけお願いいたします。公債費の方ですが、地方債の内訳が277ページにございます。水道事業という普通債があるわけですが、今年度末で31億円。24年度を経過しても29億円近い残が残るわけですが、どうしてこういう形で合併以来、水道事業会計と別にしているのか。また、そのねらいとか効果があったら聞かせてください。

総務部長 大きなものは広域水道企業団に出したときの出資金の単町持ちと申しますが、各市町村で持っていた三つの町で持っていたやつが集まったということが一つですし、老朽管工事の部分で起債が起こせるそうですので、その部分が入っているということでございます。以上です。

中沢俊一君 とすると、今の企業会計で抱えている147億円プラス30億円ぐらいが実際の水道事業の借金と見ていいわけですかね。違いますか。

副市長 これは一般会計から水道会計の方へ出資金というようなことで出していたのですが、いよいよになれば繰出基準でやって繰り出していますが、それと同じような考えで一般会計から水道会計へ繰り出すと。その繰出金について借入金を起こしたということで捉えて、したがって水道会計プラスこれがあるということです。ただ、これはあくまでも一

般会計の方の借入金になります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費に対する質疑を終わります。

議 長 以上で第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算に対する質疑を終わります。

(「議長、修正動議をお願いします」の声あり)

寺口友彦君 修正動議をお願いします。

議 長 資料配付のため休憩といたします。事務局、修正案を配付してください。6時まで休憩といたします。

(午後5時51分)

議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

(午後6時00分)

議 長 教育部長から公務のため早退の届が出ておりますのでこれを許します。

議 長 本案に対しまして、寺口友彦君ほか3名からお手元に配付をしました修正の動議が提出されました。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算に対する修正案を提出するものであります。

第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算の一部を次のように修正をする。第1条中323億5,200万円を308億4,154万9,000円に改める。

第2条を削る。

第3条中第3表を第2表に改め、同条を第2条とする。

第4条中第4表を第3表に改め、同条を第3条とし第5条を第4条とする。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改めるものである。歳入のうち17款繰入金、基金繰入金を11億8,443万7,000円を8億538万6,000円に減額、20款市債を44億3,060万円を32億9,920万円に減額、歳入合計を308億4,154万9,000円に減額する。

歳出、10款教育費のうち6項社会教育費を8億3,057万円を1億8,011万9,000円に減額、7項保健体育費を15億2,156万6,000円を6億6,156万6,000円に減額、歳出合計308億4,154万9,000円に減額をするというものであります。

参考でお付けをいたしました部分の歳入というところをちょっと見ていただきたいと思います。5ページですね。17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金であります。これを8億5,000万円を4億7,094万9,000円に減額をするものであります。それから20款1項市債1目合併特例債を26億8,500万円を15億5,360万円に減額するものであります。歳入合計の方は先ほど申しましたように308億4,154万9,000

0円にするものであります。

1枚めくっていただきまして歳出の部分ですが6ページ、10款教育費のうち6項社会教育費3目図書館費、これを1,747万2,000円に減額をするものであります。事項別明細の中の中で図書館建設事業費6億5,045万1,000円がありますが、これを全額削除するものであります。10款教育費7項保健体育費2目体育施設費、これを1億6,595万5,000円に減額するものであります。事項別明細でいきますと7ページになりますか、大原運動公園整備事業費8億6,000万円、これを全額削除するものであります。以上で歳出合計を308億4,154万9,000円とするものであります。

1ページに戻っていただきます。地方債であります。地方債の方を合併特例債これを14億7,750万円に減額、地域づくり資金貸付けこれを7,610万円に減額、合計32億9,920万円に減額をするものであります。

提案理由を申し上げます。大原運動公園整備、図書館整備、この二つについて24年度当初予算に盛り込まれておりますが、これのいろいろな議論がありました。これを当初予算で決めるには時期尚早であるという部分であります。理由は三つございます。

一つ目は、財政計画の見直しが先であるということでありまして。一般質問の質疑の中で市長は財政計画の見直しを言明いたしました。その姿がはっきり出てしっかり審議をする中で、大原運動公園の整備であったり、図書館整備というのは予算付けをするべきであろうと。財政計画の見直しを先に提示をしていただかなければだめだという部分であります。

二つ目は、かなり議論があった部分でありまして、土砂災害警戒区域内ですね。この警戒区域内での大規模開発をするに当たっては、やはり十分な調査と住民への説明というものを十分やっていただかなければだめであろうという部分であります。特にハザードマップを今持って各地域に、警戒地域指定ということで話し合い、説明会を持たれておりますけれども、そのハザードマップに載っている資料というものは、残念ながら昨年豪雨のデータは入っていないという部分で、市民の皆様からちょっと不安があるという部分が出たということに配慮するものであります。

そして三つ目でありまして、第3セクター六日町街づくり会社への公金注入であります。やはり今後一切市は街づくり会社への財政出動の義務を負わないという確約が先であろうという部分であります。納税者である市民の皆様が納得が得られるような税金の使い方をするには、やはり借り手側の責任、貸手側の責任、そして最大の株主である南魚沼市の道義的責任、これを明確にし、市が財政出動するのは今回が最後であるということが、街づくり会社並びに中小企業基盤整備機構との間で確認をされない限りは、予算を通すことはできないというこの三つの理由であります。以上、提案理由を申しましたが、修正案に対して皆様からまたいろいろな質問いただけたらと思っております。

議長 修正案に対する質疑を行います。なお、この質疑は執行部に対しても行うことができます。

牧野 晶君 それこそまずは執行部にお聞きします。この表、修正案の数字とかに間違

いがないかどうかというのはちょっと、間違いがあったら審議するまでもないという点もあるわけです。そここのところの確認をした方がいいのではないかなというふうな思いがありますのでよろしくお願いします。

あとそれとちょっと聞いてみたいのですが、今までずっと私はこうとっていたのは、野球場についてはそれこそ大原運動公園の整備に関しては、照明や土の入替えとかそういう点はすべきというふうな意見だったわけですが、そここのところは今でもやるべきというふうに思いがあるのかどうかについてお聞かせいただきたいです。

あとそれとララは、いろいろなララについての思いがあると思いますけれども、私は正直ララについてはこういうふうな思いがあるのが、街づくり会社、あそこにあの施設があって、いろいろな意味で経営が厳しいのは分かりますけれども、本当にこの辺のお年寄りとか私の知り合い、嫁の実家なんかもよく買物に行っていたし、いろいろなところで問題があったのですけれども、必要な施設だなというふうな思いがあるのです。まず、あの施設が要ること、あった方がいいか悪いかという点も重要だと思うのです。そここのところはどういうふうにお考えになっているのか。

今まで市の方もいろいろな調整をした中で、最後の今後の財政支援はしないよというのは、それはなかなか言質をとるというのは、本当にまだ生きている人に対しておまえ死ぬか、死なないかというふうなの聞いているようなものだと思いますので、そういう点なかなか答えられないのですけれども、今までの市長の説明の中で私は機構に対して強く言っているのだなというふうに思っているのです。そここのところを信じていきたいし、きっと後ろの方で話がつくのだろうなというふうな思いがあるのですが、そここのところの感じをどういうふうに思っているのかについてお願いします。

市長 うわさは聞いていましたけれども突然こういう数値ですので、どこに数値の誤りがあるか、正しいかというのはまだごく精査はしておりません。そうだとすると30分もちょっと休憩いただかないとなかなかできませんが、今ぱっと専門家が見ておりますので、また後ほど答弁をいたします。

寺口友彦君 まず必要な修繕ということでありませぬ。必要な修繕は当然やっていくべきものだという考えは変わっておりませぬ。

それから街づくり会社の部分ですけれども、街づくり会社とララショッピングセンターというのは別個に考えるべきものだと。今回の公金注入ということは第3セクターといえ民間会社でありまして、民間会社への公金注入ということをもまず一番に考えるべきであろうと思っております。それから、市長が申しているように今回の公金注入をもって、もう市は1円も出さないという姿勢を貫きたいと言っております。ですが、これは例えば街づくり会社であったり中小企業の整備機構であったり、そういうところはどういうふう考えているかと。担当が変わるとこういうものというのは非常に変わるものですよ。請け判をしたとかそういうものについては、法律的なものは全く変わりはないという部分がありますよ。最大の出資者であるということも変わりはないわけですから。そうするとこれだけの公金を入

れるということについては、やはりきちんとしてもう1円も出さないのだよというところが三者の間で確認がとれなければならないというように思います。

牧野 晶君　　まず大原の方からちょっと聞いてみたいのですが、寺口議員が今まで言っていたのを私はざっくり何となくで計算します。例えば照明を替えてくれと言ったわけですよ。あと土の入替えしてくれ。あとちょっとうんぬんという、多分3億円ぐらいになるのではないのかなという思いがあるわけです。それで3億円ぐらいの修繕はやっていくべきという考えなわけですよ。

ただ、私がすごくちょっと疑問に思うのは、それであればちゃんとそのところで3億円ぐらいの修繕でやるべきというふうにしっかり言うべきだと思うのです。市長と、例えばここここはやれて言っているけれども、でも最後の肝心なところは土砂災害地域でとか、そういうふうに言っているわけではないですか。私は本当にそれがわからないのですよ。反対だったら反対でいいですよ。修繕を求めているのだったら修繕で。それを土砂災害エリアをここにきて言っているというのは、ちょっとやっている方としては何を目的として言っているのかわからなくなると思うのです。

私、疑問に思うのが、土砂災害エリアです、これからやるな、やるなと言っているのに、3億円の投資はしていいよというふうに言っているわけですよ。ここは大きな矛盾だと思います。どうなのですか。いや、全然違うでしょう。だって、新たな投資をするなということだと思いますよ、はい。というふうな思いがあるのですが、そのところをちょっとご答弁いただきたい。

今の、今日の提案では財政計画とあとは災害、それとあとララのことだったわけですよ。例えば災害エリアに作ることはまかりならないということであれば、例えば財政計画もばっちり、災害エリアではないところ、そういう場所が例えばあったらですよ。災害エリアでないところがあれば、では多目的グラウンドとか大原野球場を作ってもいいのですか。今まで過去の議会でそうも言っていないわけですよ。

例えばここに土地がありました。大原と同じぐらいの土地がありました。そこへ例えば10億円ぐらいの野球場を作りますよってことになったら賛成するというふうなことではないのですか。その災害エリアうんぬんと言っているのであれば。そういうふうになるので、やるのであればちゃんと反対ならば反対、修繕だったら修繕というふうに、明確にちゃんとわかりやすくしなければ市内は混乱すると思うのです。私もあの人たちが反対している理由というのが、何で反対しているのだろうなど。

ではどこのところを議論していい、議論の議論の積み重ねでやっと方向がっていくのにならなくなっていくのです。そのところ今思っている2点でいいですよ。災害エリアでなければいいというふうにも私は捉えてしまうわけです。そのところをどういうふうに思っているのか。ちょっと聞いてみたいという思いもあるのですが、矛盾しますよね、正直。3億円だったらいいけれども今の災害エリアに金をかけることはまかりならないというふうに言っている。

ララについてはもう考え方の私はある施設を使っていくべきというふうな中で、その中で一石二鳥ではないのかなと。市の方は街づくり会社の支援ではないというふうに言うけれども、私はもう支援だと思ふ。私はこれ以上の支援は、次の支援はする必要がないという思いがありますけれども、必要な支援はしていくべきというふうな思いの中で、図書館で生まれ変わってほしいという思いがあるのですが、図書館はどこで考えていけばいいのかについてお聞かせください。

寺口友彦君 牧野議員の質問にお答えをいたします。まず必要な修繕、3億円だったら今すぐやっていいのではないかというお考えなのでしょうけれども、財政計画の見直しをするということは、財政的にどうかという部分があるわけですよ。そうすると必要な修繕が3億円だとしても、果たしてそれが単年度でできるかどうかということはこれはわからないわけです。ですので、財政計画というものはどういうものかというのをまず見てからでなければ判断できないということでもあります。

それから土砂災害警戒区域でなければどうなのかという部分でありますけれども、これも要は財政計画がきちんとなっているというのであれば、そういう余裕はあるというのがあれば、私はそれは作ってもいいというふうには思っていますよ。

市長 その財政計画であります、これから見直すのはこの予算を前提にしてとかということではありませんよ。これは今までの財政計画の中でやっているわけですから。財政計画も今概ねのことはやっています。ただ、この間言ったように不確定要素がちょっとあるものですから、もう少し詰めさせてくださいと。全く問題はないですよ。では賛成してもらおうのです。私がここに質問してはならない。執行部の方の関連の答弁であります。

今井久美君 質疑ですから討論はしません。私のは単純にイエス、ノーで答えてもらえればいいのですが、今ここに提出者、賛成者、名前が列記されています。大原、図書館、いろいろ考え方はあるでしょうけれども、先ほどの質疑を聞いていると、図書館については一刻も早く処理すべきだというような意見をお持ちの方もあったように思うのですが、ここでまたこれも削られているのでちょっとびっくりしています。

私は一刻も早くこれは、負の遺産は早く整理していくべきだと。何か似たような感じだった意見があったのに、ここにあるのはどういうことなのかなとちょっと思ったものですから、これは合議してみんなここへ名前がある人はこれに賛同してやっとならうと、こういうふうにつえていいわけですね。

寺口友彦君 この第3セクターへの公金注入については、要は後年度に市がまた借金返済に関わるということは絶対ないという、そういう確約の下にまずは事を進めるべきだということに一致であります。

市長 この修正動議の予算書に間違いがあるかと。今さっと見ましたが数字的な間違いはないということで、それぞれ確認をしたところであります。一応間違いはないと思われま。

腰越 晃君 判断する上で市長への質問になるかもしれませんが。さっき本当は第3セク



ターの処理について、総務省の指針がある。やはり国からきちんとした指針が出ているのだから、やはりそうしたものを参考にしながら進めれば、今のような問題はもう生じないのではないかと私はそう思ったもので。これは第3セクターとして継続していくのか、あるいはそこでもう廃止にするのかというそれぞれの選択肢に依じて、こういうやり方をすべきですよということをちゃんと長々と謳ってくれています。必要であれば起債も起こせますよというふうに言っています。

公金を入れざるを得ないのですよ。入れた上でしっかりその自治体、あるいは第3セクターの状況に応じて、今後の整理というのを考えていかなければならないのです。あるいは営業を継続していくのか、そういうようなものであろうと私は思っているのです。だから、これ公金は仕方がない、これは第一歩だろうとそういうふうに思っているのですが、市長はやはりそういう考えなのでしょう。やはりきちんと言明責任を果たしながら、これについてはしかるべく方法で処理をしていくと。それをちょっとお聞きしたいですね。

市長 当然、存続を前提にいろいろ考えてきたわけでありますので、これを整理しようという考え方も全くありませんし、例えば今やっていることがおかしいということであればそれは考え直さなければなりません。私はおかしくないと思っています。今後については、極力関わらないように私も相当の決意を持ってきちんと折衝していく。そして、今の財政のシミュレーションで大きな狂いはないと思いますので、変な整理の方向へ向くということは、全く今は考えておりません。

もし、整理の方向に向かなければならないというような部分が出れば、関わらないとは言っても別にお金を出すという意味でなくて、市がそれは全然知らないから皆さん好きなようにしてくださいなんてことにはなりませんから、当然いろいろの助言、アドバイス、折衝、そういうことは市がまたやるべきことはやらなければならない。お金の部分では、もうこれ以上のことは今は私はしないと、そういう思いでこれからもきちんとやっていくということでもあります。

腰越 晃君 自治体の果たすべき責任というものも、うまく総務省の方は指示を出しています。経営状況をきちんと把握しなさい、経営管理をしなさい。それから後は議会、住民への説明責任を果たしなさい。いろいろここ載っています。やはりそうした責任をしっかりと果たすということは、間をおくという意味が私はどういう意味がよくわかりませんが、きちんとそれについては責任を果たしていくというお考えがあるのでしょうか。

市長 発足が第3セクターですから、当然そういう責任はいつまでもついて回ると、そういう責任はです。そういう思いです。ですから、議会の皆さん方にも市民の皆さんにも説明はしますし、ちゃんとそういう説明責任的なことはきちんと責任は負っていくというつもりであります。

岡村雅夫君 市長にもう1回確かめながら伺います。これ以上お金については、もう金輪際だとかこういう言い方をして、そして存続をさせて、その後責任は負うという。要するにそういうことを何か矛盾しているふうに聞こえるのですよ。金輪際としたいということは思

いだと、思いなのです。その確約がとれなければこの予算は執行してはなりませんよというこういうことですから、その説明はきちんとできないと思います。今、現に決まっているわけではないから。思いを語って、後は責任をとらなければならないならとると。こういうことは私はいかがなものかなと思います、お聞きします。

市長 どういう聞き方をしたかわかりませんが、説明をしたり、そういう責任はあります。それは責任として としてというか責任をもって、こういう経過になりました、こういうことになりましたと、その責任はちゃんと負っていきますということです。

お金については、これも前々から申し上げておりますように、私もきちんとした担保がとれなければ執行しないということはずっと申し上げているのではないですか。そういうつもりでやりますからどうぞ、ということいつも言っていたのではないですか。何度も答弁していますよ。何をその変なところをほじくり出して言っているのですか。ちゃんとそう言っているということを議事録に載っていますから。私も先も後も全然わからないで、ああもう皆さんから予算を認めてもらったから好きなようにやりますなんてことは言っていないから。ちゃんと答弁しています。あなたの一般質問でも。

議長 岡村議員、修正案に対しての質問をお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、修正案に対する質疑を終わります。

議長 以上で第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算の原案及び修正案に対する質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論は、原案に賛成者、原案及び修正案の両方に反対者、原案に賛成者、修正案に賛成者の順に行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

関 常幸君 第11号議案 平成24年度一般会計予算に対して、南魚みらいクラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

最初にこの本一般会計予算に対して、毎回共産党は反対するだろうなというふうに思っていましたし、今回の経過の中で大原運動公園の野球場のことについては、抜いたので修正動議が出てくるのかなとは思っておりましたが、大原運動公園整備事業そのものについても修正動議が出たことに対してびっくりをいたしましたし、驚きを隠せません。

昨年の3月議会、23年度の一般会計予算のとき、そのときには項目等が違いますが図書館整備事業に2,000万円、大原運動公園整備事業に5,700万円が計上されまして、そのとき反対されたのは共産党だけであったのです。今日反対されている方も賛成討論の中で、それらの図書館整備や大原運動公園整備事業は、これからの南魚沼市のそれこそ将来への投資だということで評価をしたのです。それから1年経っていろいろな議論をしてきて、これまでの動議が出るとははっきり言ってびっくりをいたしました。

さて、3町が合併して今年で7年目であります。これまでは財政の健全化を図りながら、

ごみ焼却炉、福祉センター、市民会館、消防庁舎、土地開発公社、斎場、学校の耐震化、本庁方式等の既存施設の大規模改修や改築・新築と、新市の土台、新市を固める事業に取り組んでまいってきたことは皆さんも承知のことであると思います。今年度予算は言うまでもなく豪雨により被災した施設や農地の復旧が最重点であります。

そして、24年度予算の特徴としては、今度は合併前の新市建設の約束事でもありません野球場建設を含めた大原運動公園整備に8億6,000万円、市民の念願であった図書館整備に6億5,000万円を計上した予算であり、市民の期待も大きい予算であります。特に図書館整備は図書館整備に終わるだけでなく、合併前の負の財産であった街づくり会社を再興させるべきの手段を講じ、併せてまちの中心、駅前通りを活性化させようという計画は大変評価されるべきものであります。

そして保護者から要望の強かった特別支援学校を建設し、平成25年4月に開校を目指すべき予算7億4,500万円を計上しました。市立で運営していくという考えに最初は驚きましたが、執行部の英断に敬意を表します。これにより支援学校の生徒が併設している職業訓練施設で職業指導を受けられる特徴ある学校が実現する予算でもあります。

一般会計予算は総額で323億5,200万円、前年比8.3パーセントの増であります。豪雨災害関係を除けば2.3パーセントの増であります。日本経済は復興事情により緩やかに経済が回復しているとはいえ、地方は景気回復の実感がありませんので、323億円という大型予算は景気回復のために大いに評価するところであります。これに繰り越した41億円もあります。

予算は、子育て支援、高齢者福祉の充実、教育、文化、スポーツ環境の充実、省エネ・新エネへの転換、交通体系の整備、観光振興、財政の健全化を重点目標として編成されており、6万市民の安全・安心と将来への発展を目指し夢の持てる予算であります。

健康や命、生活にかかる国保に5億3,000万円、病院に3億1,000万円、水道事業に4億5,000万円、下水道事業に18億円の繰り出しを行う一方で、今年は取り組まないかなと思った住宅リフォーム事業にも取り組みます。新年度から待望の魚沼基幹病院建設が始まります。これに並行して市立病院の整備方針を定め、実施設計を行うなどの病院再編関連予算の予算8,000万円を計上し、市民のさらなる安全・安心、地域医療の充実に期待をしている予算でもあります。

高齢者に対しても魚沼荘改装や水道料金の福祉減免、そして透析患者に交通費助成拡大と弱者に対してもきめ細かく対応しております。子育て支援では学童クラブ、病後児保育の拡充、また、子育てで一番心配の福島原発における放射線量問題に対しても、保育園や小中学校のグラウンド等の測定はもとより、水道等の測定も定期的に行い、安全・安心を担保しております。私の町内に盲目の子どもさんがおり、ラジオ体操や町内行事や運動会にも参加する元気な子どもさんです。この春から浦佐小学校1年生になります。ご両親は当初、盲学校に入学させるか普通学校に入学させるか悩みに悩み、そのとき教育委員会担当課が本当に親身になり相談に乗り対応してくれました。そして浦佐小学校には弱視学級を、特別支援学級

を、さらに塩沢小学校には発達障がい通級教室を新たに設置してくれておる予算でもありません。

当市の基幹産業であるスキー産業活性化の特効薬はなかなか難しいですが、市長の真摯に取り組む姿勢から道は開けてくると思いますので、今まで以上にスキー業界の皆さんとの交流を深めてください。観光面では道の駅オープンを新たな誘客施設とすべく予算計上しており、大原運動公園との相乗効果も期待されます。正に行動することで難局を打開し、希望の光をもたらす24年度予算であると確信をし評価いたしております。

しかし、さりとて全てがよいというわけではありません。市税収の停滞、市税の滞納や整理も進みません。それらの改善には一層の力を入れなくてはなりません。基幹産業である水田農業のあるべき姿の将来展望への不安、そして経済、医療、生活や農業の枠組みをも変えるTPPの存在と、多くの政治課題もありますが、井口市長の政策は合併以来ぶれることなく歩んできた7年間です。それに裏打ちされた24年度予算ですので、議員各位にご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に修正案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算に対して、修正案に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

賛成理由につきましては3点提案者が挙げましたけれども、おおむねその3点は同じなのですが、同じと言ってもそれぞれについてやはり思いも違うわけですので、それぞれについてまた私なりの考えを述べさせていただいて、ご賛同を得たいというふうに思います。

まず1点目、財政問題であります。私は議員としてのスタンスは、基本的には市民要望にできるだけ応えるよう努力をすることではありますが、それは一方では当然でありますけれども財政運営を自分なりに見極めての判断であります。したがって、財政問題を多く一般質問してきましたし、決算、予算審議の中でも積極的にチェックをしてきたつもりであります。

そういう中で市長は財政運営には将来的な目処が立ったと繰り返していますし、例えば大原運動公園を実施計画どおりに建設しても、ほかにしわ寄せはいくものではないというふうなことも繰り返しているわけでもあります。もし、そうであれば議員として反対する理由もないわけではありますが、平成17年に策定した財政計画は平成21年に変更され、さらにここでまた見直しが行われています。それだけ社会情勢、自治体を取り巻く経済情勢が動いているということだというふうに思います。さらに、国際社会の中で日本経済の現状と今後、さらにまた今後の少子化、高齢化それによる生産人口の減少、そういう中での地方自治体の今後は私には全く見えづらい、不透明であります。

そういう中で全国どこの自治体も慎重な財政運営を強いられているわけではありますが、南魚沼市の状況を見ても、税収は法人税も個人市民税もなかなか平成19年、20年当時には戻れないし、今後もおさら厳しい。国税収入も厳しいが市税の今後はさらに厳しい。入っ

てくる状況はそういう状況であります。

では、出る方もありますが、今回の予算審議からみても国保会計への法廷外繰入を23年度は1億円やりました。24年度は1億5,000万円を繰り入れなければ大幅な保険税が上がってしまうということになっております。これは23年度、24年度で終わるものではない。構造的な問題もあるわけですので、税額を抑えるためには制度が変わるまで額を増やしながら続けなければならないということも懸念されるわけでありまして。

そして、間近に迫った基幹病院に伴った医療再編であります。一番大事なことでありますので、何としても地域医療は守ってもらわなければならないわけでありまして、新六日町病院、大和病院を改修又は改築しなければならない。県は地域医療再生基金で南魚沼市分として5億6,500万円だけは確保してありますが、あとは6月に市長が知事と交渉する予定になっているようではありますが、場合によれば残りの数十億円は まだ事業費ははっきりしていませんのでわかりませんが、数十億円は病院の企業債対応ということになれば、建設改良にかかる償還の半分は一般会計で持つということもあり得るわけでありまして。その前段で企業債を起こすためには資金不足があってはならないということで4億円を繰り入れました。来年度以降も企業債を起こす必要があれば、病院の経営体質からは急に黒字転換はなかなか難しい。さらに繰入れも必要になることも考えられるわけでありまして。

教育問題にとっても特別支援学校を市で運営することになりました。本来、県で設置義務があるところまで何で市でやるのかと。将来ともに県でやっている特別支援学校の教育環境を維持することは、財政面から 財政面からですよ も大変な負担を負うことになるというふうに私は当初思っていたわけでありまして、地域の子どもたちは地域で育てるといふそういう高い教育理念があつてのことですので、私はこのことはやはり素晴らしいことだというふうに思います。今言ったこれらのことは負担も大きいわけでありまして、市民の日常生活のためにはぜひ、やってもらわなければならないことだと思いますし、それをやろうとしている市政を私は評価もいたします。

しかし、それは入る金が限られている中でやらなければならない。当然のことでありまして。今回予算審議の中から今後、雪対策に伴った地盤沈下対策が、私は今後大きな問題として出てくるような気がします。学校統合の問題もあります。そこで、地方交付税などの所得の配分政策に頼らない産業振興や雇用も考えなければならない。こういう問題もやり方によっては大変な事業費がかかるわけでありまして。

その辺を含んだ財政計画が、きちんと根拠ある計画として財政計画を確認しなければ、私は議員として判断はできないと、すべきでないというふうなのが私の議員としての姿勢でありますし、この部分は誰も皆さん議員であればそこはそうだというふうに思っていると思うのです。それを確認して市長が言うように大丈夫だとするならば、それはそれでいいことになるわけでありまして、まず改定中の財政計画を見てからしたいというわけでありまして。

今年度中にできるということですので、6月議会までには説明や確認ができるわけですので、その辺を経て6月議会に提出すべきだというふうに私は考えます。この豪雪ですので3

か月先に送っても同じだという気もいたしますので、きちんと現状を見て、結果はそれぞれの考え方も違うわけですので、それはそれでいいわけではありますが、それぞれの結果を導き出す経過はやはりきちんとしなければならないというふうに思います。

2点目です。大原運動公園で先ほど言いました土砂災害警戒区域の問題があります。警戒区域でありますからずっと言われていきますように、建物を建設できないわけではありませんが、そういう土地にあえて作るのであれば、上越市の板倉地区の地滑りの例もありますように、あそこは警戒区域でないところが滑ったそうですけれども、警戒区域として安全対策、この施設を作ることによってむしろそこの人たちが安全に守られるのだと、そういう内容を追加して建設を進めるべきではないかというふうに思います。

例えば緊急時の避難誘導の伝達手段をあそこに追加で作るとか、そういうのを考えてやるべきではないかというふうに思います。そういう意味からも6月議会まで先送りして提案してもいいのではないかというふうな考え方があります。

加えて言えば、私は大原運動公園に反対するものではありませんが、「公式」という2文字を取るだけで予算はだいぶ少なくなるでしょうし、それで十分市民の皆さんも満足してもらえるとこの施設ができるというふうに思います。

私は一昨年ですが県下の運動施設の視察に行きました。山の中の、たまたまでしょうけれども全く人がいない運動公園もありました。逆にまた野球に、テニスに、サッカーに、陸上競技に高校生や中学生が本当にいっぱい練習している運動公園もありました。学校が近くにあったということもありましたが、その印象が私は強くありまして、公式試合で年に1回、2回プロが来るよりも、多くの子どもたちが、市民が、利用しやすい方向に金を使うことが必要だと思っております。

3番目です。図書館の問題であります。図書館については、私は前々から言っていますようにララという既存の施設を活用してすることは賛成であります。事業的には結局新たな場所につくるのもそう変わらないということになるかもしれませんが、ララ内につくることによって駅周辺をコンパクトシティとして活性化させるという積極的な、戦略的な考えがあって、なお今大変なララ運営の支援と、住民の買物の場を守るということを同時に解決、そういう大義名分が私は必要だというふうに思うわけであります。

今日、今回、若井議員から過去のいきさつの話もありました。行政として道義的責任が私はあると思います。今回、3億円を補助するというのは道義的責任ではないそうですけれども、私はそれは今までの経過の中で道義的責任としてもそういう補助をしながら、そしてだけれどもいつまでも道義的責任と言ってもらっても困るわけでありまして、今回で財政的な支援は終わりにすると。市長もそのつもりでありますので、そういうところを明確にしてもらおう。

それがまたただだと先々また負担しなくてはならないようであれば、またうまくないということもありますので、6月の議会までにはそこら辺をある程度きちんと明確にもらえば、6月に出していただければ、私はこの図書館建設については非常に先ほど部長の方が

ら説明ありましたけれども、そういう方向でまちづくりが行われるのであれば、私は賛成であります。

そして、ほかの予算の部分については、投資的経費が64億円にもなっていますが、その部分を除けば細部に配慮が行きわたった予算でありまして、私は大変いい予算であったというふうに思います。

付け加えますけれども、投資的予算の64億円は災害復旧もありましたのでそれも致し方ないという部分がありますけれども、そういうところがありますので、ぜひ図書館のその問題、確認の問題、そして財政計画をきちんと私たちが確認をして、そして結論を出すと、そういう時機を作っていただきたいというふうに思いますので、今回の修正案について、その部分を除いてとりあえず当初予算を組むというところに賛成をするものであります。以上終わります。

議長 原案に賛成者の発言を許します。

関 昭夫君 第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算に賛成の立場で市政クラブを代表して討論に参加させていただきます。

初日からたった今までの議論をずっと聞かせていただきました。非常に課題の多い中、きちんと対応しながら工夫をして予算編成をしているな、また執行に向かっても十分な決意があるなというふうに思っております。私も疑問点があり、20数点聞かせていただきました。

そういう中で特に図書館建設の街づくり会社に対する補助金、ここが明確でなければなかなか予算に賛成しづらいなという思いもあり、しっかり確認をさせていただきましたが、今までの市長の姿勢、そして答弁で発言してきたこと、必ずしっかり実現してきた。そういう過去の経緯もありますし、今回この質疑の中で発言されたこれによって、将来の市民の負担をなくすのだというこの決意、十分に理解ができました。

私はその確約がとれなければ、予算を上げるべきでないという考え方には賛同ができません。交渉するにはやはり手元にきちんと執行できるだけのものを持って交渉に当たる。これが交渉の戦術だと思います。戦略でもあり、戦術でもあります。ましてや、これだけの場で決意を述べられた市長の発言を信頼し、この一般会計予算に賛成をしたいと思っております。以上で討論を終わります。

議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

中沢俊一君 時間が押しております。手短かに申し上げます。今この討論を聞きながら、やじを又聞きながら、残念だなと思ってきたことがありました。大原運動公園整備に関する見方であります。市民の皆さんがこの案に疑問を持ちながら市民フォーラムという組織を立ち上げたことはご承知のとおりでございます。そのパンフレットにはっきり書いてあります。私たちは大原運動公園整備には賛成です。しかし、野球場は大事に修繕しながら、多少の文言は違うと思えますけれども、そういう趣旨のことをしっかりと書いて、そしてこういう運動を市民の皆様へ展開していただきました。これははっきりとここで皆様の方から認識していただきたい。字になって残っていますからね。

さて、その中ですが、先ほどいろいろ以前には理由を挙げたけれども、今は何だ土砂災害かと。話は変わったのかと。そうではございません。元々はこの話がどうして出てきたか。5年余り前になりますが、市長が記者会見の中で、8億円、10億円そういう公式野球場を作っていきたいという発言から始まりました。当時、その市長発言、提案といえますか発言に対して、狂気の沙汰だとかうかん言をした職員がいたというふうに私は聞いております。

さて、当時から何がよくなってきたでしょうか。あれからリーマンショックが起こり、去年の国難ともいえる東日本大震災が起こり、そして昨年7月には新潟・福島豪雨が当南魚沼市にも大きな被害をもたらしました。少子高齢化はこのまちでは急激にまた進んでいきます。雪も大変降ります。そういう中で投資効率が決して高いとはいえない公式野球場をつくる必要があるのかどうか。これがまず第1点。

それから、財政については、多くの公の指標が示しているとおり、はっきり言えば借金、将来市民が負担していかなければ借金のまず総額が多い。そしてそれを毎年、毎年返していく。交付税措置を除いた実質公債費比率が、やっと柏崎のああいふ事情もあって県内ワースト2位まで回復した。人件費比率、重要な、それから一般の渡世回しをしていくに必要な予算の割合、どれをとってもこの南魚沼市はやはり多いのです。

私どもは市民フォーラムの皆さんに言いました。間違いがある情報を流してはいけない。だから、多少の表現のニュアンスは違ったにしても間違いだけは一般市民の皆さんに流してはいけない。そういう思いを持ちながら客観性のある数字を取り上げながらやってきました。

これは参考になるかどうかわかりませんが、去年の7月豪雨の直前、大宮で政治に関するセミナーがございました。講師は元志木市長穂坂さん、この方の今まで関わってこられた地方自治に関する豊富な体験の中の講義でありましたけれども、一緒に市政クラブの皆さんもそこに参加しておりました。その中のメンバーが穂坂さんにこういう質疑をしました。ポピュリズムとは、いわゆる大衆迎合主義とはどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。穂坂さんは一瞬考えました。そしてこうおっしゃった。市民の声というのは尊重すべきだと思います。ただし、その中に間違った情報を伝えながら、そこから起きてくる市民の声、それはポピュリズムとやはり位置づけるべきでしょう。しかしながら、そうでなければ市民の声というのは最大限尊重すべきでしょう。こういう回答でありました。

私はそういう市民の声を、やっぱり市民の感情を尊重しながら作っていく公共施設でなければ、お客さんは市民のわけですから、マーケティングの根本が間違っている。これについては市長から、本当に市民の皆さんから納得していただけるだけの説明責任、納得していただけるような説明責任を果たしてほしい、こう言ってきました。

市長が町長就任当時よく出した例がありました。福島県の二本松城、ここに城主が自分の尊敬する儒学者の言葉を石に刻んで、自分はもとより、毎日毎日登城してくる侍たちに、これだけは気をつけていこうよとこういふふうに示した言葉であります。我々侍が使っているこの貴重な、今で言えば予算は全部、民百姓が汗と油の中で稼ぎ出してくれたものだ。だから表現は違いますが、彼らを結果的にこの使い方によってしいたげるようなことがあ



ってはならない。彼らの努力を、汗と血をむだにしてはならない。これは市長が繰り返し、繰り返しこの場でも我々に語った言葉であります。

さて、そのような中で今そういうことで市長は度々、私は提案者としてこれを提案するだけあります。決定は皆さんの議決による。それでやっと執行できるのです。確かにそのとおりです。我々、阿部議長を筆頭に26名の議員が、それぞれこの議決を責任を持ちながらこれから後世に伝えていかなければならない。子孫に我々がどう評価されるか、それが今これだけの市民の声がまだまだ根強く残っているのであれば、ここはもうしばらくその説明責任に費やした中で、改めて提案をして我々26名の議決を得るべきだろう、そのように判断をいたしました。全員の皆さんの賛同を期待しまして討論を終わります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

林 茂男君 歩む会の林 茂男でございます。議長より発言を許されましたので会派を代表しまして原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。ほとんど先に立ちました両閣議員のところでは言い尽くされておりますが、私の視点だけ申し上げてやめたと思います。平成24年度当初予算の認定であります。私はこれは当市の合併後最も歴史的なものになると思っております。旧六日町は行政と経済の中心、旧大和は医療、文化、教育の中心、旧塩沢はスポーツ・観光の中心。この合併南魚沼市が目指す方向性をこれまでの準備助走体制からいよいよ本格的に離陸、飛翔させる段階に移る初年度だと私は考えております。基幹病院が始まる、道の駅、大原運動公園整備が始まる、図書館、市立の支援学校が始まる。当市にとって歴史的ないわば合併の最初の段階を仕上げるといふ意味を持つ年度の予算であると思っております。

その予算に予想していたとおりですが修正案が提出されました。私は図書館のことではなく大原運動公園に限って申し上げたいと思います。私もこの議場の仲間になりまして2年半、この議場で何度となく繰り返される議論を聞いてまいりました。もはや話は出尽くしたと私は思っております。ただ、今回の議会で運動公園が土砂災害の警戒区域内にあるとしまして、新たにそれを反対といいますか躊躇する理由に挙げだしたことが、私は非常に残念であり、また論外だと思っております。

市民には必要以上の不安をあおることになる、そのように思っておりますし、市内にはたくさんスキー場が警戒区域もありますし、それ以上にまた危険区域にも隣接するような場所まであります。事実、ずっと話があるように昨年の夏の災害に遭い、復旧の最中にあります。それでもそこは生活と、営業と多くの人たちが寄り添って生きている場所であります。もし、このような論調が蔓延するとすると、一歩間違えれば風評被害にもつながりかねない大変デリケートな問題であります。

私はここにいる議員がその先頭に立って、言葉は悪いですが政争の切り札のようなふうには私には聞いてとれません。私は痛烈な批判を持ってこの討論に立っております。運動公園については将来に過度な負担を残さない範囲で、可能な限りよい施設を望みたいと前々から思っております。今は建設規模を含めまして将来世代に負担を残さない、私は最良

の道を選択しつつあるのではないかというふうに信じるに至っています。

最後といたしますが一昨年、22年の9月の定例議会で、この場所で相反する民意のことを取り上げました。相反する民意であります。それを決する場こそ私は議会であると考えております。そのように私はこの場所から議員の皆さんに訴えました。少なくともこれまでのような議会議員それらが関与する形で、この問題をこの先まで市民を巻き込む政治運動や、そういう気運をやっていくのは私は間違いだと思っております。本日をもって私はそのことに収束を見なければならぬというふうに信じております。これは私の願いであります。議会の品位、議会の存在意義を我々議員自らがおとしめるようなことがあってはならないというふうに思っているからであります。これは私の考えであります。

以上、申し述べたことから私は、特別な意味を持っているこの平成24年度の予算案を支持し、原案に賛成させていただきます。多くの議員の皆様各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 修正動議提案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。大体議論は出尽くしたという今の討論であります。私も同じことを繰り返しますが、ごく簡単に趣旨を述べて終わりにしたいと思います。

私は本予算は強引な予算編成と言わざるを得ない、この一般会計予算であるというふうに思っております。市長は所信表明等で景気と税収の回復が見込めない中で、大変厳しい予算編成と言いながら、一方で方針として数年予算の編成方針、これからだと思えますけれども懸案の大原運動公園整備、概算事業費27億6,000万円、これに8億6,000万円の当初予算を付けました。図書館整備事業、概算事業費15億円、これに6億5,000万円を当初予算に盛り込みました。

今の財政力でいきますと超大型の施設整備を進めることを決断したということであります。野球場13億5,000万円については、前回の市長選挙で10億円の野球場は要らないと批判を浴び、2万人にも及ぶ反対署名を受けながら強引に進めてきての提案であります。10億円どころか35パーセントもアップの提案は、民意に沿った計画とは言えません。また、新たな問題として土砂災害警戒地域に指定されることが、この土地が明らかになっていることも問題であります。

図書館については街づくり会社の問題が多く議論されました。私は一つの提案もしてみましたけれども、市長の言う、財政的援助はこれっきりということには私は至らないと思っております。この議論は本当にきちんと詰めた形がなければ、全て市の責任になるというふうに考えております。いろいろな議論を積み上げる中で建設位置の問題をも含めて、多くの議論がこれからも必要と考えています。

細かい予算のことを申し上げればそれぞれいろいろありますけれども、今、市民の置かれている現状これから見ますと、誰も賛同することは災害復旧が最優先であるということと、この景気低迷の中、市民生活を応援、そして財政の健全化を図り、市民の健康と福祉、暮ら

しを守ることが今、市に課せられた最優先課題というふうに我々は考えております。

今回のこの修正案については、まだまだ明快な確約が得られない部分がありますし、やはり市長は財政事情を鑑みれば、私は先送りをすべきだと。そしてゆとりのある財政のときに改めて考えるのが私は最善の方法というふうに考えております。特例債に間に合わないからというような言い方では、私は余りにも軽率な判断をしてしまいはしないかなというふうに考えております。以上、一般会計反対理由でございます。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

まず、修正案について採決いたします。

第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算に対する寺口友彦君ほか3名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、修正案は否決されました。

議 長 次に原案について起立により採決いたします。

第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

議 長 次の本会議は3月19日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労様でございました。

(午後7時14分)